

# 甲府市中心市街地活性化基本計画

平成20年11月

山 梨 県 甲 府 市

平成20年11月11日認定

平成22年 3月23日変更

平成22年11月12日変更

平成23年 3月31日変更

平成23年11月24日変更

平成25年 3月29日変更

平成25年 7月25日変更

平成26年 3月28日変更



---

---

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 甲府市の概況	1
[2] 中心市街地の現状分析	3
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	29
[4] 甲府市におけるまちづくりの考え方	35
[5] 甲府市中心市街地活性化基本方針	42
[6] 「中心市街地まちづくり会議」の設置	46
2. 中心市街地の位置及び区域	47
[1] 位置	47
[2] 区域	48
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	49
3. 中心市街地の活性化の目標	54
[1] 甲府市中心市街地活性化の目標設定	54
[2] 計画期間の考え方	58
[3] 中心市街地活性化の目標設定の基本的な考え方	58
[4] 成果指標の目標数値の設定	60
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	74
[1] 市街地の整備改善の必要性	74
[2] 具体的事業の内容	75
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	83
[1] 都市福利施設の整備の必要性	83
[2] 具体的事業の内容	84

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	90
[1] まちなか居住の推進の必要性	90
[2] 具体的事業の内容	91
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	93
[1] 商業の活性化の必要性	93
[2] 具体的事業等の内容	94
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	111
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	111
[2] 具体的事業の内容	111
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	115
[1] 市町村の推進体制の整備等	115
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	119
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	125
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	128
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	128
[2] 都市計画手法の活用	129
[3] 都市機能の適正立地、既存のストックの有効活用等	130
[4] 都市機能の集積のための事業等	133
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	134
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	134
[2] 都市計画との調和等	135
12. 認定基準に適合していることの説明	136

## 様式第4 [基本計画標準様式]

○基本計画の名称：甲府市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：山梨県甲府市

○計画期間：平成20年11月から平成26年10月まで

### 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

#### [1] 甲府市の概況

本市は、甲府盆地の中央を南北に縦断し、南に富士山、北に八ヶ岳、西に南アルプス連峰を仰ぎ見る風光明媚な土地柄である。渓谷美日本一の昇仙峡を代表とする美しい自然環境と県都にふさわしい都市的景観の織りなす風景から、「山の都」とも形容されている。作家太宰治は、その作品の中で甲府について、「シルクハットをさかさまにして底に小旗を立てたような、文化のしみとおったハイカラなまち」と表現している。

甲府の山麓部に人々が生活を始めたのは、約8,500年前の縄文時代早期のことである。稲作農耕が始まる弥生時代になると、低湿地に集落が営まれ、盆地底部の開発が始まり、6世紀頃には市域で古墳の築造が開始された。

平安時代の末には武田信義が甲斐源氏を統率し甲斐の支配を固めるが、市域にはその子一条忠頼と板垣兼信が館を構え、源頼朝の源氏挙兵にも参加して活躍し、鎌倉幕府の創設に寄与している。

武田氏が戦国大名として雄飛する基盤を築いたのが信玄の父信虎である。弱冠14歳で甲斐守護職を継いだ信虎は、反旗を翻す有力土豪を制圧し、つつじが崎に居館を造って城下町の建設にも着手した。甲斐の府中「甲府」の始まりである。

武田氏の勢力伸張に伴い、甲府は領国統治の拠点として発展したが、信玄の子勝頼の新府移転や武田氏滅亡を契機に中心を南方に移して再整備されることになった。

近世を通じて甲府城下町が最も繁栄したのが柳沢氏の時代である。それまで甲府城主は徳川家一門に限られていたが、将軍綱吉の側近・柳沢吉保が甲斐を受封して城主となり、父子二代にわたって城下町の整備を積極的に進めた。



近代に入り、明治 22 年には、甲府の市制が施行された。関東では東京・横浜・水戸に次ぐもので、当時の人口は 3 万 1 千人余りであった。明治 36 年には、中央線甲府・八王子間が開通、大正 2 年には上水道の完成、昭和 3 年には身延線が全通し、本市にとって大きな変革をもたらした。

昭和に入ってから数回の合併を経て市域を拡大し、本市は、山梨県の県都として、行政、産業、交通等の中心として発展を続けている。この間、昭和 20 年 7 月の甲府大空襲では、市街地の 74% が焦土と化する大きな被害を受けたが、これを機に戦災復興土地区画整理事業に着手し、市の復興を図るとともに、近代都市建設に向かって都市基盤の整備を始めた。

その後、日本経済の高度成長期に入り、昭和 46 年の中央線の複線化、昭和 57 年の中央自動車道の全線開通等により、本市の産業経済活動はますます活性化し、内陸部の中核都市として着実に発展を遂げ、平成元年には市制 100 周年を迎えた。

平成 12 年には特例市に移行、平成 18 年 3 月には、中道町と上九一色村北部地域を合併して現在の市域となっている。人口は約 20 万人、市域面積は 212.41 k m<sup>2</sup> となり、地方分権時代の地域の新たな担い手として、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指している。



## [ 2 ] 中心市街地の現状分析

### ① 人口・世帯の推移

平成 20 年 4 月 1 日における住民基本台帳によると中心市街地の人口は、5,804 人、世帯数は 2,871 世帯となっており、市全体に対するシェアは、それぞれ、3.01%、3.43%となっている。

また、人口、世帯数を時系列的に見ると、市全体では、人口は 20 万人前後でほぼ横ばいとなっているが、世帯数は増加傾向にある。一方、中心市街地については、人口は減少傾向にあるが、世帯数は近年微増している。

1 世帯当たりの人員は、平成 20 年において、市全体で 2.30 人に対して、中心市街地では 2.02 人となっており、どちらも減少傾向にあり、核家族化、単独世帯化が進んでいることが分かる。

また、平成 8 年から平成 20 年にかけての中心市街地の人口と世帯数の年毎の推移を見ると、平成 18 年までは、人口・世帯数も同様に減少していたが、平成 19 年以降は、まちなか居住再生事業等に伴うマンションの立地などにより、人口は約 190 人、世帯は約 160 世帯の増加に転じている。

表 1 人口・世帯の推移

(単位：人、世帯、人)

□	甲府市			中心市街地		
	人口	世帯数	世帯人員(人)	人口	世帯数	世帯人員(人)
昭和58年	200,473	67,495	2.97	9,109	3,295	2.76
昭和63年	200,444	70,894	2.83	8,210	3,115	2.64
平成5年	198,977	74,660	2.67	7,242	3,047	2.38
平成10年	193,796	76,913	2.52	6,592	2,896	2.28
平成15年	189,498	79,005	2.40	5,996	2,811	2.13
平成20年	193,013	83,751	2.30	5,804	2,871	2.02

資料) 住民基本台帳

注) 平成 20 年、15 年、10 年は 4 月 1 日現在、平成 5 年、昭和 63 年、58 年は 1 月 1 日現在

平成 18 年 3 月に、旧甲府市、中道町及び上九一色村北部地域が合併して現在の市域となっている。

図 1 人口の推移



図2 世帯・世帯人員の推移

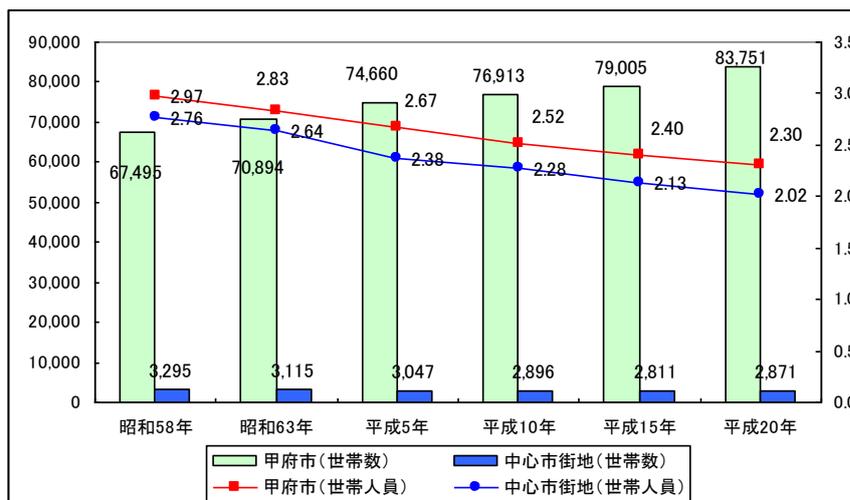


表2 中心市街地の人口の推移

(単位：人、人、%)

区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
中心市街地人口	6,667	6,682	6,592	6,453	6,299	6,221	6,105	5,996	5,879	5,710	5,611	5,767	5,804
甲府市人口	195,438	194,793	193,796	193,719	191,842	191,029	190,098	189,498	188,476	188,002	193,622	193,377	193,013
シェア(%)	3.41	3.43	3.40	3.33	3.28	3.26	3.21	3.16	3.12	3.04	2.90	2.98	3.01

資料) 住民基本台帳(毎年4月1日現在)

図3 中心市街地の人口の推移

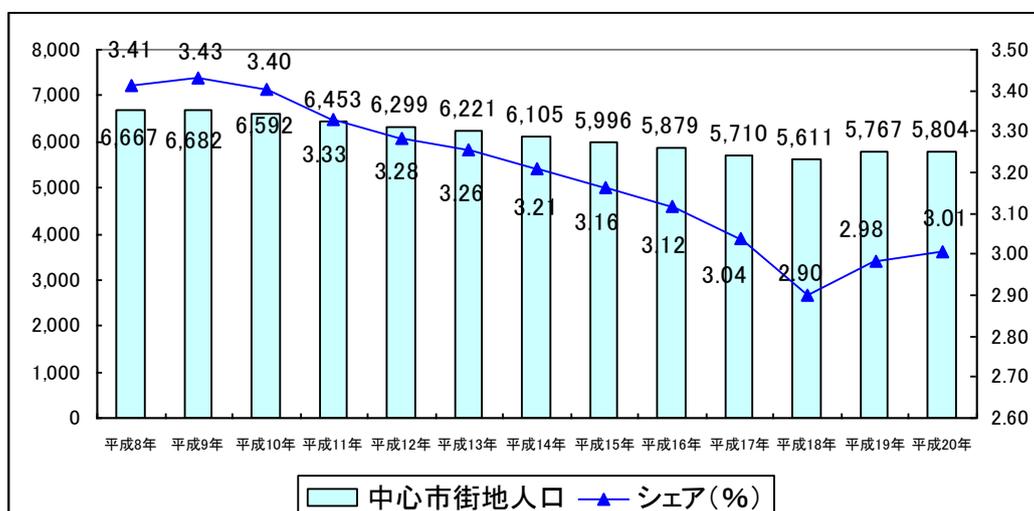


表3 中心市街地の世帯の推移

(単位：世帯、世帯、%)

区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
中心市街地世帯	2,862	2,913	2,896	2,877	2,845	2,866	2,810	2,811	2,779	2,716	2,709	2,818	2,871
甲府市世帯	75,807	76,417	76,913	78,187	77,772	78,220	78,437	79,005	79,303	79,608	82,194	83,045	83,751
シェア(%)	3.78	3.81	3.77	3.68	3.66	3.66	3.58	3.56	3.50	3.41	3.30	3.39	3.43

資料) 住民基本台帳(毎年4月1日現在)

図4 中心市街地の世帯の推移

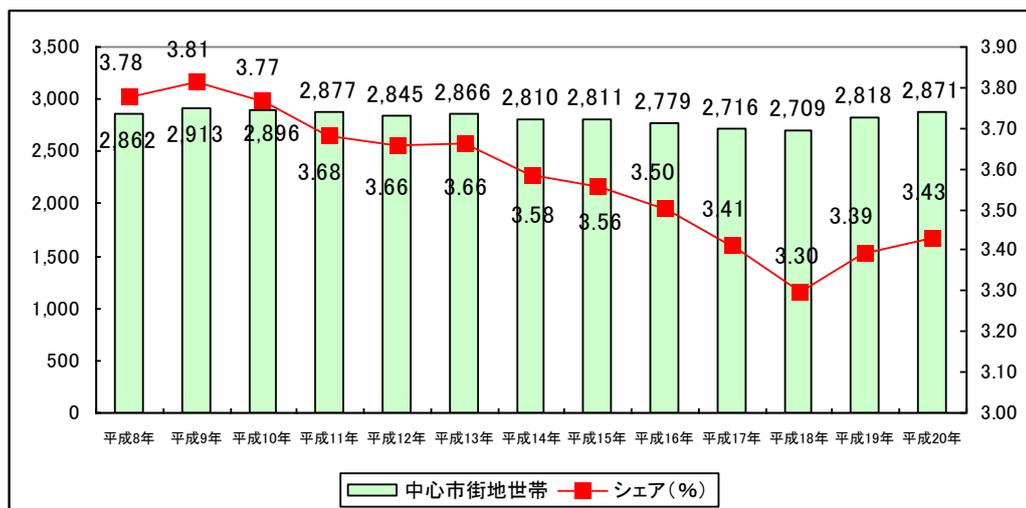


表4 中心市街地内のマンション立地状況

(単位：戸、㎡、㎡、階、階、人)

完成年度	戸数	延べ面積	敷地面積	階数	地階	入居者予測数
17	42	2,770	956	11	0	87
17	45	7,160	992	12	1	93
17	56	6,054	1,138	14	1	115
18	107	13,948	2,756	15	1	220
19	64	20,189	3,283	25	0	132
20	95	8,206	1,938	13	0	196

注) 入居者予測数については、平成17年国勢調査における1世帯当たり人員2.06人を戸数に乗じた値としている

## ② 年齢別人口の状況

平成17年国勢調査によると、甲府市の老年人口は、43,064人、生産年齢人口は125,604人、年少人口は25,495人となっており、構成比はそれぞれ、22.2%、64.7%、13.1%となっている。平成7年に老年人口が年少人口を上回り、それ以降両者の差は徐々に広まっている。また、平成17年には老年人口比率が20%を超えている。

一方、平成20年4月1日における住民基本台帳によると、中心市街地の人口は、5,804人となっている。老年人口は、1,825人、生産年齢人口は3,450人、年少人口は529人となっており、構成比はそれぞれ、31.5%、59.4%、9.1%となっている。

老年人口について、平成13年には、既に30%を超えている。また、平成8年から約1,800人でほぼ横ばいであるが、この10年間で生産年齢人口が約700人、年少人口も約160人、合計約860人減少している。中心市街地では、市全体よりもかなり早いペースで少子高齢化が進んでいる。

表5 年齢別人口の推移

(単位：人、人、%、人、%、人、%)

	人口	老年人口	老年人口 比率	生産年齢 人口	生産年齢 人口比率	年少人口	年少人口 比率
昭和55年	199,262	19,101	9.6	134,612	67.6	45,469	22.8
昭和60年	202,405	22,612	11.2	139,038	68.7	40,755	20.1
平成2年	200,626	26,616	13.3	139,523	69.5	33,996	16.9
平成7年	201,124	32,348	16.1	139,067	69.1	29,645	14.7
平成12年	196,154	38,018	19.4	131,162	66.9	26,928	13.7
平成17年	194,244	43,064	22.2	125,604	64.7	25,495	13.1

資料) 国勢調査

注) 年少人口とは 0～14歳、生産年齢人口とは 15～64歳、老年人口とは 65歳以上であり、年齢不詳を除いている

図5 年齢別人口の推移

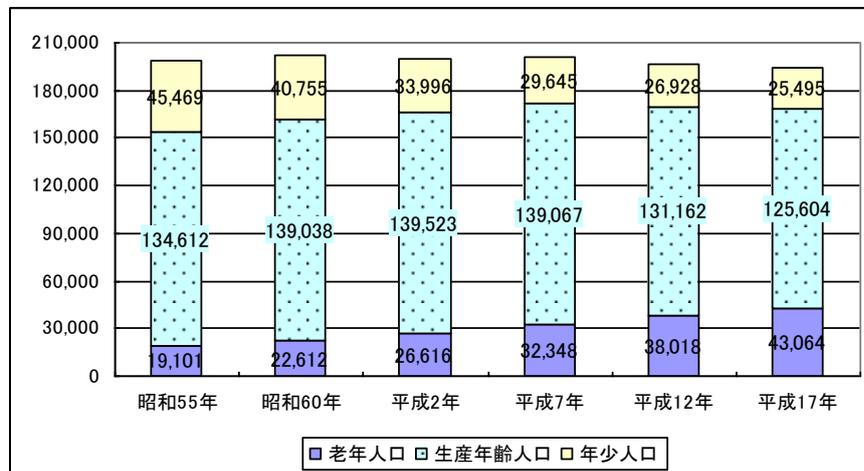


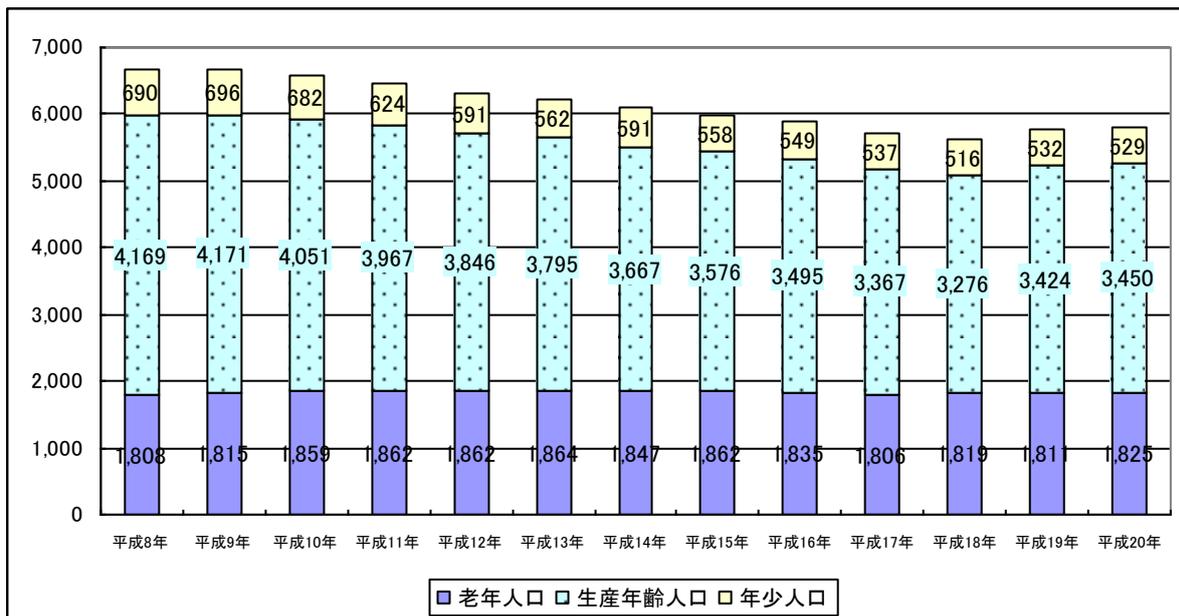
表 6 中心市街地の年齢別人口の推移

(単位：人、人、%、人、%、人、%)

	人口	老年人口	老年人口比率	生産年齢人口	生産年齢人口比率	年少人口	年少人口比率
平成8年	6,667	1,808	27.1	4,169	62.5	690	10.3
平成9年	6,682	1,815	27.2	4,171	62.4	696	10.4
平成10年	6,592	1,859	28.2	4,051	61.5	682	10.3
平成11年	6,453	1,862	28.9	3,967	61.5	624	9.7
平成12年	6,299	1,862	29.6	3,846	61.1	591	9.4
平成13年	6,221	1,864	30.0	3,795	61.0	562	9.0
平成14年	6,105	1,847	30.3	3,667	60.1	591	9.7
平成15年	5,996	1,862	31.1	3,576	59.6	558	9.3
平成16年	5,879	1,835	31.2	3,495	59.4	549	9.3
平成17年	5,710	1,806	31.6	3,367	59.0	537	9.4
平成18年	5,611	1,819	32.4	3,276	58.4	516	9.2
平成19年	5,767	1,811	31.4	3,424	59.4	532	9.2
平成20年	5,804	1,825	31.4	3,450	59.4	529	9.1

資料) 住民基本台帳 (毎年 4 月 1 日現在)

図 6 中心市街地の年齢別人口の推移



### ③ 昼夜間人口について

平成 17 年国勢調査によると、昼間人口は 225,175 人となっている。昼間人口は昭和 55 年以降、23 万人前後で推移している。また、夜間人口と昼間人口を比較すると、昼間人口は夜間人口を約 3 万人上回っている。

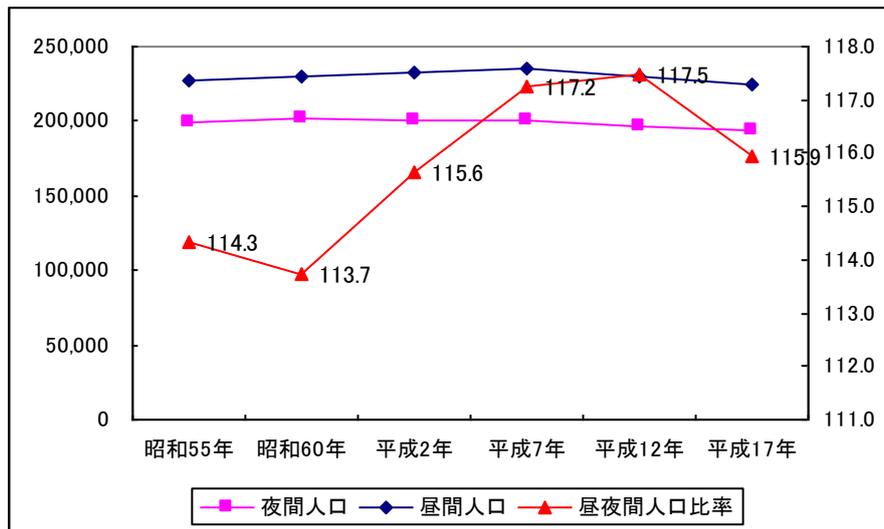
表 7 昼夜間人口の推移

(単位：人 (①～⑤)、%)

	① 昼間人口	② 夜間人口	③ 流入人口	④ 流出口	⑤ 増減 (③-④)	昼夜間人口 比率 (①/②)
昭和55年	227,833	199,262	39,605	11,034	28,571	114.3
昭和60年	230,193	202,405	43,375	15,587	27,788	113.7
平成2年	231,975	200,626	50,977	19,628	31,349	115.6
平成7年	235,816	201,124	56,420	21,728	34,692	117.2
平成12年	230,439	196,154	57,366	23,081	34,285	117.5
平成17年	225,175	194,244	55,690	24,759	30,931	115.9

資料) 国勢調査

図 7 昼夜間人口の推移



#### ④ まちなか居住再生プランの実施

本市では、前計画の基本方針として「交流機会の創出」を掲げ、この下に5つの整備目標を設定した。その中の一つである「にぎわいを感じさせる街」の柱として、「都心居住」の推進を挙げている。

この方針に基づき、平成14年度から『まちなか居住再生プラン』を策定し、「賃貸住宅への入居」、「まちなか街づくり研究会活動」、「共同住宅の基本計画の作成」、「共同住宅の事業計画の作成」、「共同住宅の建設工事」の5つの支援メニューにより、まちなかへの居住促進を図った。

この事業の成果として、625戸の共同住宅が新築されるとともに、家賃助成対象世帯は54世帯あり、市外・県外からの転入者111人を含む148人が新たに居住し、平成19年度には人口は減少から増加に転換し、事業の効果が現れてきている。

#### ⑤ 商業の動向

平成16年商業統計調査によると、甲府市の小売業の商店数は2,668店、中心市街地の商店数は442店となっている。甲府市及び中心市街地における商店数はどちらも減少傾向にある。

また、小売業の従業者数及び年間商品販売額については、甲府市は、14,687人、約2,760億円であり、中心市街地は、2,366人、約506億円となっている。どちらも商店数同様、減少傾向にある。

売り場面積については、甲府市は312,398㎡であり、中心市街地は79,605㎡となっている。甲府市の売り場面積は、平成3年からほぼ横ばいとなっているが、中心市街地については、近年は減少傾向にある。

中心市街地の商店数・従業者数・年間商品販売額・売り場面積については、いずれも平成9年以降の落ち込みが激しいが、これは平成9年から平成12年にかけて大型店舗が近隣市町に開店したことや、平成10年に甲府西武が、平成11年にはトポス甲府店が閉店したことの影響が大きいと考えられる。

表8 中心市街地の小売業の商店数

(単位：所、所、%)

	H6	H9	H14	H16
甲府市	3,558	3,071	2,941	2,668
中心市街地	627	643	497	442
構成比	17.6	20.9	16.9	16.6

資料) 商業統計調査

図 8 中心市街地の小売業の商店数

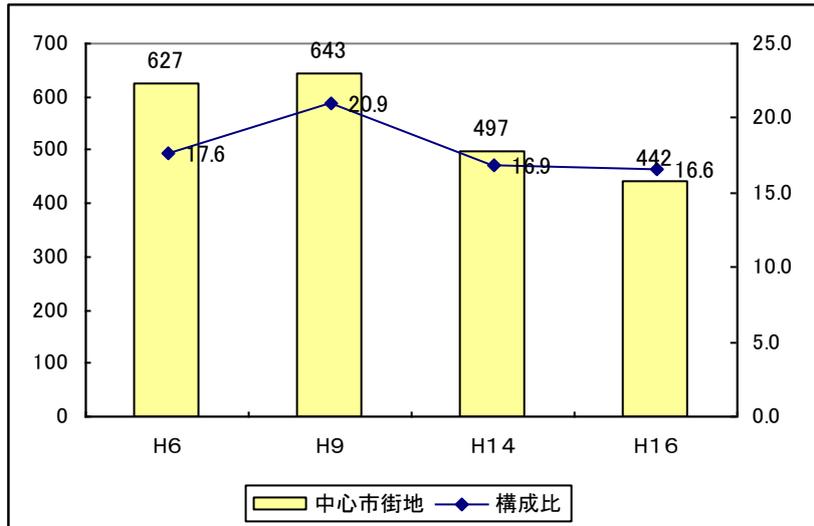


表 9 中心市街地の小売業の従業者数

(単位：人、人、%)

	H6	H9	H14	H16
甲府市	17,017	14,834	16,459	14,687
中心市街地	3,557	3,151	2,643	2,366
構成比	20.9	21.2	16.1	16.1

資料) 商業統計調査

図 9 中心市街地の小売業の従業者数

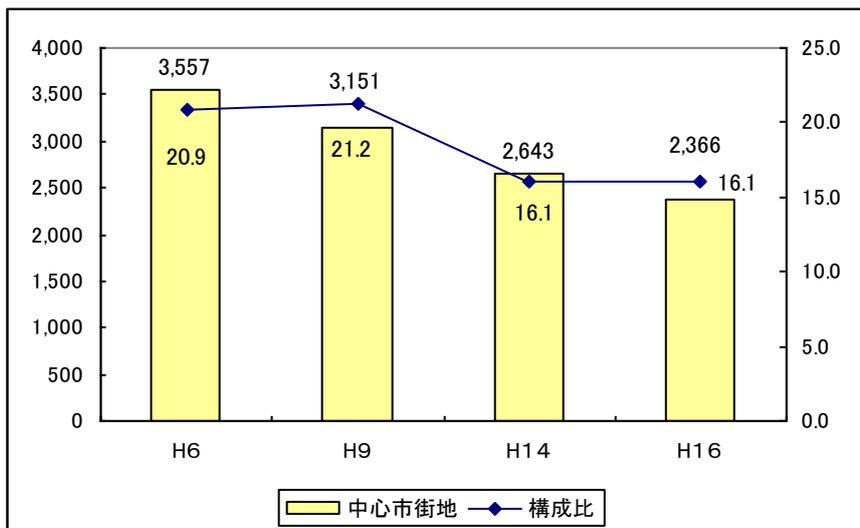


表 10 中心市街地の小売業の年間商品販売額

(単位：百万円、百万円、%)

	H6	H9	H14	H16
甲府市	367,401	331,422	293,444	275,953
中心市街地	97,061	85,661	59,448	50,618
構成比	26.4	25.8	20.3	18.3

資料) 商業統計調査

図 10 中心市街地の小売業の年間商品販売額

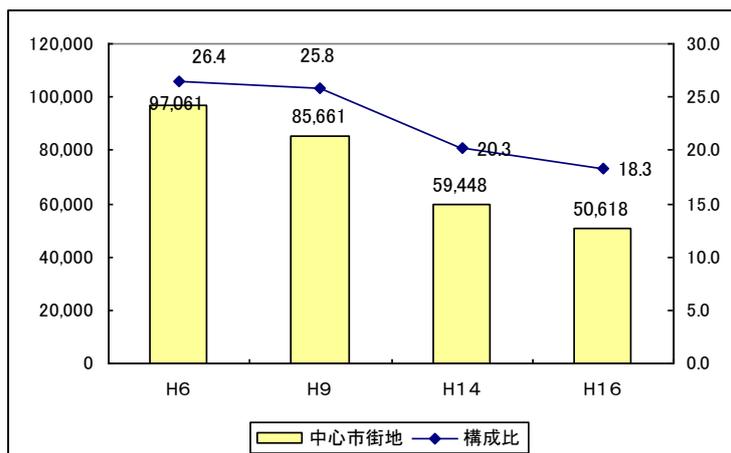


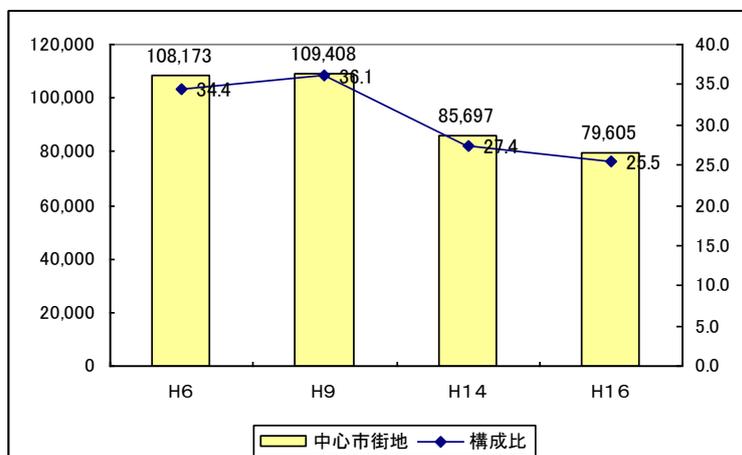
表 11 中心市街地の小売業の売り場面積

(単位：㎡、㎡、%)

	H6	H9	H14	H16
甲府市	314,841	303,043	312,332	312,398
中心市街地	108,173	109,408	85,697	79,605
構成比	34.4	36.1	27.4	25.5

資料) 商業統計調査

図 11 中心市街地の小売業の売り場面積



## ⑥ 中心商店街の通行量

中心市街地の通行量の動向については、平成19年の調査地点の通行量の合計は、182,231人となっている。現行の調査地点と一致している平成12年から平成19年までの推移を見ると、全体的に減少傾向となっており、中心商店街の求心力は衰退傾向にある。特に日曜日について、平成18年の歩行量は、平成12年の約60%までに落ち込んでいる。これは大型店舗が近隣市町に開店したことや、中心市街地内の大型店舗が閉店したことの影響があると考えられる。

また、平成19年は、平成18年に比べ約4,000人増加しているが、NHK大河ドラマ「風林火山」や風林火山博の影響による観光客の増加と思われる。

表12 中心商店街の歩行量の推移

(単位：人)

調査地点	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
①ナカゴミ電気前＝駅西南部	14,005	13,984	11,962	12,961	9,132	8,210	11,007	10,771
②サンリン前＝飯田通り東	9,603	8,354	9,562	9,512	9,528	6,586	7,395	6,290
③ファミリーマート前＝駅西平和通り	14,353	11,952	15,036	13,857	13,428	9,362	10,979	10,246
④ききょうや前＝駅前東栄会	37,398	34,152	34,683	36,287	35,666	24,781	27,029	27,329
⑤情報プラザ南＝丸の内八番街	32,622	30,748	31,940	30,002	30,415	17,189	20,057	17,903
⑥ドールコーヒー前＝オリオン通り	30,526	31,341	27,477	28,877	27,370	17,942	20,893	18,876
⑦丸の内駐車場南＝紅梅通り西	-	-	-	12,547	11,961	7,457	12,205	10,762
⑧トキワ駐車場北＝紅梅通り東	-	-	-	14,091	15,028	10,821	15,885	11,122
⑨きぬや前＝かすがも～る	44,539	42,498	41,714	39,424	38,902	25,836	37,016	28,323
⑩ABC前＝銀座通り西	27,931	25,168	27,556	26,514	22,637	16,076	24,359	18,459
⑪ブラザー前＝銀座通り東	18,367	17,672	18,169	17,384	15,901	11,060	16,605	11,308
⑫古名屋前＝常盤通り西	17,913	14,306	13,944	12,200	12,060	9,168	12,680	12,706
⑬風月堂前＝常盤通り東	6,928	6,849	6,038	6,030	5,563	4,040	6,370	6,163
⑭セブンイレブン前＝エル西銀座	23,146	19,722	23,762	22,046	21,722	14,542	16,268	11,855
⑮許山病院前＝春日あべにゆう	16,696	11,362	14,410	12,898	10,855	8,008	11,531	9,030
⑯河野スポーツ前＝コリド桜町	8,004	7,641	7,240	6,857	5,431	3,955	5,836	5,912
⑰旧ローソン前＝ペルメ桜町	8,171	6,856	6,048	7,447	5,190	4,831	7,413	6,078
⑱オスカー前	-	-	-	-	-	-	-	-
⑲ササガ青果前	-	-	-	-	-	-	-	-
⑳タマヤ前	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	310,202	282,605	289,541	308,934	290,789	199,864	263,528	223,133

平成9年土曜日は天候不良のため調査できず

調査地点	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
①ナカゴミ電気前＝駅西南部	10,832	8,793	9,821	7,911	9,099	9,900	9,526	11,104
②サンリン前＝飯田通り東	7,130	4,826	6,034	5,404	5,686	5,654	5,685	5,256
③ファミリーマート前＝駅西平和通り	10,860	7,576	9,071	7,428	8,723	9,160	9,109	10,556
④ききょうや前＝駅前東栄会	28,111	27,910	24,442	19,877	24,458	23,454	21,782	24,929
⑤情報プラザ南＝丸の内八番街	17,915	18,324	14,714	10,841	13,578	12,212	11,265	12,297
⑥ドールコーヒー前＝オリオン通り	20,327	23,081	20,529	14,503	16,238	16,723	13,466	11,876
⑦丸の内駐車場南＝紅梅通り西	12,629	8,405	9,697	5,881	6,464	8,652	6,586	6,830
⑧トキワ駐車場北＝紅梅通り東	11,946	14,498	12,375	10,917	12,005	10,322	9,597	10,009
⑨きぬや前＝かすがも～る	23,930	28,393	21,347	18,141	22,758	19,253	17,558	17,756
⑩ABC前＝銀座通り西	16,566	17,304	15,411	12,133	12,668	11,667	10,030	10,423
⑪ブラザー前＝銀座通り東	13,014	12,124	12,169	9,449	8,829	8,811	8,338	7,736
⑫古名屋前＝常盤通り西	10,463	7,696	11,021	11,211	11,888	9,463	10,481	9,974
⑬風月堂前＝常盤通り東	9,562	4,298	4,348	3,299	3,983	4,456	4,730	3,964
⑭セブンイレブン前＝エル西銀座	10,604	10,450	10,270	8,156	9,448	7,968	7,964	8,561
⑮許山病院前＝春日あべにゆう	8,955	8,685	7,314	7,175	8,136	7,783	7,270	6,432
⑯河野スポーツ前＝コリド桜町	5,824	6,569	6,036	4,585	5,165	5,472	4,721	5,170
⑰旧ローソン前＝ペルメ桜町	6,253	6,271	5,910	4,388	4,599	4,370	4,450	4,148
⑱オスカー前	7,685	6,011	6,525	5,130	6,336	6,169	6,130	6,200
⑲ササガ青果前	5,229	4,381	4,585	3,292	3,937	4,248	4,587	4,202
⑳タマヤ前	5,870	4,375	4,799	4,189	5,187	4,111	4,914	4,808
合 計	243,705	229,970	216,418	173,910	199,185	189,848	178,189	182,231

資料) 甲府商工会議所調査

注) 実施日は毎年11月の最終金・土・日。3日間の合計値

図 12 中心商店街の歩行量の曜日別の推移

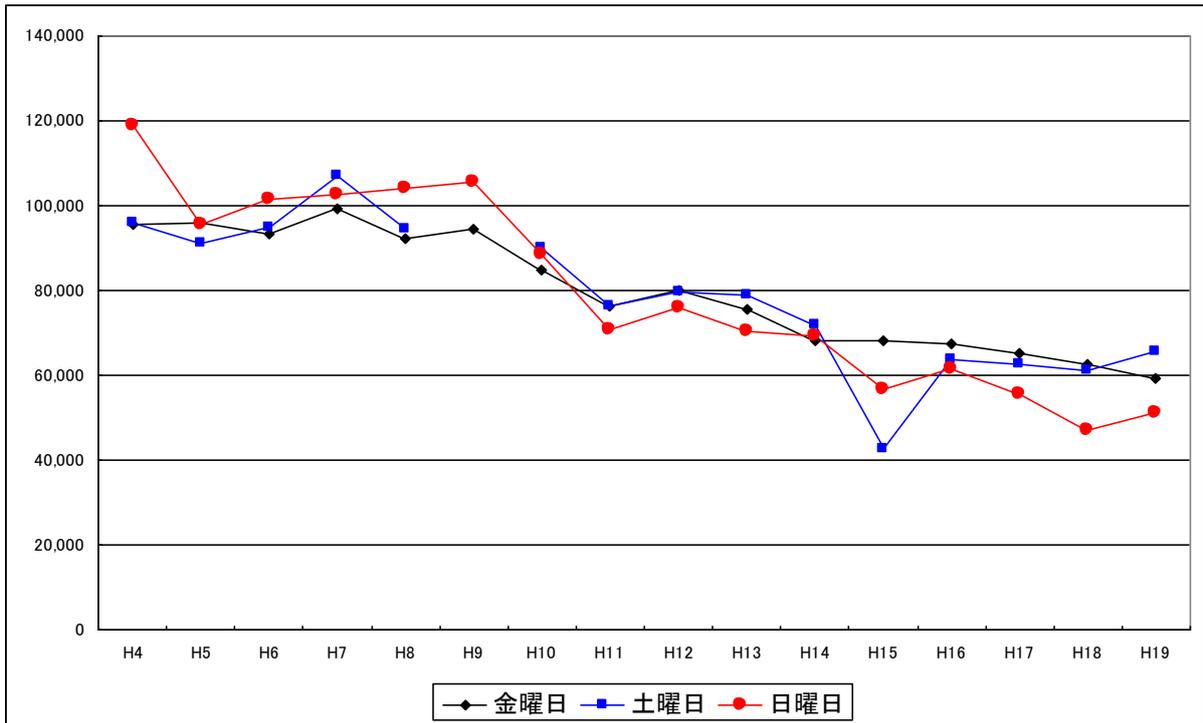
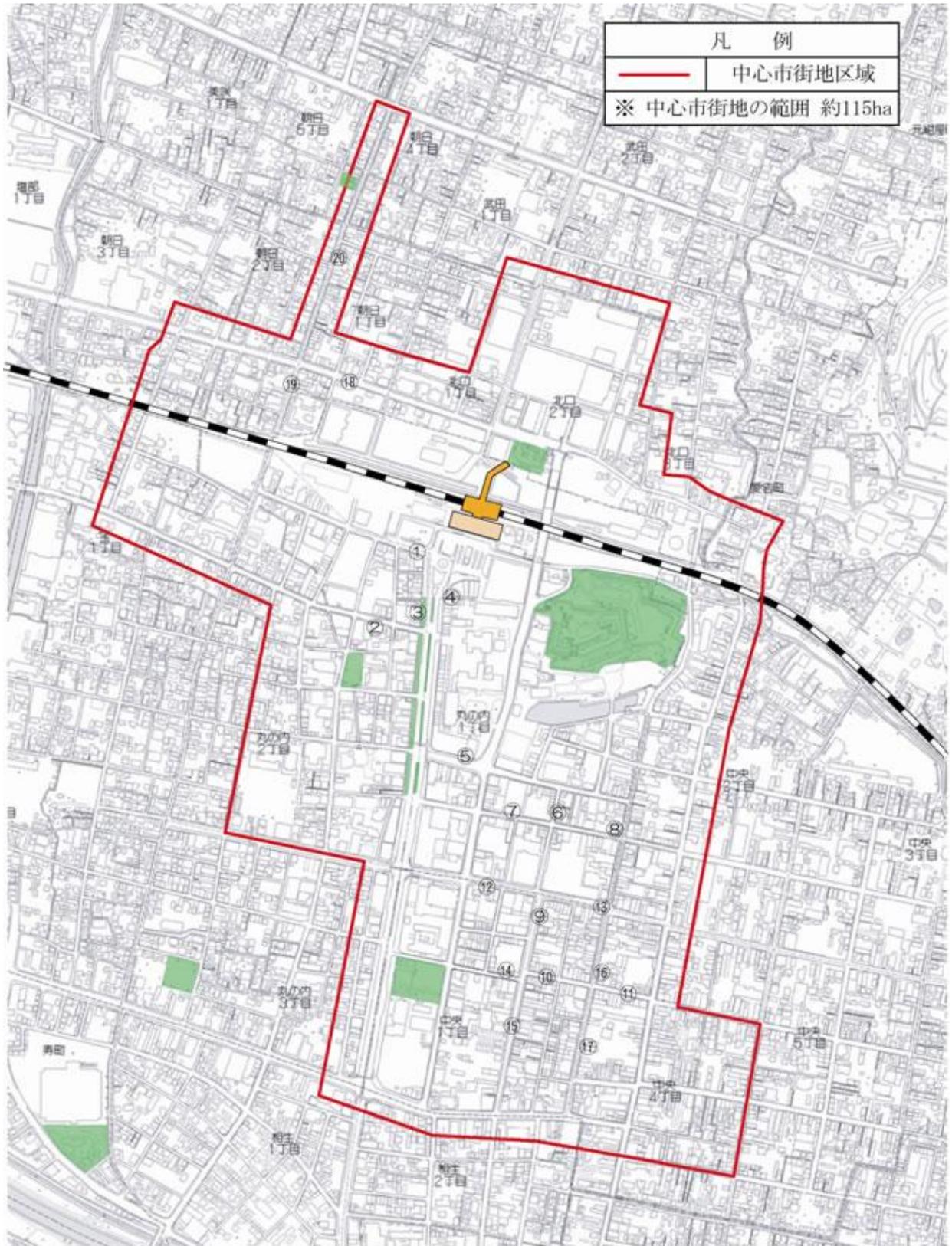


図 13 歩行者通行量調査地点図



## ⑦ レトボン乗車人数

甲府商店街連盟が運行する無料のレトロなボンネットタイプのバス（通称レトボン）が、甲府駅と中心商店街を結び、毎週土曜・日曜の午前 11 時から午後 6 時まで、図 15 のように中心市街地を回遊している。

スタート時には 2 台で運行していたが、平成 16 年 5 月からは 1 台運行となり、運行間隔も 15 分から 25 分となっていたため、平成 20 年 5 月からは、2 台運行の 15 分間隔に戻し、利便性向上を図っている。

平成 10 年から平成 19 年までの平均利用乗車人数は、35,000 人程度であるが、平成 15 年をピークに減少している。1 台運行となった平成 16 年からは、特に乗車人数の落ち込みが厳しく半減状態となっているが、平成 20 年 5 月には、乗車人数が増加に転じ、2 台運行に戻した効果が出てきている。

表 13 レトボン乗車人数の推移

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成9年	/	/	/	/	/	/	/	2,468	3,181	2,843	3,324	2,160	13,976
平成10年	2,326	1,774	2,410	2,073	2,823	2,073	2,752	3,782	3,872	3,547	4,510	2,929	34,871
平成11年	3,995	3,127	3,522	3,280	3,277	3,260	4,136	3,571	3,654	4,145	3,694	2,839	42,500
平成12年	3,601	2,816	3,415	4,450	3,273	3,382	4,393	3,144	3,896	3,368	3,092	3,592	42,422
平成13年	2,490	3,254	3,466	3,900	3,308	3,891	4,561	3,526	4,778	4,046	3,408	3,901	44,529
平成14年	3,239	3,259	4,370	3,497	3,609	4,248	4,276	3,770	4,119	3,404	3,850	3,281	44,922
平成15年	3,010	2,961	4,034	3,042	4,053	4,579	4,324	4,530	3,934	3,399	4,823	3,435	46,124
平成16年	4,056	3,726	3,715	3,335	2,869	2,107	2,315	2,086	2,031	2,081	2,324	1,527	32,172
平成17年	1,878	1,749	1,820	1,773	1,883	1,762	2,203	1,595	1,745	2,087	1,769	1,597	21,861
平成18年	1,488	1,561	1,569	1,609	1,289	1,515	2,076	1,561	1,765	1,772	1,573	1,606	19,384
平成19年	1,296	1,382	1,435	1,362	1,190	1,504	1,642	1,252	1,863	1,294	1,429	1,346	16,995
平成20年	1,151	1,122	1,582	1,228	2,707	2,194	2,257	2,428	2,156				16,825

注) スタート時は 2 台運行、平成 16 年 5 月から 1 台運行、平成 20 年 5 月から 2 台運行。

資料) 甲府商工会議所調査

図 14 レトボン乗車人数の月別の推移

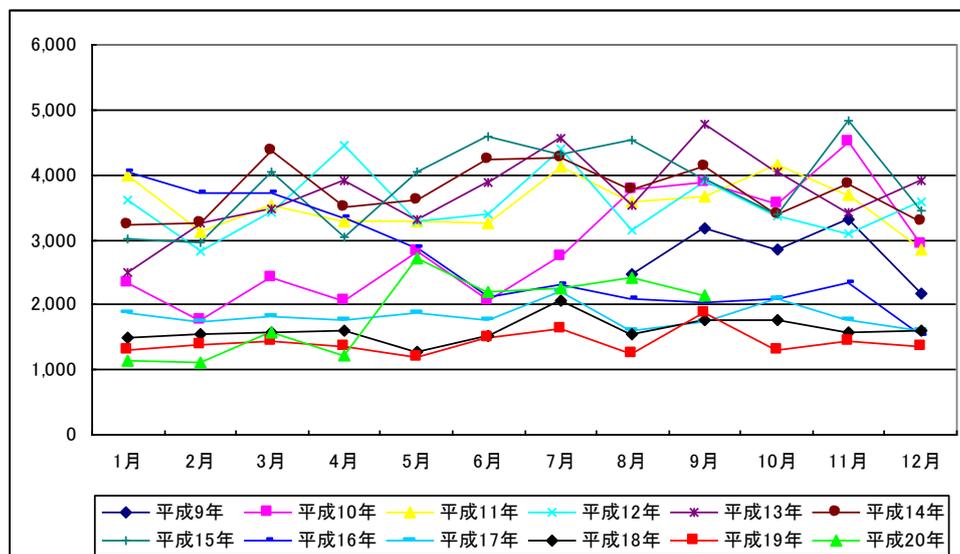


図 15 レトボン運行路線図



甲府駅前発車時間							
11:00	12:00	---	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
11:15	12:15	---	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
11:30	---	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	
11:45	12:45	---	14:45	15:45	16:45	17:45	

## ⑧ 商圈実態

県内消費者の買い物場所を県全体・全品目でみると、甲府市が第1位であり、21.8%となっている。しかし、平成4年に比べると、40.7%から約19ポイントの大幅な減少となっている。逆に、近隣の昭和町や中央市では、平成4年に比べると、昭和町は2.0%から10.2%の5倍増、中央市は4.9%から9.7%の倍増となっていて、郊外への大型店の出店の影響により、県内消費者の買い物場所として甲府市は半減し、近隣の昭和町、中央市は急激な増加が見られる。

地元での購買率についてみると、県内市町村で甲府市は第2位であり、65.0%となっている。しかし、平成4年に比べると、約30ポイント下落しており、特に平成13年以降の落ち込みが激しく、甲府市民がかつて市内でほとんど買い物をしてきたが、近年は市外での買い物が3分の1を占めており、ここにも郊外への大型店出店の影響が見て取れる。

表 14 県民の買い物場所の推移（甲府市及び周辺の主な市町）

（単位：％）

市町村名	H4	H7	H10	H13	H16	H19
甲府市	40.7	34.6	28.9	24.2	23.4	21.8
甲斐市(旧竜王町)	2.5	2.4	3.1	2.7	2.8	2.9
甲斐市(旧敷島町)	1.1	0.9	1.2	1.1	1.3	1.3
中央市(旧田富町)	4.9	5.3	6.0	10.0	9.5	9.7
昭和町	2.0	4.5	4.7	8.1	10.3	10.2

資料) 山梨県商圈実態調査結果報告書

図 16 県民の買い物場所の推移（甲府市及び周辺の主な市町）

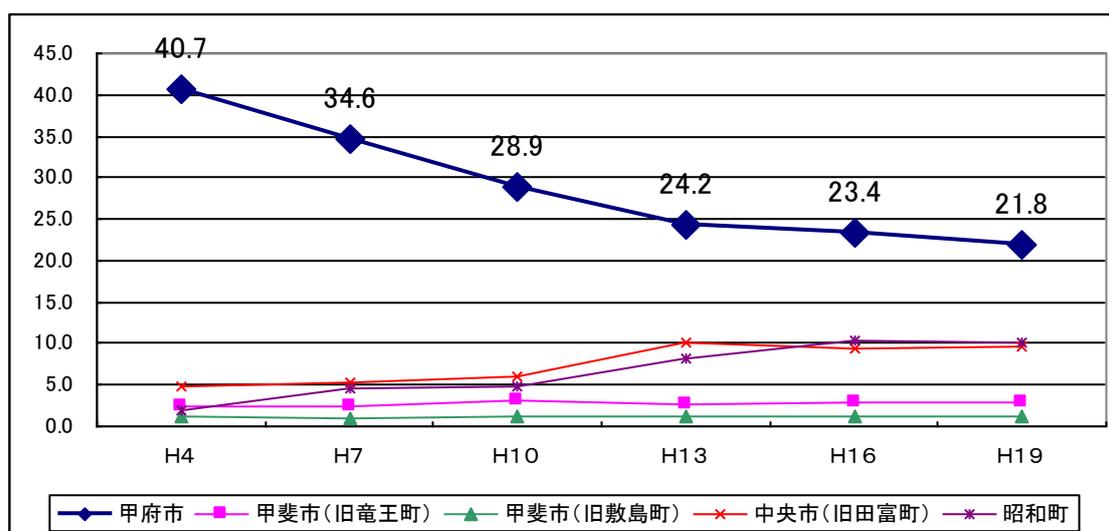


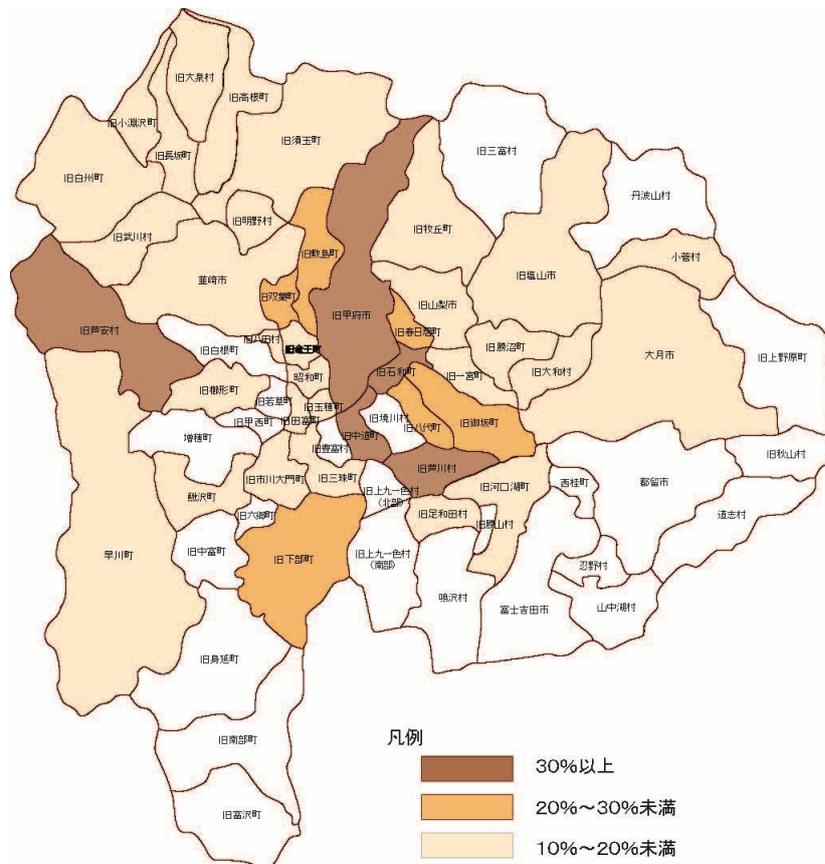
表 15 地元購買率の推移（甲府市及び周辺の主な市町）

（単位：％）

市町村名	H4	H7	H10	H13	H16	H19
甲府市	93.9	86.8	83.7	71.7	64.7	65.0
山梨市(旧山梨市)	52.1	44.2	41.7	36.6	31.8	28.8
韮崎市	61.0	53.9	50.0	46.4	42.2	36.9
南アルプス市	-	-	-	41.1	44.4	45.3
甲斐市(旧竜王町)	41.4	34.3	36.3	32.0	28.8	25.9
甲斐市(旧敷島町)	37.8	29.5	27.9	27.9	29.5	27.9
笛吹市(旧石和町)	52.5	50.4	48.6	48.8	45.3	53.3
甲州市(旧塩山市)	65.6	51.2	49.0	49.3	49.4	48.4
中央市(旧田富町)	59.1	49.9	50.2	53.0	48.2	49.1
昭和町	45.7	44.6	40.7	44.9	38.3	45.1

資料) 山梨県商圏実態調査結果報告書

図 17 甲府市の商圏



### ⑨ 交通手段利用割合

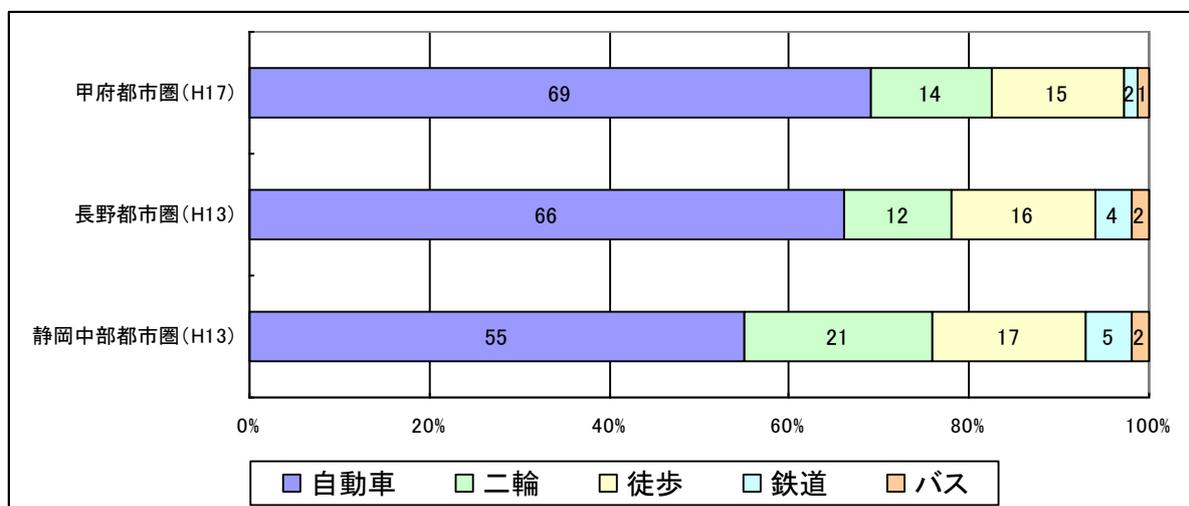
甲府都市圏の自動車利用率は、都市圏全体で69%を占め、日常生活において非常に重要な交通手段となっている。また近隣の都市圏と比較すると、バスや鉄道といった公共交通の利用率が低く、自動車利用率が高いことが分かる。

表 16 甲府都市圏の交通手段分担率

自動車	二輪	徒歩	鉄道	バス
69.0	13.6	14.6	1.6	1.2

資料) 平成 17 年 甲府都市圏パーソントリップ調査

図 18 他都市圏との自動車利用率の比較



## ⑩ 地価

平成 20 年における中心市街地の 1 m<sup>2</sup>当たりの地価（商業地）は、10 万円前後であり、平成 7 年における地価の約 1～2 割となっている。最近の下落幅は、小さくなってきているが、依然として下落傾向は続いている。

表 17 中心市街地の地価の推移（1 m<sup>2</sup>当たり）

（単位：千円）

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
①中央1-2-10	1,700	1,300	1,000	760	650	522	420	336	256	205	166	143	138	133
②丸の内3-32-11	955	815	665	595	537	429	344	275	209	163	130	115	110	107
③丸の内3-6-11	896	765	630	543	458	360	285	228	172	131	112	102	98	96
④宝1-11-22	467	405	335	283	246	209	174	140	123	109	99	92	88	86
⑤中央4-7-13	499	425	360	312	275	233	198	159	122	99	90	88	86	85
⑥武田1-3-24	615	540	445	378	370	283	230	189	154	127	109	99	95	92

資料) 山梨県地価調査書

図 19 甲府市の地価の推移

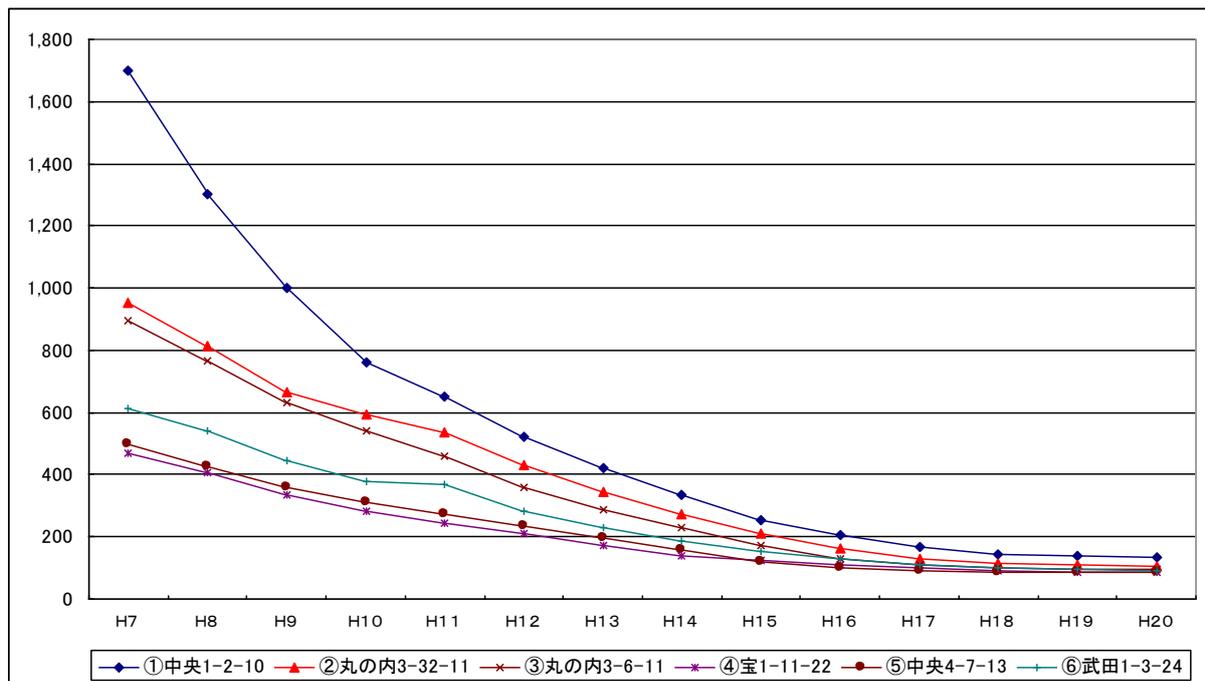
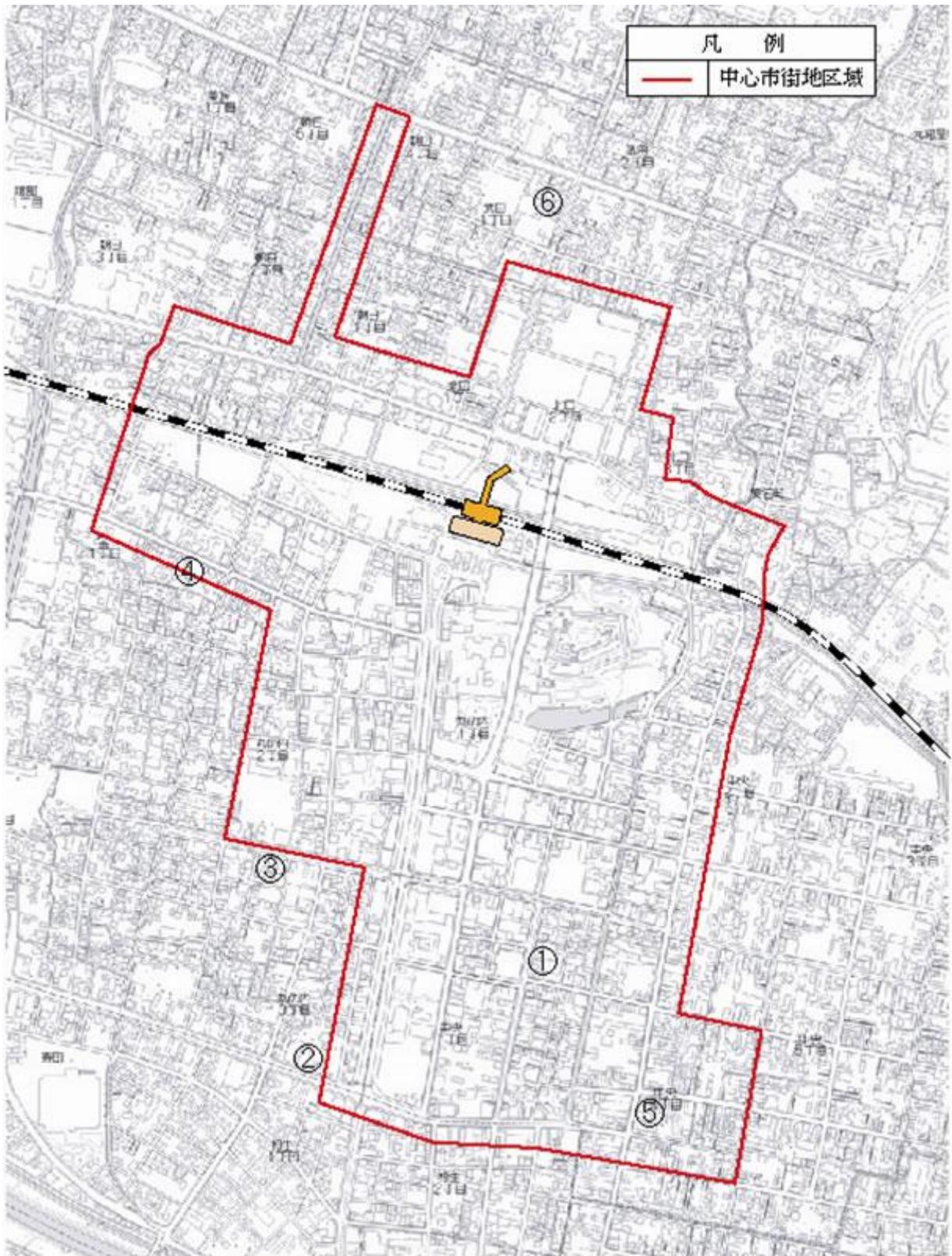


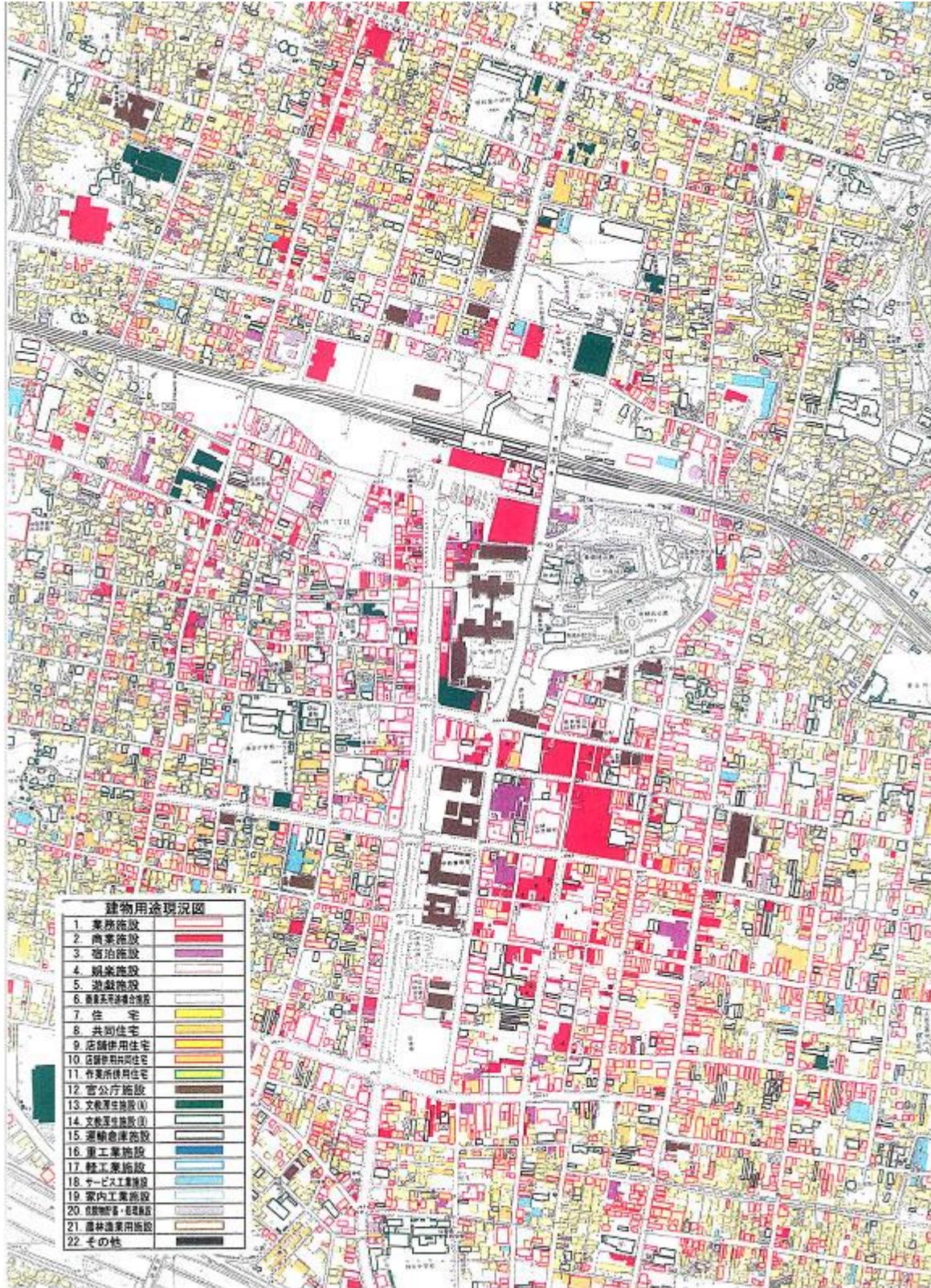
図 20 中心市街地の地価調査地点



### ⑪ 低未利用地

中心市街地の商業集積地においては、建物が高密化した地と空閑地（青空駐車場）があり、商業地としての面的広がりには陰りが見られる。

図 21 建物用途現況図



## ⑫ 空き店舗の状況

平成15年から平成20年の空き店舗率はおおむね16～18%であり、朝日1丁目・2丁目・4丁目、北口1丁目、丸の内3丁目、中央1丁目・4丁目です平均より高くなっている。

表18 中心市街地の空き店舗状況

(単位：店(店舗数、空き店舗数)、%)

住所	店舗数						空き店舗数						空き店舗率					
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H15	H16	H17	H18	H19	H20
中心部 合計	1,472	1,467	1,519	1,500	1,485	1,431	275	265	283	257	254	241	18.7	18.1	18.6	17.1	17.1	16.8
朝日 計	150	172	170	169	161	153	28	34	36	34	34	35	18.7	19.8	21.2	20.1	21.1	22.9
朝日1丁目	33	51	54	53	52	51	5	10	15	14	15	15	15.2	19.6	27.8	26.4	28.8	29.4
朝日2丁目	50	61	59	59	55	53	11	13	12	13	12	12	22.0	21.3	20.3	22.0	21.8	22.6
朝日3丁目	16	9	6	6	6	4	5	4	1	0	0	0	31.3	44.4	16.7	0.0	0.0	0.0
朝日4丁目	25	25	25	25	24	23	5	3	4	4	4	5	20.0	12.0	16.0	16.0	16.7	21.7
朝日5丁目	26	26	26	26	24	22	2	4	4	3	3	3	7.7	15.4	15.4	11.5	12.5	13.6
北口 計	60	83	78	81	78	68	11	14	13	13	13	9	18.3	16.9	16.7	16.0	16.7	13.2
北口1丁目	18	21	19	23	23	23	4	5	4	6	6	5	22.2	23.8	21.1	26.1	26.1	21.7
北口2丁目	38	43	42	40	38	29	4	4	5	5	5	2	10.5	9.3	11.9	12.5	13.2	6.9
北口3丁目	4	19	17	18	17	16	3	5	4	2	2	2	75.0	26.3	23.5	11.1	11.8	12.5
武田 計	0	2	5	5	5	4	0	0	1	0	0	0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
武田1丁目	0	0	2	2	2	2	0	0	1	0	0	0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
武田2丁目	0	2	3	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛宕町	0	2	2	2	2	2	0	2	1	0	1	1	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	50.0
丸の内 計	481	468	479	473	464	461	89	86	65	57	57	58	18.5	18.4	13.6	12.1	12.3	12.6
丸の内1丁目	245	194	201	201	200	179	38	17	19	17	17	17	15.5	8.8	9.5	8.5	8.5	9.5
丸の内2丁目	209	223	220	213	206	214	48	59	34	30	29	27	23.0	26.5	15.5	14.1	14.1	12.6
丸の内3丁目	27	51	58	59	58	68	3	10	12	10	11	14	11.1	19.6	20.7	16.9	19.0	20.6
中央 計	714	673	709	693	699	674	137	120	157	139	136	129	19.2	17.8	22.1	20.1	19.5	19.1
中央1丁目	386	358	384	369	377	366	83	59	89	84	78	80	21.5	16.5	23.2	22.8	20.7	21.9
中央2丁目	106	107	109	112	108	101	17	13	11	11	13	6	16.0	12.1	10.1	9.8	12.0	5.9
中央4丁目	222	208	216	212	214	207	37	48	57	44	45	43	16.7	23.1	26.4	20.8	21.0	20.8
宝1丁目	49	49	54	56	55	50	9	9	10	14	12	8	18.4	18.4	18.5	25.0	21.8	16.0
相生2丁目	18	18	22	21	21	19	1	0	0	0	1	1	5.6	0.0	0.0	0.0	4.8	5.3

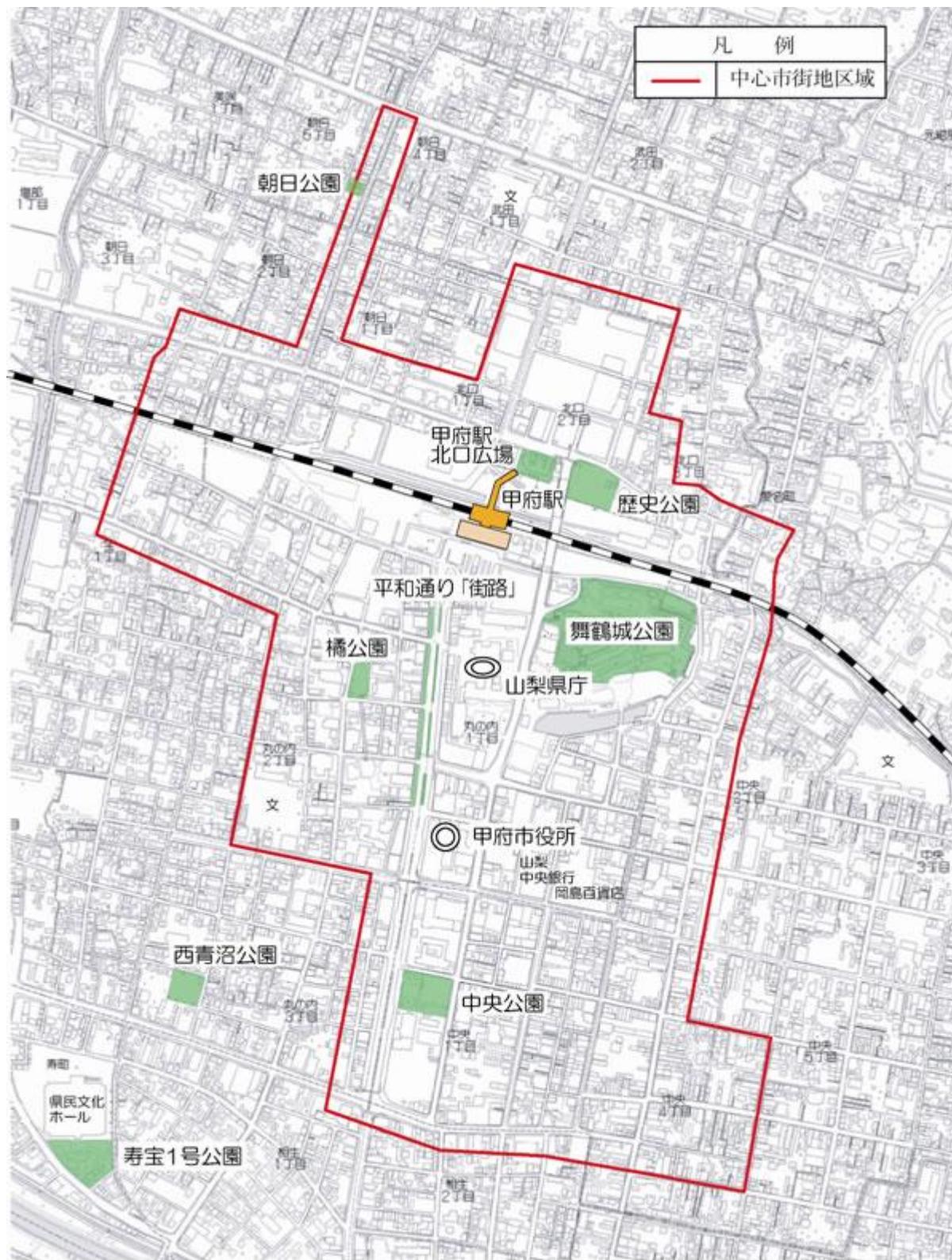
資料：甲府市調査

⑬ 公園・緑地

中心市街地には、都市公園として緑地化された箇所が散在している。

甲府都市計画区域の市街化区域の樹木緑被率は 4.2%であるが、全国の市街化区域の樹木緑被率は 15%であり、緑被率は大変低い状況である。

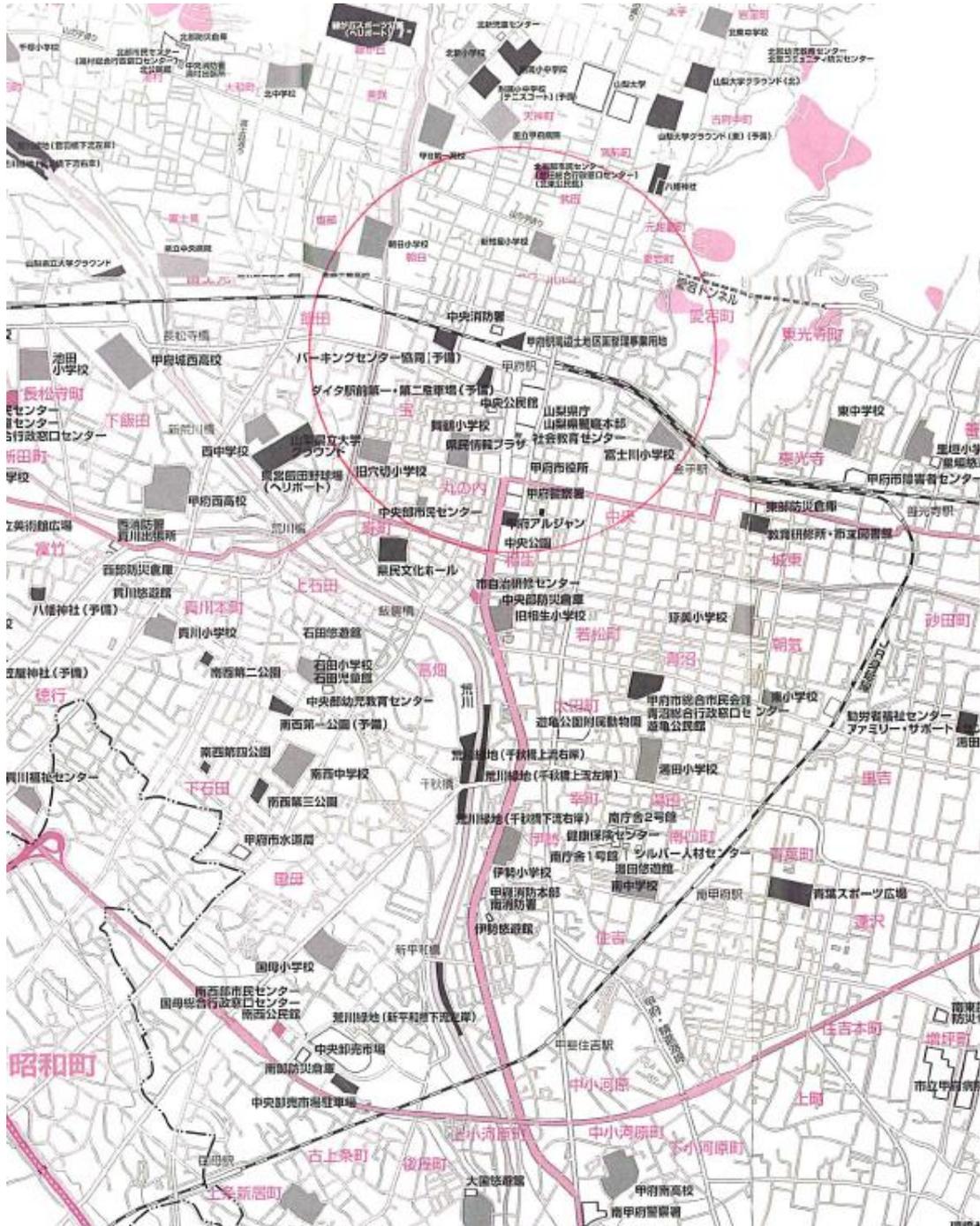
図 22 都市公園図



## ⑭ 主要公共施設

甲府市は甲府駅を中心に公共施設が集積、また、適度に分布立地し、市民にとって利便性の高い都市的構造を形成している。今後の高齢社会の進展にとって、まちなかに医療機関が多く立地し、安心して住める環境が整っている。

図 23 主要公共施設立地分布図



⑮ 駐車場

中心市街地には、駐車場が広く分布し、量的には不足していないと思われるが、郊外大型店等の無料駐車場等の影響が出ている。また、市民アンケートによると、使いづらい、分かりにくいなどの理由により、有効に活用されていない駐車場もみられる。

表 19 中心市街地の駐車場状況

単位：(数、台、数)

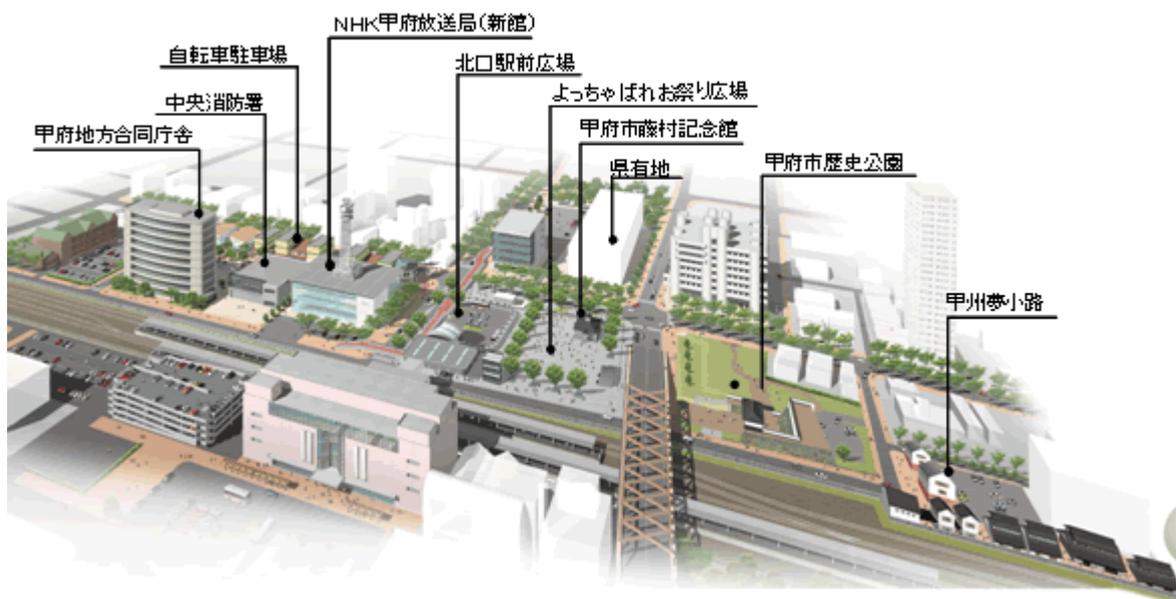
住所	駐車場数			駐車可能台数			空き地数		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相生2丁目	2	2	3	23	23	61	1	0	0
小計	2	2	3	23	23	61	1	0	0
朝日1丁目	0	0	0	0	0	0	1	1	1
朝日2丁目	0	0	1	0	0	37	0	2	2
朝日3丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日4丁目	0	0	0	0	0	0	0	1	1
朝日5丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	1	0	0	37	1	4	4
愛宕町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北口1丁目	1	2	2	23	48	48	1	1	1
北口2丁目	1	1	1	317	317	317	3	3	1
北口3丁目	0	0	0	0	0	0	0	1	1
小計	2	3	3	340	365	365	4	5	3
宝1丁目	1	1	1	420	420	420	1	1	1
小計	1	1	1	420	420	420	1	1	1
武田1丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0
武田2丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央1丁目	22	22	23	622	587	670	5	5	3
中央2丁目	8	8	10	359	359	403	3	3	1
中央4丁目	13	13	12	556	551	555	3	2	2
小計	43	43	45	1,537	1,497	1,628	11	10	6
丸の内1丁目	12	12	12	1,266	1,266	1,167	1	1	2
丸の内2丁目	6	7	11	413	475	503	1	2	3
丸の内3丁目	4	3	3	30	16	16	2	2	3
小計	22	22	26	1,709	1,757	1,686	4	5	8
合計	70	71	79	4,029	4,062	4,197	22	25	22

資料：甲府市調査

## ⑩ 市街地再開発事業等

### ・ 甲府駅周辺土地区画整理事業

甲府駅周辺（21.9ha）の区画整理を行うことにより、都市基盤施設の整備及び民間活力による商業、業務ビルの立地誘導を行い都市拠点としての市街地の基盤形成を図る事業である。平成3年度から事業を実施しており、平成25年度に完了する予定である。



- ・ **甲府紅梅地区市街地再開発事業**

甲府紅梅地区に、店舗・住居・教育施設・駐車場等を備えた複合施設を建設する。甲府駅前から舞鶴城公園・中心商店街という歩行者の回遊性を高めるための核店舗を整備するとともに、都心居住を促進し、土地の高度利用と都市機能の更新、防災性の向上を図る事業である。平成 18 年度から事業を実施しており、平成 22 年度に完了する予定である。



### [3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

#### ① 地域消費動向調査報告書

平成18年3月に、世帯主年齢が20歳代から60歳代までを各年代1,000世帯ずつ合計5,000世帯を対象に、郵送によるアンケート調査を実施した。

甲府中心市街地に行く頻度については、「よく行く」と「時々行く」を合わせた37.8%より、「あまり行かない」(59.9%)と答えた人の方が多くなっている。よく行く人の目的では、「最寄り品などの買い物」(51.2%)、「飲食(外食)のため」(43.9%)が多く、時々行く人の目的では、「公共機関への用事」(48.0%)、「飲食(外食)のため」(34.2%)が多くなっている。一方、郊外の大形店へ行く頻度については、「よく行く」と「時々行く」を合わせると78.6%となり、「あまり行かない」(18.9%)と答えた人より多くなっている。よく行く人の目的では、「無料の駐車場がある」(68.9%)、「車が止め易い」(59.8%)、「品物の種類が豊富」(57.5%)が多くなっている。中心商店街に望むことでは、「駐車場の整備」が76.1%となっている。

#### ② 「甲府・まちなかを語る会」

中心市街地の活性化について「どんな中心街にしたいのか」をテーマに、平成19年2月23日(商業代表者)及び3月17日(自治会代表者)に開催した。参加者は、まちなか居住再生区域内の事業者や自治会の代表者を4班に分けてワークショップ形式により行なった。

#### ③ 「甲府・中心市街地を語る会」

中心市街地活性化基本計画の素案に対して、より広範な市民から率直で自由闊達な意見や新たな発想を忌憚なく語り合う場を設け、計画策定に資するため、平成19年8月25日、中央公民館大ホールにて、ワークショップ形式の「甲府・中心市街地を語る会」を開催した。当日は全員公募による31名が参加し、4グループに分かれて、自由に意見を出し合い、グループ毎に発表を行った。

#### ④ 甲府市役所新庁舎建設に係る基礎調査

平成19年7月に、市民2,500人を対象に、郵送によるアンケート調査を実施した。市庁舎を訪れるときの目的では、最も多いのは「戸籍、住民票等のこと」の76.6%、次に「国民健康保険、国民年金のこと」(38.2%)となっている。来庁頻度では、最も多いのは「1年間に2～5回」の47.7%、次に「1回未満」(22.8%)となっている。候補地については、現庁舎の敷地を望ましい傾向の回答をした人は53.6%で、旧相生小学校跡地を望ましい傾向の回答をした人は40.5%となっている。新庁舎の建設にあたり重要視することでは、最も多いのは「交通の便が良いこと」の54.4%、次に「大きな駐車場」(44.3%)となっている。新庁舎に加えたい機能では、最も多いのは「市民が集まれる空間」の40.3%、次に「高齢者の談話、相談スペースなど」

(33.5%) となっている。

## ⑤ 甲府中心市街地活性化に関する市民アンケート調査

平成19年7月に、市民2,000人を対象に、郵送によるアンケート調査を実施した。

甲府中心市街地に行く頻度は、最も多いのが「月に1～2回」(30.8%)で、次いで「ほとんど行かない」(21.3%)となっている。

甲府中心市街地への交通手段は、最も多いのが「乗用車」(64.7%)で、次いで「自転車」(22.4%)、「バス」(14.5%)、「徒歩」(14.1%)の順となっている。

平日、甲府中心市街地へ行く目的では、最も多いのが「公共機関への用事」(35.9%)で、次いで「最寄り品(日用必需品等)の買い物」(32.7%)となっている。「平日にはほとんど行かない」は14.1%となっている。

休日、甲府中心市街地へ行く目的では、最も多いのが「最寄り品(日用必需品等)の買い物」(27.7%)で、次いで「買回り品(装身具、ハンドバッグ等)の買い物」(23.2%)、「飲食(外食)のため」(22.9%)となっている。「休日にはほとんど行かない」は26.6%となっている。

甲府中心市街地へ行くことが多い場所は、最も多いのが「岡島百貨店」(58.8%)で、次いで「山交百貨店」(41.9%)、「エクラン」(26.2%)といった大型小売店となっている。

甲府中心市街地に必要な施設では、最も多いのが「大型駐車場」(56.4%)で、次いで「核となる大型店舗」(42.6%)となっている。

必要な都市福利施設では、最も多いのが「市役所」(34.5%)で、次いで「図書館」(31.0%)、「病院」(24.0%)となっている。

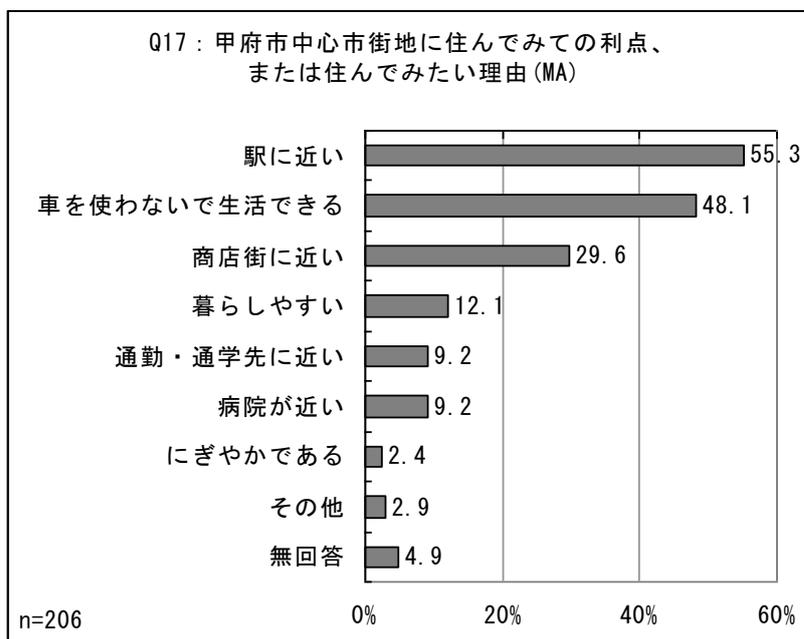
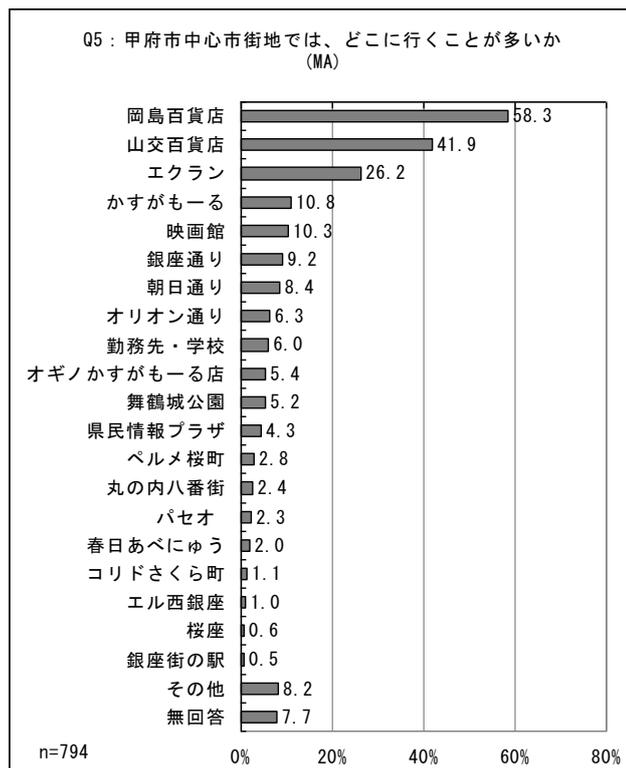
甲府中心市街地の景観に必要なものでは、最も多いのが「メインストリート沿いの大きな公園」(39.4%)で、次いで「居住空間と商業空間の一体性」(32.4%)となっている。

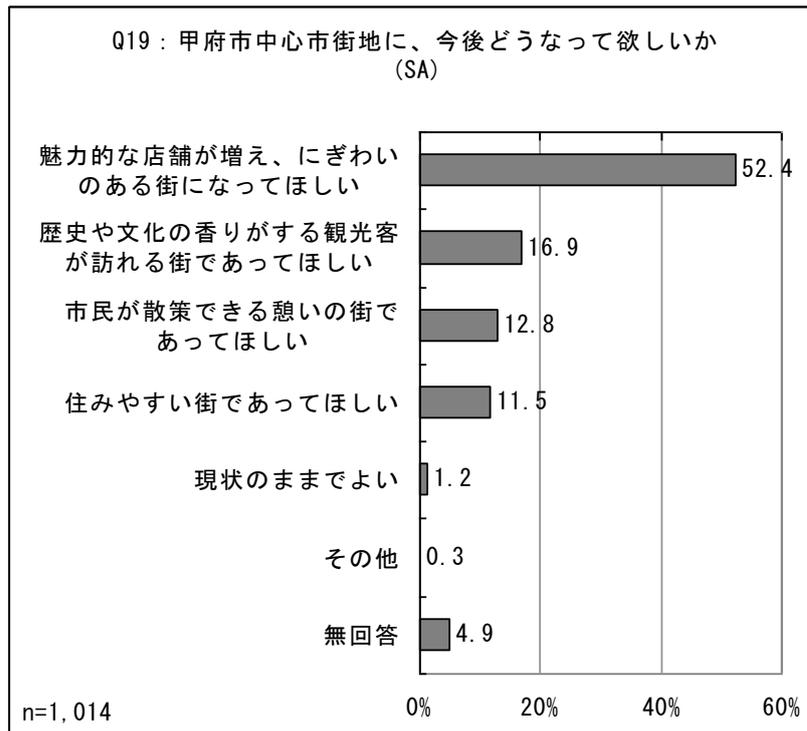
甲府中心市街地を活性化するために必要な取り組みでは、最も多いのが「明るさ・清潔感」(48.2%)で、次いで「市民・商業者・行政が協働で活動する」(37.8%)、「イベントの開催」(34.8%)となっている。

甲府中心市街地への移住希望については、13.2%となっている。住んでみての利点、または住んでみたい理由については、「駅に近い」が55.3%と最も多く、次いで「車を使わないで生活できる」(48.1%)となっている。

甲府中心市街地に今後どうなってほしいかでは、「魅力的な店舗が増え、にぎわいのあるまちになってほしい」が52.4%と最も多く、5割を超えている。

性別のクロス集計では、男性は、甲府市中心市街地に住んでみての利点、住んでみたい理由として、「駅に近い」「通勤・通学先に近い」を、女性は、甲府市中心市街地の好きなところで、「行きつけの店・場所がある」を挙げる傾向がある。





年代別のクロス集計では、20歳代は、甲府中心市街地へ行く目的では、平日は、「買回り品（装身具、ハンドバッグ等）の買い物」「ウィンドウショッピング、ぶらぶら散歩のため」、休日は「ウィンドウショッピング、ぶらぶら散歩のため」で、行く場所は、「エクラン」が多い傾向がある。甲府中心市街地に必要な施設では、「核となる大型店舗」「ブランドショップ」「ディスカウントショップ」「保育所」が多くなっている。甲府中心市街地に必要な取り組みでは、「明るさ・清潔感」「にぎやかな飾り付け」が多く、甲府中心市街地の公共交通に関しては、「最終バスの時間を遅くする」が多くなっている。甲府中心市街地に住んでみての利点、または住んでみたい理由では、「駅に近い」「通勤・通学先に近い」が多くなっている。甲府中心市街地に今後どうなってほしいかでは、「魅力的な店舗が増え、にぎわいのある街になってほしい」が多くなっている。

30歳代は、甲府中心市街地へは「平日にはほとんど行かない」が多く、休日は「買回り品（装身具、ハンドバッグ等）の買い物」が多く、行く場所は「映画館」が多い傾向がある。甲府中心市街地に必要な施設では、「核となる大型店舗」「金融機関」が多くなっている。甲府中心市街地に必要な取り組みでは、「明るさ・清潔感」が多く、また、甲府中心市街地に住んでみての利点、または住んでみたい理由では、「駅に近い」が多くなっている。甲府中心市街地に今後どうなってほしいかでは、「魅力的な店舗が増え、にぎわいのあるまちになってほしい」が多くなっている。

40歳代は、甲府中心市街地に必要な施設では、「飲食店」「住宅」「ディスカウントショップ」が多くなっている。甲府中心市街地に住んでみての利点、または住んでみたい理由では、「通勤・通学先に近い」が多くなっている。

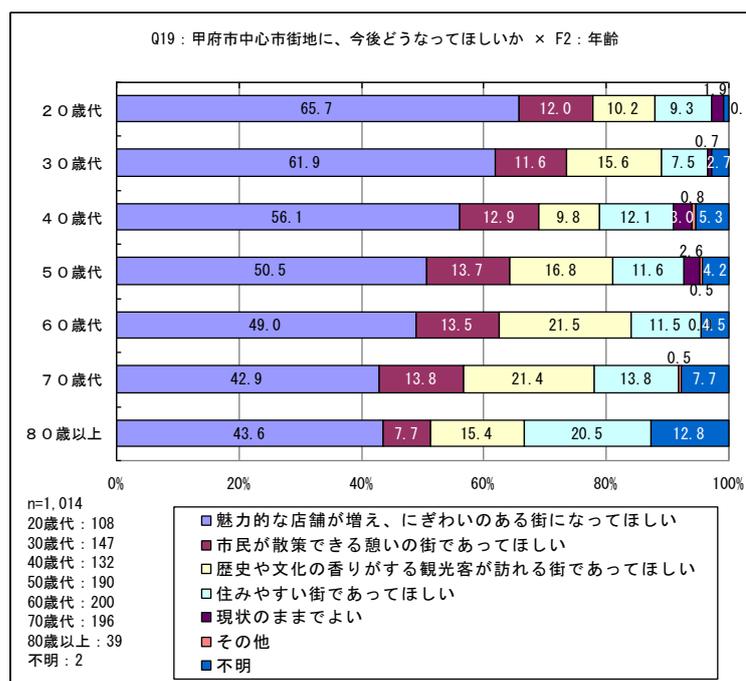
50歳代は、甲府中心市街地に必要な取り組みでは、「居住環境の整備」が多くなっている。甲府中心市街地に住んでみての利点、住んでみたい理由では、「商店街

に近い」「車を使わないで生活できる」が多くなっている。

60歳代は、甲府中心市街地へ行く目的（休日）では、「最寄り品（日用必需品）の買い物」が多い傾向にある。

70歳代は、甲府中心市街地へ行く目的（平日）では、「最寄り品（日用必需品）の買い物」「病院」が多い傾向にある。行く場所では、「山交百貨店」が多く、甲府中心市街地の好きなどころでは、「行きつけの店・場所がある」「知人・友人がいる」「お城や公園がきれい」が多くなっている。甲府中心市街地に必要な施設では、「休憩できる場所」「緑地や公園」「介護施設」が多くなっている。甲府中心市街地に住んでみての利点、住んでみたい理由では、「商店街に近い」「病院が近い」「暮らしやすい」が多くなっている。

80歳代では、甲府中心市街地へ行く目的（平日）では、「最寄り品（日用必需品）の買い物」「公共機関への用事」「病院」が多く、休日では、「イベント、祭りなどの催し物の見物」「病院」は80歳以上で多くなっている。行く場所では、「朝日町通り」が多く、甲府中心市街地の好きなどころでは、「お城や公園がきれい」が多くなっている。甲府中心市街地に必要な施設では、「公共交通機関」「休憩できる場所」「介護施設」が多くなっている。



居住地別のクロス集計では、中心市街地の居住者は、甲府中心市街地へ行く目的（平日）では、「最寄り品（日用必需品）の買い物」「飲食（外食）のため」が多く、「平日にはほとんど行かない」は少ない。休日では、「最寄り品（日用必需品）の買い物」「飲食（外食）のため」「ウィンドウショッピング、ぶらぶら散歩のため」が多く、「休日にはほとんど行かない」は少ない。甲府中心市街地の好きなどころでは、「行きつけの店・場所がある」「知人・友人がいる」が多くなっている。甲府中心市街地に必要な施設では、「飲食店」「ディスカウントショップ」が多く、「大型駐車場」は少ない。同様に、自動車交通に関しても、「駐車場の料金が安い」は

少なくなっている。甲府中心市街地を活性化するために必要な取り組みでは、「夜の治安をよくする」が多くなっている。

また、甲府市中心市街地に住んでみたい人とのクロスでは、甲府中心市街地に必要な都市福利施設では、「図書館」が多くなっている。

## [4] 甲府市におけるまちづくりの考え方

### ① 旧基本計画（平成12年3月策定）の評価

甲府市は、平成12年3月に『甲府市中心市街地活性化基本計画（旧基本計画）』を策定した。

旧基本計画では、「近世を引き継ぐ現代の城下町へ【過去から】」、「花と緑で溢れる山の都へ【現在】」、未来にはばたくファッション・ジュエリー都市へ【未来へ】」の3つの将来像、「交流機会の創出」の基本方針、「にぎわいを感じさせる街」、「歴史を感じさせる街」、「文化を感じさせる街」、「優しさを感じさせる街」、「接近しやすい街」の5つの整備目標を掲げ、38（小分類61）の事業を盛り込んだ。

また、『甲府TMO構想』においては、「おもてなシティ甲府」をコンセプトに、「花と緑の溢れるまち」、「アクセスしやすいまち」、「活気のあるまち」の3つをコンセプトを実現する事業のキーワードとして掲げ、22（小分類29）の事業を盛り込んだ。

「事業が実施されたもの」については、策定段階から達成目標が明確で成果を上げているが、「事業が進まなかったもの」については、費用や財源確保、商店街の理解や意欲等が大きな問題であり、今後は実施主体を明確化し、制度の改善や充実により支援体制を高めることが必要である。

また、各事業の担当者のコメントから、事業が進まない要因については次のような課題が整理できる。

- ・プロジェクトの多くが、行政・TMO等の補助や支援のもとに成り立っており、これが崩れた場合には事業が頓挫している。また、事業メニューは数も多く多種にわたるが、各プロジェクトを誰が主体に推進するかの役割と責任が不明確なため、動きが取れなかったものが多い。
- ・基本計画個別事業やTMO事業に関しては商業の活性化が命題として掲げられているが、その中心となるべき商店街や商店主が動かず他人任せとなったことも、未達成の大きな要因である。また、事業個々だけではなく、様々な事業の相乗効果により活性化等に繋がるが、各事業間（プロジェクト間、ソフト・ハード間）の連携や効果が十分に検討されていなかった。
- ・個別事業等の推進に関して、事業メニューに応じて関係する商店街等の組織を動かす人材（経験のある人）が不足しており、プロジェクトの推進が他力や他人の土地や建物に頼り過ぎ、当事者に自らの役割が理解されておらず具体性に欠けていた。
- ・これらを総合的に推進するためには、行政、TMO（商工会議所）、商店街・商業者間の協議・連携の場が必要であるが、相互のチェック体制が機能していなかった。

## 旧基本計画及びTMO構想記載の事業の進ちょく状況（平成19年度末現在）

	事業数	実施数	実施率
旧基本計画	61	40	65.6%
TMO事業	29	17	58.6%
合計	90	57	63.3%

### ○実施事業例・成果等

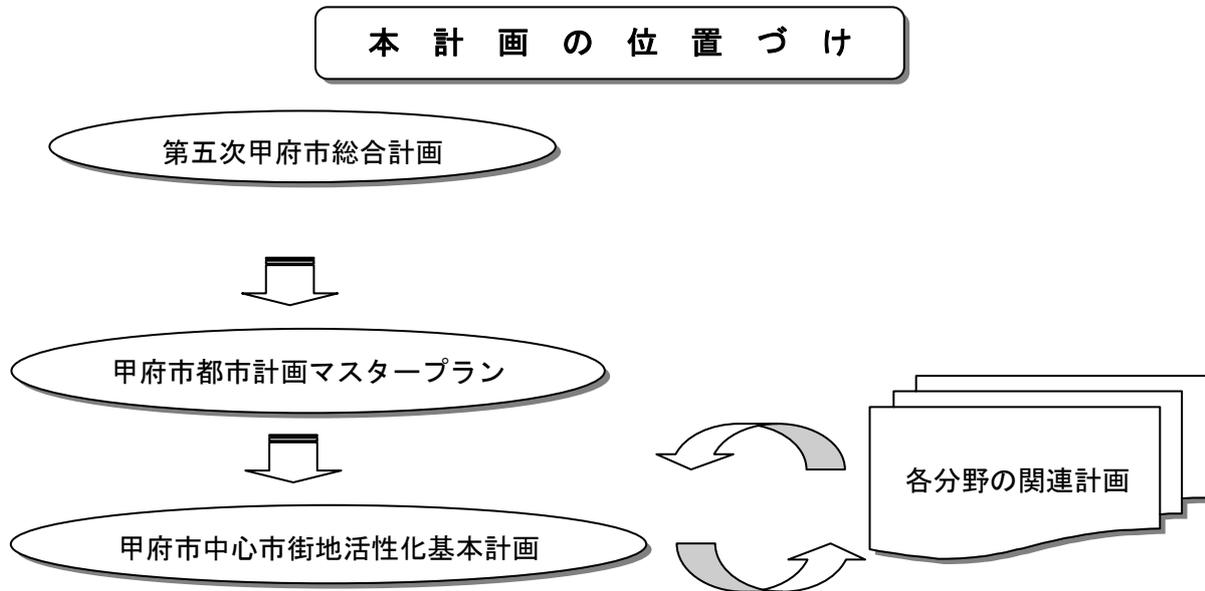
- ・「まちなか居住再生事業」の実施  
家賃補助 54 世帯、625 戸の新築マンション建設  
⇒ 約 150 人、100 世帯の増加
- ・甲府駅周辺諸事業（区画整理、シビックコア、拠点形成等）及び舞鶴城公園の整備の実施  
⇒ 舞鶴城公園整備（稻荷櫓等）、歴史公園（山手御門等）の整備
- ・市街地再開発事業の実施  
⇒ 紅梅地区再開発事業の施工
- ・憩いの場の創出  
⇒ 商店街へのポケットパークの設置
- ・大型店撤退後のビルの活用  
⇒ 地元スーパーの開店と市の施設としての利用
- ・空き店舗活用と文化・芸術発信  
⇒ 銀座街の駅、桜座、ヴァンフォーレプラザ、四菱まちづくり研究室（学生）、キャンパス（チャレンジショップ）の設置、音楽祭、映画祭の開催
- ・公共交通の整備  
⇒ 無料回遊バス「レトボン」の運行とコミュニティ・バスの試行

### ○未実施事業例・理由等

- ・ワイン、ジュエリーストリート整備  
⇒ 商店街のコンセンサス得られず、イメージ先行で実施主体が不明確
- ・市庁舎の整備  
⇒ 合意形成不可、財源不足
- ・駐車場整備（大型駐車場、共通システム等）  
⇒ 駐車場業者のコンセンサス得られず、実施主体不明確
- ・城下町風町並みの整備  
⇒ 民有地が多い、イメージ先行、具体的計画なし
- ・共通ポイントカード事業  
⇒ 商店街の機運が高まらない、参加者不足

## ② 基本計画の位置づけと他の計画における中心市街地活性化の考え方

本計画は、平成 18 年度からスタートしている「第五次甲府市総合計画」の目的を達成するための部門計画としての性格を持ち、あわせて「都市計画マスタープラン」との整合性を保ちながら中心市街地の活性化に関する施策を総合的、かつ一体的に推進するための基本的な計画である。



### ◎第五次甲府市総合計画（平成 18 年度～27 年度）

#### ○基本構想における都市像

『人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府』

5つの基本目標

- ・互いに支え合い健やかに暮らせるまち ー福祉・健康への支援ー
- ・夢にあふれ心豊かに人と文化が輝くまち ー教育・文化の振興ー
- ・次代に引き継ぐ快適で美しい安らぎのまち ー生活・自然環境の向上ー
- ・にぎわいと豊かさを創り出す風格のあるまち ー産業の振興ー
- ・魅力と活気のあるだれもが住みたい楽しいまち ー都市基盤の整備ー

### ◎甲府市都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月策定）

#### ○第五次甲府市総合計画における都市基盤整備の目標

- ・魅力と活気のあるだれもが住みたい楽しいまち ー都市基盤の整備ー
- 地方中核都市にふさわしい都市拠点の形成により、だれもが訪れ、住みたくなるまちづくりを推進するとともに、都市間の交流・連携、都市交通の円滑化、地域情報化を推進し、魅力と活気のある楽しいまちをつくる

## ○まちづくりの主要課題

- ・ 中心市街地のにぎわいと広域交通基盤の整備に関する課題  
中心市街地への都市機能の集積と充実、広域交流を支える交通網の整備、公共交通機関の確保、情報通信技術の活用
- ・ 居住環境の質的向上に関する課題  
既成市街地の住環境の向上と居住の推進、コミュニティの維持、身近な生活利便拠点の形成、生活道路の安全性の向上
- ・ 産業の振興に関する課題  
魅力ある商業と日常を支える商業の振興
- ・ 環境との共生に関する課題  
車利用の少ない都市への転換

## ○まちづくりの基本方針

成長と拡大を基調としたまちづくり ⇒ 効率的で魅力あふれる持続可能なまちづくり

- ・ 中心市街地ゾーン  
土地の高度利用を図る再開発事業や民間開発事業の促進と都市ストックの活用を通じて、行政、文化、教育、商業、業務、娯楽、情報、居住など、広域、高次の都市機能が複合的に集約された都市拠点の形成を進めるバスや電車などの公共交通機関の利便性を確保し、車への依存度を少なくし、高齢化社会にも対応できる歩いて暮らせる便利なまちづくりを進める

## ○土地利用の方針

- ・ 土地利用の基本的な考え方  
中心市街地ゾーンでは、商業・業務施設が集積する「中心市街地区域」とそれを取りまく「まちなか区域」を対象に、人々を引きつける魅力ある都市環境や生活利便性の高い都心居住環境の整備を進めるとともに多様で高度な都市機能が集積した「人が集まり、人が賑わう中心市街地」への再生と活性化を進める
- ・ 高度な都市機能の集積する中心市街地の形成  
中心市街地の再生と活性化に向けて、用途に見合った土地利用と高度利用を誘導しながら、市街地の整備・改善、都市計画道路の整備、都市福利施設の整備、都心居住の推進、個性ある商用の活性化、公共交通機関の確保などの取組みを推進する  
甲府駅周辺の土地区画整理や拠点形成、シビックコア地区形成などを進めることにより、多様な都市機能を支える都市基盤を充実させ、県都の中心としての広域的なサービスを提供する官庁や事業所に加え、教育、医療、福祉や多彩な文化・芸術などの広域、高次の都市機能が集積する中心市街地整備を促進する都市計画制度を活用し、居住機能と商業・業務機能が複合した中心市街地にふさわしい都市機能の集約を進める

文化施設や商業施設、事業所などが近隣に充実し、移動効率や利便性の高い住宅整備を進め、若者から高齢者までの多様なニーズに対応したまちなか居住を誘導する

- ・安全で便利な住環境条件を備えた住宅市街地の形成

まとまりのある市街地の形成に向けて、日常生活を支える基礎的機能が提供される公共施設や近隣商業施設などが近くにある、便利な歩いて暮らせる居住環境づくりをめざす

### ○交通施策の方針

- ・都市計画道路の整備

中心市街地にとって重要な役割を果たす路線として、「こうふ都市環状線」、「愛宕町下条線」の整備を促進するとともに、『和戸町竜王線』の整備を推進する

- ・生活道路の整備

歩道のバリアフリー化や交通安全施設の充実など、移動しやすい安全・安心な身近な生活道路の整備を推進する

### ○みどりの方針

- ・市街地の緑地の育成と維持・保全

市内の貴重な緑地の保全・活用、自治会や市民団体への支援による市民と協働の「緑と花の景観づくり」、庁舎、公民館等での植栽や道路への街路樹設置

### ○産業基盤の方針

- ・商業

集客力の高い商業空間の形成を進めるとともに、歩いて暮らせる便利な住宅市街地実現のための生活便利拠点の形成を通じて近隣商業の持続の可能性を高める

- ・観光

JR 甲府駅を中心とした観光活動拠点の形成

## ③ 中心市街地の課題

前計画の検証、アンケートやワークショップ等による市民ニーズの把握などから本市の中心市街地の課題として次の項目が抽出された。

### ○郊外にはない魅力をもった商店街の再生

隣接する昭和町に建設されるショッピングセンターは、当初計画より縮小されたとはいえ、県内最大級の規模を誇る。

さらに、中央市、甲斐市にも新たなショッピングセンターが建設され、中心市街地の商店街への影響が懸念されるとともに、既存の大型商業施設自体の動向も予断

を許さず、商圈は大きく動くと予想される。

このような状況下、大型店の事情に左右されない、持続性のあるまちづくりが必要であり、中でもその核となる商店街の再生は最重要課題である。

このため、生活者にとっての最寄り品購入の場としての近隣商業の役割を維持しつつ、郊外にショッピングセンターがある中、買い物の場として選ばれる、買回り品の購入に適した、都心型商業としての役割をもった魅力ある商店街を再生していく必要がある。

### ○歴史文化や地域資源を活用したにぎわいの再生

本市は、その長い歴史の中で、武田時代の中世城下町（古府中）と江戸時代の近世城下町（新府中）という異なる二つのまちづくりが行われ、政治、経済、交通、文化の中心として発展した。

中心市街地には、柳沢氏の居城であった甲府城（舞鶴城）やその周辺に、現在も往時の面影が残っていることから、愛着をもったまちづくりを進めていくためには、これらの歴史や文化を生かしたまちづくりが重要である。

また、舞鶴城公園を始めとする甲府駅周辺の歴史施設を、平成31年の甲府開府500年に向けて整備していく「武田氏館跡」との連結拠点としていくなど、新たな観光拠点としての整備も重要である。

さらに、「ワイン」、「ほうとう」、「ヴァンフォーレ甲府」などを地域資源と捉え、これらを活用した中心市街地の新たな魅力を発信し、にぎわいの再生を図っていく必要がある。

### ○都市機能のさらなる向上による定住の場としてのまちづくり

中心市街地は、公共施設や公園、道路などが整備されているとともに、公共交通のターミナルでもあり、また、百貨店を始めとする商業施設も整っていることから、車に頼らずに日常生活が可能な場所である。

今後は、若者から高齢者までの多様な居住に対応し、定住の場として選ばれるため、公共施設の整備、歩道の整備や公共交通の充実による回遊性の確保、緑化推進ポケットパークの整備などによる憩いの場の創出など、一層の都市機能の向上を図り、買い物やまち歩きを楽しみながら、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりが必要である。

### ○すべての人の主体性をもった参加

これまでの中心市街地活性化への取組みの反省から、計画実践のキーワードとして、「自らが主体的に参加する」ことが挙げられ、住民、事業者、行政など、それぞれが参加者としての意識を強く持つことが必要である。

特に、商業の活性化については、事業者の自助努力が最重要であることは言を待たないが、そこに行政や商工会議所などがどのように役割分担し、関わっていくかが重要であり、あわせて、主導的な立場を担う中心市街地活性化協議会、まちづくり会社、市民まちづくり組織等の充実、連携が課題である。

#### ④「甲府市中心市街地活性化基本計画（骨子）」における基本方針

「甲府市中心市街地活性化基本計画策定委員会」からの提案を受けて策定した基本計画骨子における、中心市街地活性化の基本方針は、次のとおりである。

##### I にぎわいがあり 住んで 訪れて喜びを感じられるまち

市街地再開発や拠点整備、商店街の魅力向上、居住環境の整備等により、にぎわいの創出と利便性の向上を図り、そこに住む人、そこを訪れる人の両方にとって楽しいまちをつくる。

##### II 歴史や文化を感じられるまち

舞鶴城公園や甲府駅北口の拠点施設、また、市内に点在する地域資源の活用、さらには回遊道路等の整備により、武田信玄の時代や江戸時代の城下町であり、明治以降の商業や行政の中心であった本市の歴史と文化を感じられるまちをつくる。

##### III すべての人にやさしいまち

バリアフリーの道路改良、緑化推進、まちの杜の整備、公共交通の利便性向上等により、高齢者や障害者、交通弱者等のすべての人にやさしいまちをつくる。

##### IV 協働でつくる持続性のあるまち

住民、事業者、行政等が協働で取り組み、少子高齢化、人口減少社会に対応し、社会情勢の変化に影響されにくいコンパクトで持続性のあるまちをつくる。

## [5] 甲府市中心市街地活性化基本方針

### テーマ ー自分参加でつくる 生き甲斐都市こうふー

#### ○中心市街地活性化のテーマ決定

基本計画の策定に関しては、「甲府市中心市街地活性化協議会」を基本計画に関する意見聴取の場ではなく、真に広く多様な意見を求め、協働のまちづくりを行う場として捉えて協議を行い、その結果、具体的な事業提案を受けることとなった。

さらに、「甲府市中心市街地活性化基本計画策定委員会」は、協議会との連携を保ちながら検討を重ね、協議会からの提案にさらに独自の方針、事業を加えた『基本計画骨子検討報告』を取りまとめた。

この経過では、まちづくり三法の改正や中心市街地活性化基本計画の策定に関する独自の勉強会を開催し、さらに、専門的な協議を行うための専門部会の設置を決めるなど、市の諮問会議としての立場ではなく、自らがまちづくりに係わっていく姿勢を明確にした。

加えて、市民アンケートの実施による住民ニーズの把握、商業者、地域住民、市民による3度のワークショップ開催により、生の声を聴く機会を設けた。

これは、『甲府市自治基本条例』の「主体的に生き」、「協働により、公平で平等な地域社会をつくり」、「市民の福祉の増進を図って、次の世代に引き継ぐ」という理念に沿って進めたものであり、これこそが本基本計画の最大の特徴であるといえる。

本基本計画においては、「第五次甲府市総合計画」の将来像である、『人がつどい心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府』の実現を目指し、自治基本条例の理念に基づき、すべての人が参加者としての意識を持ったまちづくりの推進が最重要と考え、前記のテーマを掲げた。

中心市街地が担っている商業機能、業務機能、行政機能など様々な都市機能の強化を図るとともに、「自分」、「参加」をキーワードとし、市民一人ひとりの主体的参加による甲府らしいまちづくりを、まずは中心市街地において実践していくこと、そして自分自身が参加者として関わっていく中で、自分にとっての甲府の良さ、中心市街地の良さを発見し、喜び、「生き甲斐を」感じる事が大切である。

#### ○本市の目指す中心市街地

少子高齢化、人口減少社会を迎え、これまでの拡散型のまちづくりでは、環境に対する負荷も大きく、将来的に住民負担を増大させることとなる。

効率的な行政運営のためにも、コンパクトで持続性のあるまちづくりは、本市にとって、長期的に、全市的に取り組む最重要課題である。

本基本計画は、この課題解決に向けたスタートとして位置づけ、コンパクトなまちづくりの第一歩を、これまでの基盤整備による既存ストックの充実した中心市街地において実践していくものである。

コンパクトなまちとは、基本的に車に依存せず、歩いていける範囲において日常生活が可能な場所でなければならない。

特に、高齢化率からすると、中心市街地は、まさに、歩いて生活できる場所であらなければならない。買い物、公的サービス、医療・福祉、地域活動など、様々な日常生活が可能な場所として維持させていかなければならない。

さらに、中心市街地は、普段は地元商店街や郊外で買い物をしている人が、買回り品の購入のため、また、娯楽やいつもより少し高めの食事のためなどに、少し着飾ってやって来る、いわゆる、「ハレ」の場所として再生させていく必要があり、加えて、特に目的がなくまち歩きを楽しんだり、まちが過ごした歴史や時間、その中で育まれた文化を感じたりなど、非日常を感じられる場所であることも重要である。

このようなまちづくりのためには、まずは、中心市街地が生活者、来街者に買い物の場所として選ばれること、次に、中心市街地が人の集まる楽しい場所となること、そして、中心市街地が住みよい場所であると認識してもらうことが必要である。

中心市街地は本市の顔であり、中心市街地の印象が本市の印象を大きく左右するといっても過言ではない。

中心市街地の衰退は、市全体に影響を及ぼす大きな問題であるという認識のもと、日常生活の場所として、また、非日常が感じられる場所として、住んで、訪れて喜びを感じられる、コンパクトにまとまった中心市街地を目指す。

## ○基本方針

中心市街地における課題、「中心市街地活性化基本計画（骨子）」における基本方針などを踏まえ、本市の目指す中心市街地実現のため、以下の3つの基本方針及び計画実践のための方針を定める。

## 基本方針

### ①買い物の場として楽しむ中心市街地の再生

中心市街地の活性化には、商業の活性化、商店街の再生が最重要課題であり、郊外に大規模商業施設が建ち並び、さらに新たなショッピングセンターが建設される状況において、その現実を受け止め、郊外にショッピングセンターがあるにもかかわらず、買い物の場として選ばれる商店街を構築する必要がある。

このため中心市街地の商業活性化の方向性を「住む人にとっての近隣商業としての役割を維持しつつ大型店を核とした都心型商業を再構築する」とし、再開発ビル内の商業施設や既存の大型店をつなぐ新たな商業拠点を創出し、人々が集い、買い物を楽しめる場所を提供する。

また、個店の魅力を向上させ、繁盛店を増やしていく方策として、商人塾や店舗デザインの向上、一店逸品運動等の商業者の自助努力を促す事業を実施するとともに、それを組織化していく合同会社まちづくり甲府の運営などを展開していく。

加えて、かつての甲府の商人の意気込みを表した「幕絵」の活用や「ワイン」、「ほうとう」、「ヴァンフォーレ甲府」など市民が大切にしてきた資源をキーワードとしたイベントを展開することにより、人々が商店街に集まる仕組みも構築していく。

これらの取組みにより、中心市街地が買い物の場として選ばれ、また、商業者にとっての魅力ある商業活動の場として認識され、さらに居住者にとっての日常生活の場所として存在するという好循環をつくり出し、持続的な商業活性化が可能な中心市街地の再生を目指す。

## ②歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生

長く豊かな歴史を誇る甲府の特徴は、武田氏時代の中世城下町と江戸時代の近世城下町という、異なった二つの時代のまちづくりが行われ、現在に至るまでその面影が残り、また、明治以降の商業や行政の中心地として、あるいは多くの文人が親しんだまちとしての歴史と文化をあわせ持っている。

中心市街地には、市民の憩いの場である舞鶴城公園があり、これに合わせて甲府駅北口には、山の手御門を含む歴史公園が整備され、周辺では、明治時代の建築物である藤村記念館の移転や大正・昭和のまちなみを再現し、飲食・物販や美術館・博物館をあわせた甲州夢小路の建設事業が実施され、にぎわいも創出される。

甲府駅北口では、土地区画整理、拠点形成、シビックコア地区形成などの各事業の成果として、合同庁舎建設による国の出先機関の集約、NHK甲府放送局の移転が行われる他、駅北口における駅前広場及びイベント広場の整備、飲食・物販・美術館等からなる甲州夢小路の建設、新県立図書館や高度情報化拠点の配置による高度情報エリアの設置も計画されている。

また、駅の南側では、市民が集い、憩う場としての機能を併せ持つ市役所新庁舎の建設、県庁舎の耐震改修にあわせた県民利用施設や商業施設の効果的な設置、店舗、住居を併設した紅梅地区の再開発ビルの建設、再開発ビルへの県立宝石美術専門学校移転、中心市街地における県内大学の相互連携組織である大学コンソーシアムのサテライト事業の実施など、若者から高齢者まで、これまで以上に多くの人々の集まる場が創出される。

これらの取組みにより、中心市街地に集まる人々が、歴史あるまちと新しいまちに同時にふれることができ、充実した時間が過ごせる中心市街地の再生を目指す。

## ③定住の場所として選ばれる中心市街地の再生

少子高齢化、人口減少社会を迎え、コンパクトなまちづくりが課題であるが、コンパクトなまちとは、歩いて暮らせるまちであり、これまでの基盤整備により、既存ストックの充実した中心市街地において、暮らしやすいまちづくりを推進するものである。

このため、公共交通の充実、バリアフリーの実践、まちの杜設置や緑化推進などにより、高齢者や障害を持つ人、また、交通弱者等に配慮した、すべての人にやさ

しいまちを目指す。

さらに、これまでの「つくる」から「住む」へと視点を変えた購入費補助による新たなまちなか定住促進事業、歩道整備、回遊性の確保などにより、中心市街地に住んでいる人やこれから住もうとする人たちにとってのさらなる魅力向上を図る。

あわせて、持続可能な循環型社会の構築のため、環境にもやさしいまちづくりを目指す。

これらの取組みにより、暮らしやすい便利な場所として認識され、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目指す。

中心市街地の居住人口が増えるということは、安心して住めるまちづくりが一層推進されることであり、本市の象徴である中心市街地に安心して住める場所があることにより、本市の魅力が向上し、本市に住みたいと思う人が増えることにもつながる。

### **(計画実践のための方針)**

## **関係者の協働によるまちづくり**

前基本計画の反省を踏まえ、新たな基本計画の実践にあたっては、住民、事業者、行政などの関係者のそれぞれが主体的に取り組むとともに、社会情勢の変化や大企業の事情等に影響されにくい、安定して持続性のあるまちづくりを目指す。

事業の実践にあたっては、すべての人々が参加者意識を持って取り組んでいくが、「甲府市中心市街地活性化協議会」とともに先導的な役割を果たす組織として、「合同会社まちづくり甲府」を運営する。

「合同会社まちづくり甲府」については、中心市街地空き店舗対策事業としてのマッチングシステムの構築、中心市街地への誘客支援並びに収益化事業としての共通駐車券システムの構築、ポイントカード・システムの構築、一店逸品運動や店舗デザインコンテストなどの事業の実施主体としての役割を担うとともに、商店街や商店主への喚起や各事業間の連携による相乗効果の創出などが期待できる。

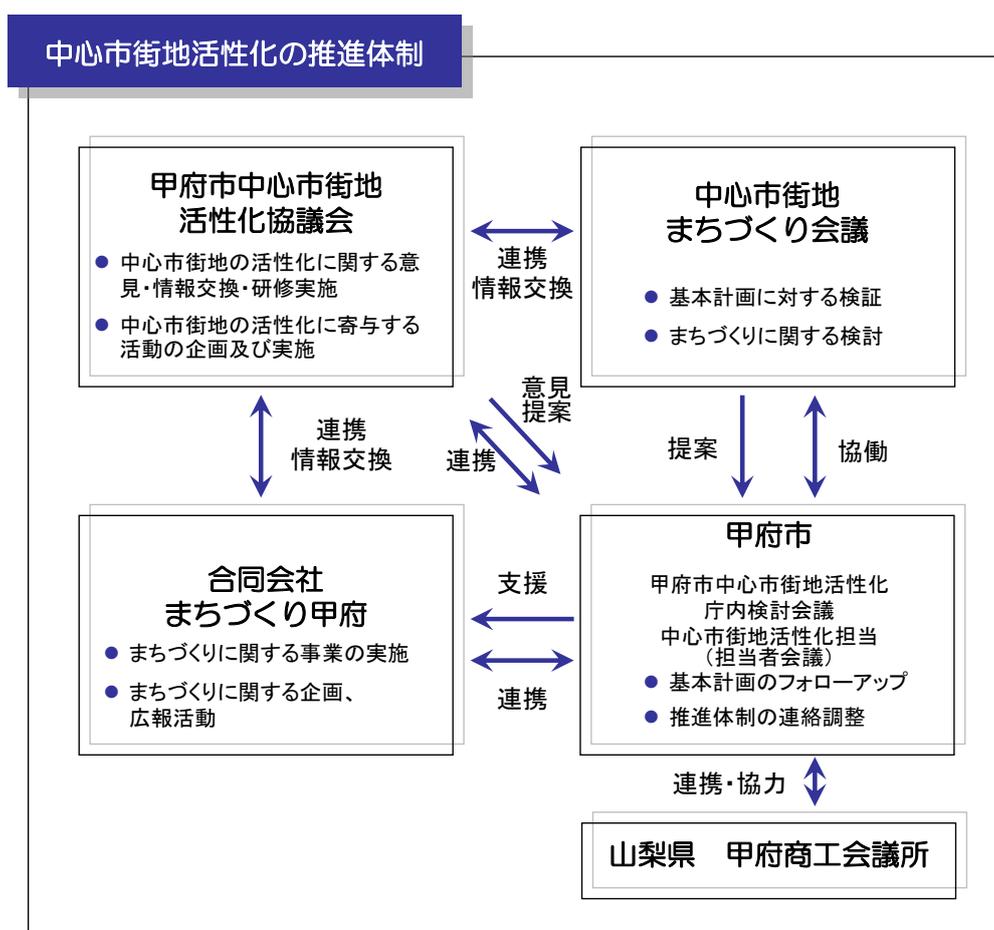
これにあわせ、基本計画の検証を行うとともに中心市街地の活性化やまちづくりに関して、市民が継続的に参加して協議する場としての「中心市街地まちづくり会議」を設置し、事業の確実な推進を図る。

## [6] 「中心市街地まちづくり会議」の設置

本基本計画は、「甲府市中心市街地活性化協議会」の他、任意に設置した「甲府市中心市街地活性化基本計画策定委員会」での議論、市民ワークショップや住民説明会での意見、市民アンケートの実施など、ニーズの把握と意見の聴取に様々な市民の協力を得て策定したものである。

この中では、「基本計画の策定はゴールではなく、まちづくりのスタートである」、「今後もまちづくりについて市民が参加する場所が欲しい」、「まちづくりは長期にわたるものであり、継続的な取り組みが必要である」などのまちづくりに関する多くの意見を頂いた。

こうした貴重な意見を活かし、また、市民参加による協働のまちづくりを推進するためには、継続的な議論の場を設置する必要がある、さらに、前計画の反省に立ち、継続的な計画の検証や客観的な評価を行い、他の組織との連携強化を図る中で計画の実効性を担保するため、新たに「中心市街地まちづくり会議」を設置する。



## 2. 中心市街地の位置及び区域

### [1] 位置

#### 位置設定の考え方

本市の中心市街地は、山梨県を中心部を占める甲府市の市域のほぼ中央で、JR 甲府駅、県庁、市役所及び商店街を含み小売業の店舗、事業所などが集積する区域を設定する。

#### (位置図)



## [2] 区域

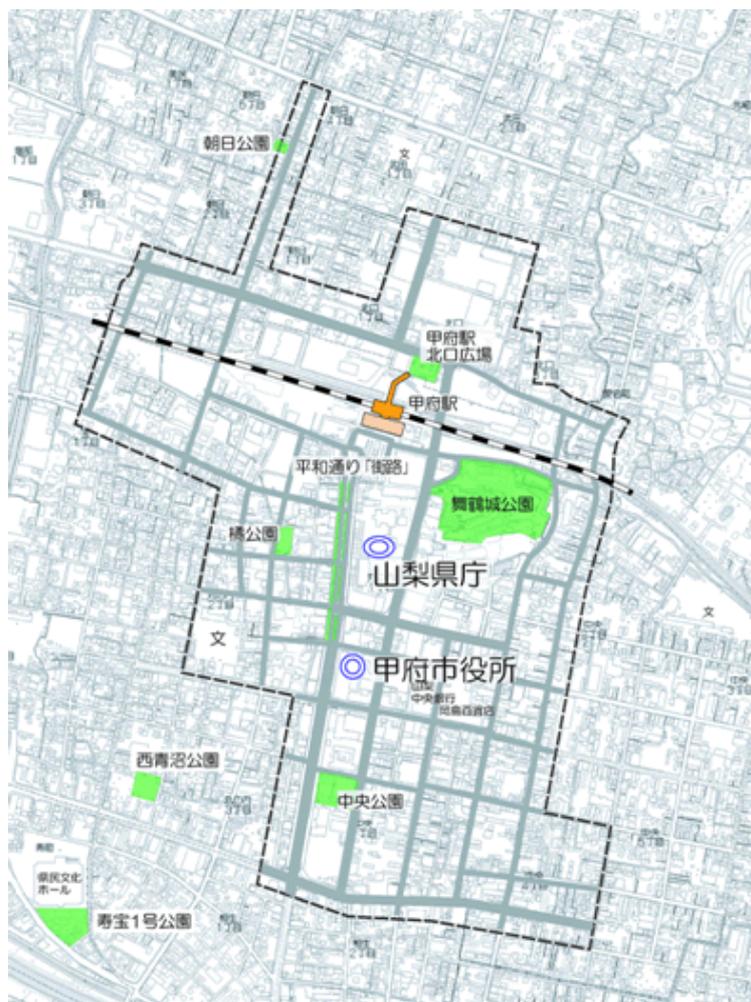
### 区域設定の考え方

本区域については、「相生一丁目の一部、相生二丁目の一部、朝日一丁目の一部、朝日二丁目の一部、朝日三丁目の一部、朝日四丁目の一部、朝日五丁目の一部、愛宕町の一部、

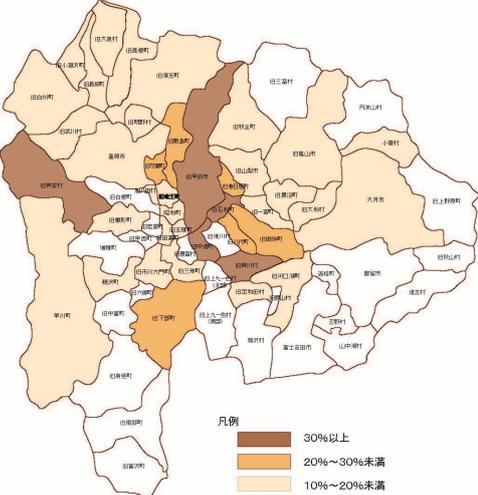
北口一丁目の一部、北口二丁目の一部、北口三丁目の一部、宝一丁目の一部、武田一丁目の一部、武田二丁目の一部、中央一丁目、中央二丁目の一部、中央四丁目の一部、丸の内一丁目、丸の内二丁目の一部、丸の内三丁目の一部」とする。

区域の設定については、商業地域及び近隣商業地域を中心に、相当数の小売商業、各種事業所が集積しており、最近の動向として衰退が進み、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障が生じるおそれがある区域であり、当区域における都市機能の増進及び活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、本市及び周辺地域の発展に有効な区域とする。また、土地利用、事業実施範囲などから集中的、効果的な取り組みが可能な約115haの面積の区域とする。なお、区域の境界は、道路沿いの商店街の形成状況を考慮した範囲とする。

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																				
<p><b>第1号要件</b>                      当該市街地に、相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>中心市街地は、面積にすると、市全体の 0.54%であるが、次のとおりの集積があり、市内でも最も高い集積となっている。</p> <p><b>(1) 小売業の集積</b>                      小売業の集積については、商店数では 16.6%、従業者数では 16.1%、年間商品販売額では 18.3%、売り場面積では 25.5%が集積している。</p> <table border="1" data-bbox="491 640 1428 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>商店数 (所)</th> <th>従業者数 (人)</th> <th>年間販売額 (百万円)</th> <th>売り場面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲府市</td> <td>2,668</td> <td>14,687</td> <td>275,953</td> <td>312,398</td> </tr> <tr> <td>中心市街地</td> <td>442</td> <td>2,366</td> <td>50,618</td> <td>79,605</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>16.6%</td> <td>16.1%</td> <td>18.3%</td> <td>25.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料) 商業統計調査 (平成 16 年)</p> <p><b>(2) 都市福利施設の集積</b>                      中心市街地は 18 の商店街と 2 つの百貨店を含み、国の出先機関、県庁、市役所、県警本部、裁判所といった公的機関、県立図書館、舞鶴城公園、舞鶴小学校といった歴史・教育文化施設、日本銀行甲府支店、山梨中央銀行本店をはじめとする金融機関、新聞社、テレビ局などのマスメディア、病院などの医療施設など多数の都市福利施設が集積している。</p> <p><b>(3) 商圈について</b>                      旧甲府市の商圈は、旧甲府市の買い物客の流入が 30%以上となる市町村は 5 つ、10%以上では 40 市町村となり、県内の合併前の旧市町村数の約 70%を占める。</p> 		商店数 (所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売り場面積 (㎡)	甲府市	2,668	14,687	275,953	312,398	中心市街地	442	2,366	50,618	79,605	構成比	16.6%	16.1%	18.3%	25.5%
	商店数 (所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売り場面積 (㎡)																	
甲府市	2,668	14,687	275,953	312,398																	
中心市街地	442	2,366	50,618	79,605																	
構成比	16.6%	16.1%	18.3%	25.5%																	

## 第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

中心市街地の様々な集積が低下し、市全体の都市活動と経済活力が停滞するおそれがある。

### (1) 中心市街地の店舗数、従業者数、年間商品販売額

中心市街地の小売業については、すべての項目で減少傾向にあり、平成3年と平成16年の比較では、商店数は39%減、従業者数は38%減、年間商品販売額は27%の減少となっている。

### (2) 商圈の動向

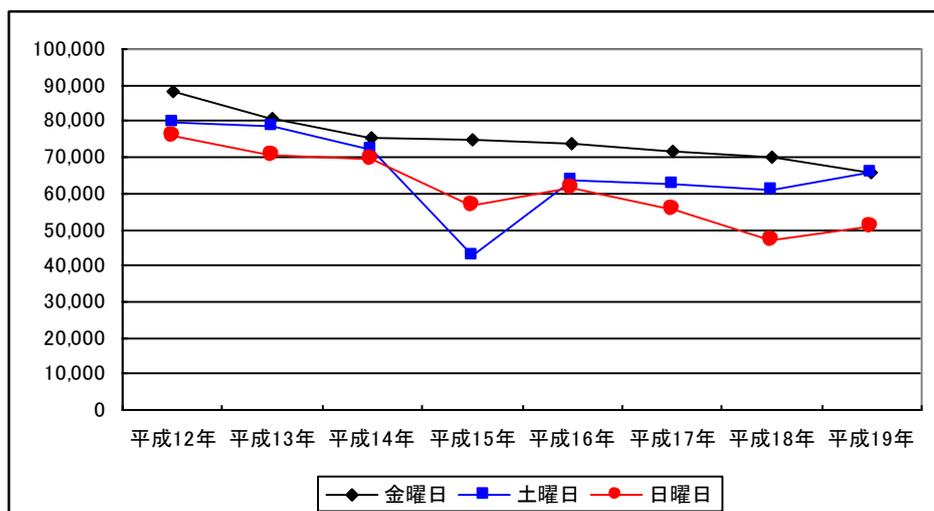
旧甲府市の商圈については、県内市町村の多くが含まれるが、平成10年からは減少傾向である。甲府市から見ると郊外部にあたる昭和町や中央市（旧田富町）においては、平成10年以降大型店舗の出店が続いたため、商圈が拡大している。

市町村数	旧甲府市商圈		昭和町商圈		旧田富町商圈	
	30%以上	10%以上	30%以上	10%以上	30%以上	10%以上
H10	9	45	1	4	4	19
H13	6	44	1	16	11	21
H16	6	36	1	16	5	17
H19	5	40	1	22	5	22

### (3) 中心市街地の歩行者通行量

中心市街地の通行量の動向については、平成12年から平成19年までの推移を見ると、全体的に減少傾向となっており、中心商店街の求心力は衰退傾向にある。特に日曜日について、平成18年の歩行量は、平成12年の約60%までに落ち込んでいる。

(単位：人)



資料) 甲府商工会議所調査

注) 実施日は毎年11月の最終金・土・日。3日間の合計値

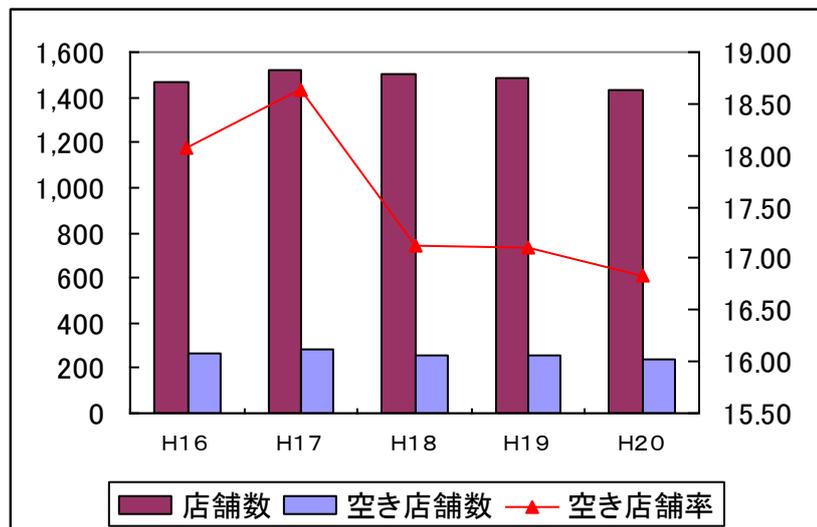
#### (4) 中心市街地の空き店舗数

中心市街地の空き店舗数は、ここ数年間は減少傾向にあるが、17%を超えるという高い水準にある。

中心市街地の商業機能として欠けているのは、日常生活のための購買という視点からは、生鮮食料品、日用雑貨、普段着等であり、これらの店舗が離れた場所に点在していることも問題である。

このままでは、都市活動の確保または経済活力の維持に支障を生じるおそれがあり、空き店舗の一層の減少を図っていく必要がある。

	H16	H17	H18	H19	H20
店舗数	1,467	1,519	1,500	1,485	1,431
空き店舗数	265	283	257	254	241
空き店舗率	18.06	18.63	17.13	17.10	16.84



### 第3号要件

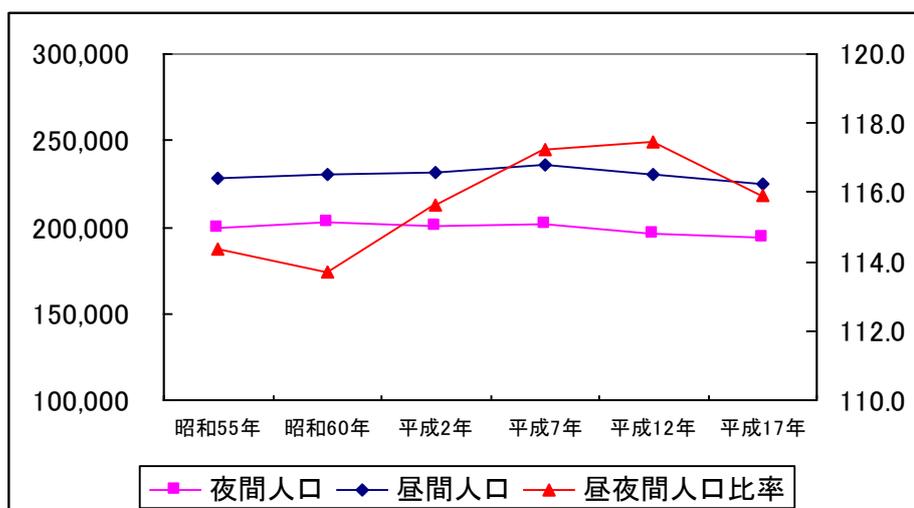
当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

#### (1) 昼夜間人口

旧甲府市の昼夜間人口をみると、昼間人口が夜間人口を大きく上回っており、都市の吸引力はかなり高いと言える。流入元の市町村を見ると、県内すべての市町村から流入しており、通勤・通学の中心地であることが分かる。

このように、中心市街地は本市のみならず、山梨県の社会活動、経済活動の中心として欠かせない場所であり、中心市街地における投資であっても、多くの市民や周辺市町村の住民に利用されることから、波及効果は市内全域及び周辺市町村にまでもたらされる。

	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
昭和55年	199,262	227,833	114.3
昭和60年	202,405	230,193	113.7
平成2年	200,626	231,975	115.6
平成7年	201,124	235,816	117.2
平成12年	196,154	230,439	117.5
平成17年	194,244	225,175	115.9



## (2) 各種計画

中心市街地の活性化は、甲府市総合計画でも目標として掲げられ、中心市街地の活性化の推進は、甲府市全域の発展にとって有効かつ適切である。

### ① 5次甲府市総合計画（平成18年6月策定）

総合計画においては5つの基本目標を設定しているが、その中の都市基盤の整備に関しては、「魅力と活気のあるだれもが住みたい楽しいまち」を目標に、地方中核都市にふさわしい都市拠点の形成により、だれもが訪れ、住みたくなるまちづくりを推進する、としている。

### ② 甲府市都市計画マスタープラン（平成20年3月策定）

マスタープランの中では、まちづくりの基本方針を「成長と拡大を基調としたまちづくり」から「効率的で持続可能なまちづくり」へと転換し、中心市街地ゾーンにおいては、土地の高度利用を図る再開発事業や民間開発事業の促進を通じて、行政、文化、教育、商業、業務、娯楽、情報、居住など、広域、高次の都市機能が複合的に集約された都市拠点の形成を進め、また、バスや電車などの公共交通機関の利便性を確保し、車への依存度を少なくし、高齢化社会にも対応できる、歩いて暮らせる便利なまちづくりを進める、としている。

### ③ 甲府圏域地方拠点都市地域基本計画（平成18年3月策定）

拠点計画の中では、5つの拠点区域の1つである「甲府駅周辺新都市拠点整備地区」が、今回の基本計画の区域内に設定されている。同整備地区では、商業・業務・文化・情報など多様な都市機能を有する中枢地区として、本地域の一体的整備を図るための核としての役割を担う。また、交通・情報通信ネットワークにより、その整備効果を他の全ての拠点地区に波及させ、本地域全体としての拠点性を向上させる、としている。

### 3. 中心市街地の活性化の目標

#### [1] 甲府市中心市街地活性化の目標設定

#### テーマ ー自分参加でつくる 生き甲斐都市こうふー

基本方針に合わせ、必要な施策の方向性を決定した上で、中心市街地活性化のテーマ、基本方針に沿った活性化の目標・対象を定め、目標の達成度を表す成果指標と必要な事業を設定する。

#### 基本方針①：買い物の場として楽しめる中心市街地の再生

##### <必要な施策の方向性>

- ・再開発ビルと既存大型店をつなぐ新たな都心型商業拠点の創出
- ・店主の育成、個店の魅力向上による繁盛店の増加
- ・まちづくり会社による事業推進
- ・中心市街地への大規模店舗出店支援
- ・自家用車や公共交通での買い物客の利便性向上
- ・買い物客への独自のサービス提供
- ・各種イベントの開催による元気な商店街づくり
- ・商店街からの情報発信の充実

#### 活性化の目標A：近隣商業と都心型商業が共存する商店街の再生

##### <対象>

中心市街地での買い物客

##### <成果指標>

###### 小売販売額

- ・中心市街地の個店や商店街の魅力が向上し、商業が活性化しているかを検証する指標として、小売販売額を採用する
- ・小売販売額は、経済センサス等での把握が可能であり、中心市街地が買い物の場として選ばれているかを客観的に示し、「近隣商業と都心型商業が共存する商店街の再生」の目標の進展を反映する指標である

## <事業の概要>

### 主要事業

市街地整備関係：紅梅地区再開発

商業の活性化関係：大規模小売店舗立地法にかかる特例区域の設置、オリオン・スクエア整備、商人塾、空き店舗対策、一店逸品創出、合同会社まちづくり甲府の運営、ポイントカード・システム、店舗デザイン向上

公共交通増進関係：共通駐車場システム構築、バス利用買い物客への乗車券サービス

### 支援事業

市街地整備関係：まちなか回遊道路整備、桜四丁目駐車場整備

商業活性化関係：甲州夢小路、幕絵を活用したイベント、やまなし映画祭、ヴァンフォーレ甲府の活用による中心市街地活性化、甲府銀座ビル活用、まちなかミュージックフェスタ、やまなしヌーボー推進、創業者等への個別支援、県民情報プラザの利活用、武田信玄公像のライトアップ、信玄公祭り・甲府大好きまつり等実施、ヴァンフォーレ広場運営、やまなし若者地域活性化プロジェクト推進、大学コンソーシアムによる中心市街地でのイベント、大規模集客施設の立地に関する方針の運用、ホームページ「甲府城下町」の拡充、春日あべにゆうナイトフェスタ、こうふ・タウンファンタジー、イベント推進

公共交通増進関係：無料回遊バス・レトボンの利便性向上

### 計画検討事業

市街地整備関係：オリオン通り四つ角の再開発、セントラルパーク設置、甲府駅南口市街地再開発検討事業

商業活性化関係：コリド桜町アーケード改善

## 基本方針②：歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生

### <必要な施策の方向性>

- ・甲府駅周辺での拠点形成事業に伴う歴史的な風景、まちなみの整備
- ・人々の集う場としての県庁舎、市庁舎整備
- ・拠点形成事業、シビックコア地区形成事業における情報関連施設の集約とあわせた歴史文化と現在の文化の融合、情報発信
- ・にぎわいの創出のポイントづくりとしての駅北口の拠点施設の整備や再開発事業の推進

## 活性化の目標B：拠点施設や歴史文化施設の整備によるにぎわいの創出

### <対象>

中心市街地への来街者

### <成果指標>

#### 歩行者通行量

- ・ 歴史や文化にふれることのできる中心市街地が再生され、にぎわいが回復しているかを検証する指標として、歩行者通行量を採用する
- ・ 歩行者通行量は、毎年商工会議所で定点観測を行っていることから、定期的に来街者の動向を把握でき、客観的で市民にもわかりやすく、「拠点施設や歴史文化施設の整備によるにぎわいの創出」の目標の進展を反映する指標である。

### <事業の概要>

#### 主要事業

市街地整備関係：甲府駅周辺拠点形成、紅梅地区再開発、甲府駅周辺土地区画整理、シビックコア地区整備

都市福利施設関係：宝石美術専門学校移転、市役所新庁舎の建設、NHK甲府放送局移転、県庁舎耐震化等整備、新県立図書館の整備

商業の活性化関係：甲州夢小路

#### 支援事業

市街地整備関係：都市計画道路和戸町竜王線整備、舞鶴跨線橋歩道整備、古府中環状浅原線整備

商業活性化関係：武田信玄公像のライトアップ、信玄公まつり・甲府大好きまつりの拡充

## 基本方針③：定住の場所として選ばれる中心市街地の再生

### <必要な施策の方向性>

- ・ 再開発ビル等への住居建築やまちなか居住促進施策による中心市街地での定住促進
- ・ まちの杜や歩道の整備によるまち歩きやゆったりとした時間が過ごせる空間の創出
- ・ 公共交通の利便性向上

## 活性化の目標C：住環境整備や居住支援によるまちなか定住促進

### <対象>

## 中心市街地の居住者

### <成果指標>

#### 居住人口

- ・ 定住の場として選ばれる中心市街地が再生されているか検証する指標として、居住人口を採用する
- ・ 居住人口は、住民基本台帳による把握が可能で、客観的で市民にも理解しやすく、「住環境整備や居住支援によるまちなか定住促進」の目標の進展を反映する指標である

### <事業の概要>

#### 主要事業

市街地整備関係：シビックコア地区整備、舞鶴跨線橋歩道整備、紅梅北通り線道路改良、まちなかの杜推進

都市福利施設関係：まちなか健やかサロンの運営

居住環境整備関係：紅梅地区再開発ビルへの住宅建設、まちなか定住促進

公共交通増進関係：無料回遊バス・レトボンの利便性向上

#### 支援事業

市街地整備関係：まちなか回遊道路整備

都市福利施設関係：市役所新庁舎の建設

## 計画実践のための方針：関係者の協働によるまちづくり

### <目指すべき姿>

- ・ 事業者、住民、行政等のすべての関係者が参加者としての意識をもつ
  - ・ 少子高齢化、人口減少社会に対応したコンパクトで持続性のあるまちづくりに継続的に取り組んでいる
- 市民一人ひとりの主体的参加によるまちづくりが中心市街地から実践されている

### <取組みの概要>

#### 関連事業

商業活性化関係：合同会社まちづくり甲府の運営

#### 事業以外の取組み

中心市街地まちづくり会議の設置、中心市街地活性化協議会・合同会社まちづくり甲府・中心市街地まちづくり会議の連携

#### 継続検討が必要な取組み

公共交通（特にバス）の利便性向上、自転車対策、都市公園の整備 など

## 〔2〕計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成20年11月から平成26年10月までとする。

少子高齢化、人口減少社会を迎え、コンパクトで持続性のあるまちづくりは、本市にとって長期的に取り組む課題であるが、本基本計画の期間は、そのファーストステージとして位置づける。

## 〔3〕中心市街地活性化の目標設定の基本的な考え方

前基本計画での反省点を踏まえ、中心市街地活性化の目標を明確にするとともに、達成状況を把握するための数値目標を設定し、計画の実効性を担保した中心市街地の活性化を推進する。

成果指標については、「小売販売額」、「歩行者通行量」、「居住人口」を設定する。

これらは、活性化の目標である、「近隣商業と都心型商業が共存する商店街の再生」、「拠点施設や歴史文化施設の整備によるにぎわいの創出」、「住環境の整備や居住支援によるるまちなか定住促進」の達成度を反映する客観的な指標である。

この計画期間を今後のまちづくりにおけるファーストステージと位置づけ、往時のにぎわいの回復を目指し、本基本計画の目標達成により、さらなる中心市街地の活性化に対する期待感が醸成され、その流れを以降に繋げていくことが、目標達成の意義と捉える。

なお、計画変更により計画の終期を当初設定していた平成25年3月から平成26年10月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。

計画の構成

テーマ：自分参加でつくる 生き甲斐都市こうふ

基本方針

活性化の目標

成果指標

事業の概要

- ① 買い物場として楽しめる 中心市街地の再生
  - ＜必要な施策の方向性＞
    - ・再開発ビルと既存大型店をつなぐ新たな都心型商業拠点の創出
    - ・商店主の育成、個店の魅力向上による繁盛店の増加
    - ・まちづくり会社による事業推進
    - ・中心市街地への大規模店舗出店支援
    - ・自家用車や公共交通での買い物客の利便性向上
    - ・買い物客への独自のサービス提供
    - ・各種イベントの開催による元気な商店街づくり
    - ・商店街からの情報発信の充実
- ② 歴史や文化にふれることのできる 中心市街地の再生
  - ＜施策の方向性＞
    - ・甲府駅周辺での拠点形成事業に伴う、歴史的な風景、まちなみの整備
    - ・人々の集う場としての県庁舎、市庁舎整備
    - ・拠点形成事業、シビックコア地区形成事業における情報関連施設の集約とあわせた、歴史文化と現在の文化の融合、情報発信
    - ・にぎわいの創出のポイントづくりとしての駅北口の拠点施設の整備や再開発事業の推進
- ③ 定住の場所として選ばれる 中心市街地の再生
  - ＜施策の方向性＞
    - ・再開発ビル等への住居建築やまちなか居住促進施策による、中心市街地での定住促進
    - ・まちの社や歩道の整備による、まち歩きやゆったりとした時間が過ごせる空間の創出
    - ・公共交通の利便性向上
- (計画実施のための方針) 関係者の協働によるまちづくり
  - ＜目指すべき姿＞
    - ・事業者、住民、行政等のすべての市民が参加者としての意識をもつ
    - ・少子高齢化、人口減少社会に対応した、コンパクトで持続性のあるまちづくりに継続的に取り組んでいる
    - ・市民一人ひとりの主体的参加によるまちづくりが中心市街地から実践されている

**A 近隣商業と都心型商業が共存する商店街の再生**

対象  
中心市街地での買い物客

**A 小売販売額**

**◎主要事業**

紅梅地区再開発、オリオンスクウェア整備、合同会社まちづくり甲府の運営、商店舗、一店逸品創出、店舗デザイン向上、空き店舗対策、大規模小売店舗立地法の特例措置の要請、ポイントカード・システム、共通駐車場システムの構築、バス利用買い物客への乗車券サービス など

**B 拠点施設や歴史文化施設の整備によるにぎわいの創出**

対象  
中心市街地への来街者

**B 歩行者通行量**

**◎主要事業**

駅周辺拠点形成、駅周辺土地区画整理、紅梅地区再開発、市役所新庁舎の建設、県庁舎前歴史等整備、シビックコア地区形成、玉石美術専門学校移転、NHK甲府放送局移転、新県立図書館の整備、甲州夢小路 など

**C 住環境整備や居住支援によるまちなか定住の促進**

対象  
中心市街地の居住者

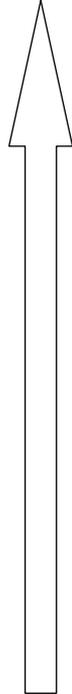
**C 居住人口**

**◎主要事業**

舞鶴岡線橋歩道整備、紅梅北通り線道路改良、まちの社推進、まちなか鍵やかまのんの運営、紅梅地区再開発ビルへの住宅建設、シビックコア地区形成、まちなか定住促進、無料回遊バスレトロポンの利便性向上 など

**◎関連事業**

- 合同会社まちづくり甲府の運営
- ◎事業以外の取り組み  
中心市街地まちづくり会議の設置、関係組織の連携
- ◎継続検討が必要な取組み  
公共交通の利便性向上、自転車対策、都市公園の整備 など



[ 4 ] 成果指標の目標数値の設定

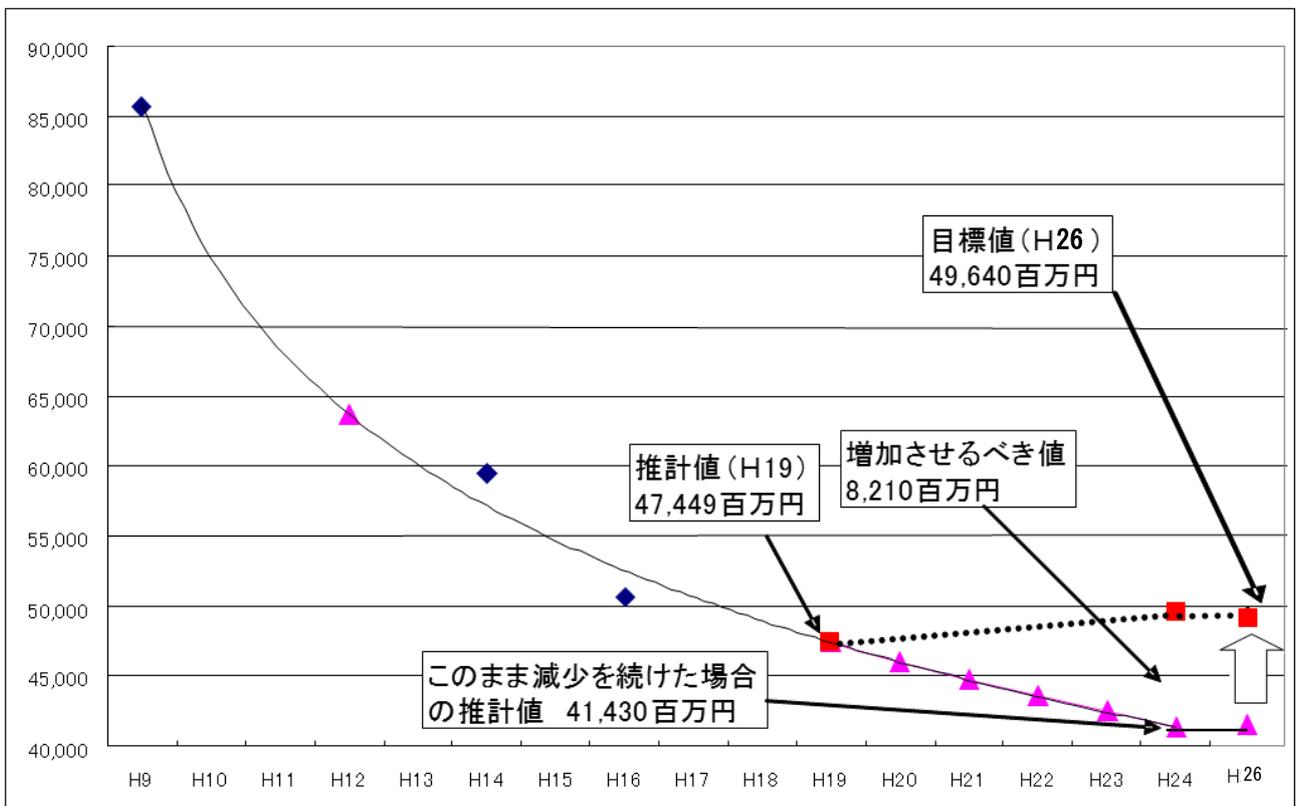
① 小売販売額

ア) 目標数値

	推計数値 (平成 19 年度)	目標数値 (平成 26 年度)	増加数	増加率
中心市街地全体	47,449 百万円	49,640 百万円	2,191 百万円	4.6%

※ 参考：推計値からの増加状況

	推計数値 (平成 24 年度)	目標数値 (平成 26 年度)	増加数	増加率
中心市街地全体	41,430 百万円	49,640 百万円	8,210 百万円	19.8%



小売販売額については、新たな大型商業施設の建設、オリオン・スクエアの整備、商人（あきんど）塾や店舗デザイン向上、合同会社まちづくり甲府による商業活性化事業推進などにより、近隣商業と都心型商業が共存する商店街が再生され、将来的には、中心市街地から甲府西武、トポス甲府店が相次いで撤退し、前中心市街地活性化基本計画を策定した時期である平成 12 年の数値となることを目標とする。この達成に向け、本計画期間内には、小売販売額を増加の流れに変え、計画終了時には、概ね平成 16 年の数値まで回復することを目指す。

## イ) 数値目標設定のフロー

数値目標＝近年のトレンドによる小売販売額＋主要事業による効果

- ・ 紅梅地区再開発事業（商業施設）及び甲州夢小路事業
- ・ 居住世帯の増加
- ・ 宝石美術専門学校の整備や、シビックコア地区整備事業、NHK 甲府放送局移転、新県立図書館の整備、市役所新庁舎の建設
- ・ 商業活性化のソフト事業

## ウ) 近年のトレンドによる小売販売額

平成 6 年から、小売販売額は減少傾向にあるが、特に平成 9 年から平成 14 年にかけての落ち込みが激しい。これは、平成 9 年から平成 12 年にかけて大型店舗が近隣市町に開店したことや、平成 10 年に甲府西武が、平成 11 年にはトポス甲府店が閉店したことの影響が大きい。

平成 14 年以降も近隣市町に大型店舗の出店が続いており、今後も減少傾向が続くと思われるため、減少傾向で推移する回帰式をあてはめて推定したところ、平成 24 年には 41,430 百万円となる。

□	実績値			推計値					
	H9	H14	H16	H19	H20	H21	H22	H23	H24
年間商品販売額	85,661	59,448	50,618	47,449	46,051	44,766	43,575	42,466	41,430

※ 対数近似 ( $Y=-16066\ln(X)+85974$ ,  $R^2=0.9865$ ) より算出

## エ) 紅梅地区再開発事業（商業施設）及び甲州夢小路事業による小売販売額の増加

紅梅地区再開発事業により、新たに 9,800 m<sup>2</sup>の店舗面積が増加する。また、甲州夢小路事業により、新たに 1,919 m<sup>2</sup>の店舗面積が増加する

店舗面積あたりの販売額について、ウ) と同様に回帰式をあてはめて推定したところ、平成 24 年には、61.0 万円/m<sup>2</sup>が見込まれる。

□	実績値			推計値					
	H9	H14	H16	H19	H20	H21	H22	H23	H24
店舗面積当たりの販売額	78.3	69.4	63.6	63.4	62.9	62.3	61.9	61.4	61.0

※ 対数近似 ( $Y=-6.3331\ln(X)+78.589$ ,  $R^2=0.9274$ ) より算出

ここでは、店舗面積に、店舗面積あたりの販売額を乗じた額を小売販売額として算出するが、甲州夢小路に関しては、完成が平成 24 年の秋以降の見込みのため、1/3 程度の金額を見込む。

$$\begin{aligned}
 & \text{紅梅地区再開発事業（商業施設）及び甲州夢小路事業による小売販売額の増加} \\
 & = 9,800 \text{ m}^2 \times 61.0 \text{ 万円/m}^2 + 1,919 \text{ m}^2 \times 61.0 \text{ 万円/m}^2 \times 1 / 3 \\
 & = 6,368 \text{ 百万円}
 \end{aligned}$$

## オ) 居住世帯の増加に伴う小売販売額の増加

中心市街地での買い物客の多くは中心市街地内の居住者であることから、居住世帯の増加が、直接的に小売販売額の増加に繋がるものと考えられる。

### A 近年のトレンドによる目標年度の世帯

後述する「③居住人口」の「ウ) 近年のトレンドによる目標年度の人口」より、平成 24 年には 5,634 人となり、これを 1 世帯あたりの人数 2.02 人（平成 20 年住民基本台帳人口による）で割ると、世帯数は、2,789 世帯(5,634 人÷2.02 人/世帯)となる。

### B シビックコア地区単身者住宅による世帯増

シビックコア地区の国出先機関の庁舎には、単身者住宅 102 戸が建設される予定であり、102 世帯が入居するものとする。

### C 定住促進事業による世帯増

中心市街地における新築集合住宅の未分譲の戸数は、86 戸（平成 20 年 4 月現在）であり、このうちの 1 割は事務所等で利用される可能性があるため、残りの 9 割が入居したと想定すると戸数は 78 戸となる。

また、紅梅地区再開発により、新規に供給される戸数は 104 戸であるが、同様にこのうちの 1 割は事務所等で利用される可能性があるため、残りの 9 割が入居したと想定すると戸数は 94 戸となる。

$$\text{定住促進事業による世帯増} = 78 + 94 = 172 \text{ 世帯}$$

### D 他事業の効果による世帯増

既存の集合住宅は、現在約 600 戸が入居可能となっているが、市街地整備事業、商業活性化事業等の効果により、中心市街地への流入が増加し、7%の 42 戸が入居したと想定する。

$$\text{以上より、} A + B + C + D = 2,789 + 102 + 172 + 42 = 3,105 \text{ 世帯}$$

平成 20 年の居住世帯は、2,871 世帯であることから、234 世帯（3,105 世帯－2,871 世帯（現況値））の増加が見込まれる。

これに平成 17 年の総務省統計局「家計調査年報・家計調査報告」の甲府市における 1 世帯当たりの 1 ヶ月の食料、家具家事用品、被服履物の合計支出額 91,374 円のうち、地元購買率 65%を中心市街地での消費と見込み、小売販売額の増加分とする。

大規模商業施設は、中心市街地にある百貨店等を除くとほとんどが周辺市町にあり、ここでの買い物は、既に地元購買率からは除かれている。この点や地域の高齢化率が高いことを考慮すると、中心市街地の居住者が、さらに市内の他地域で買い物をする率は低いと考え、中心市街地の地元購買率として、市全体の数値同様の 65%を用いることとする。

#### 居住人口増加に伴う小売販売額の増加

$$= 234 \text{ 世帯} \times 91,374 \text{ 円/月} \times 65\% \times 12 \text{ ヶ月} = 167 \text{ 百万円}$$

#### カ) 宝石美術専門学校の整備や、シビックコア地区整備事業、NHK 甲府放送局移転、新県立図書館の整備、市役所新庁舎の建設に伴う小売販売額の増加

「山梨県商圈実態調査結果報告書」（甲府商工会議所・富士吉田商工会議所・山梨県商工会連合会）によると、甲府市の商圈人口は平成 16 年 191,454 人と推測される。（平成 16 年の「甲府市における購買率」と「住民基本台帳」により算出した。また、15 歳以上人口の割合については、「平成 17 年国勢調査」を利用した。）

また、その年の中心市街地における年間商品販売額は 50,618 百万円で、商圈人口当たりの小売販売額は、26.4 万円/人となるが、買い物が主目的の来街者ではないことを考慮し、小売販売額は半額を見込むこととする。

今後は、宝石美術専門学校の整備により 113 人、シビックコア地区整備事業及び NHK 甲府放送局移転により約 1,500 人、市役所新庁舎の建設により約 180 人、さらには、新県立図書館の整備により 1,192 人（「②歩行者通行量」の「ケ）新県立図書館の整備による発生歩行者通行量」の積算によると新たな利用者は 1,192 人（1,788 人（新たな利用者）－ 596 人（現在の利用者）となる。）が、新たに中心市街地で働き、もしくは施設を利用することとなる。

このうちシビックコア地区整備事業による増加数から単身者住宅の 102 人を除き、新県立図書館に関しては、その利便性から公共交通を利用する人も多いことが想定されるため、2 割の人が駅周辺での買い物を行うことと想定する。

これに商圈人口当たりの小売販売額を乗じて、小売販売額の増加分とする。

#### 宝石美術専門学校の整備や、シビックコア地区整備事業、NHK 甲府放送局移転、新県立図書館の整備、市役所新庁舎の建設に伴う年間小売販売額の増加

$$= 26.4 \text{ 万円/人} \times 1/2 \times (113 \text{ 人} + 1,500 \text{ 人} - 102 \text{ 人} + 1,192 \text{ 人} \times 0.2 + 180 \text{ 人}) \\ = 255 \text{ 百万円}$$

#### キ) 商業活性化のソフト事業の効果

再開発ビルと地元百貨店の間に位置し、駅前商店街と中央商店街の連結地域ともなるオリオン・スクエアの整備やそれに伴うソフト事業の実施により、地域の商業活性化が図られるとともに再開発ビル内の商業施設や百貨店の売り上げ増加にも寄与することが期待できる。

さらに、ヴァンフォーレ甲府の活用による中心商店街活性化事業及び商人（あきんど）塾事業、商店街の店舗デザイン向上事業、一店逸品事業、ポイントカード・システム事業の相乗効果により、現況（H19）の 3%にあたる 1,423 百万円の増加を目指す。

以上より、ウ) + エ) + オ) + カ) + キ)

$$= 41,430 + 6,368 + 167 + 255 + 1,423 = 49,643 \text{ 百万円}$$

となることから、目標値を 49,640 百万円とする。

### ク) フォローアップ方法

小売販売額については、経済センサスをもとに調査し、効果の検証を行う。

経済センサスは2年ごとに実施されることとなっており、計画期間中は平成23年度、計画期間後は平成25年度に調査予定である。なお、小売販売額は、調査実施年度の前年度実績値が計上されるため、平成23年度調査では平成22年度（中間年次）の効果が計上されることから、平成23年度に状況に応じて目標の達成に向けた改善措置を講じる。

また、計画期間最終年度の平成26年度の数値については、平成25年度の調査結果を待つこととなるが、当面は平成23年度調査の数値に基づく平成25年度及び平成26年度推計値を用いて検証し、平成25年度の調査結果が出た際に、改めて検証する。

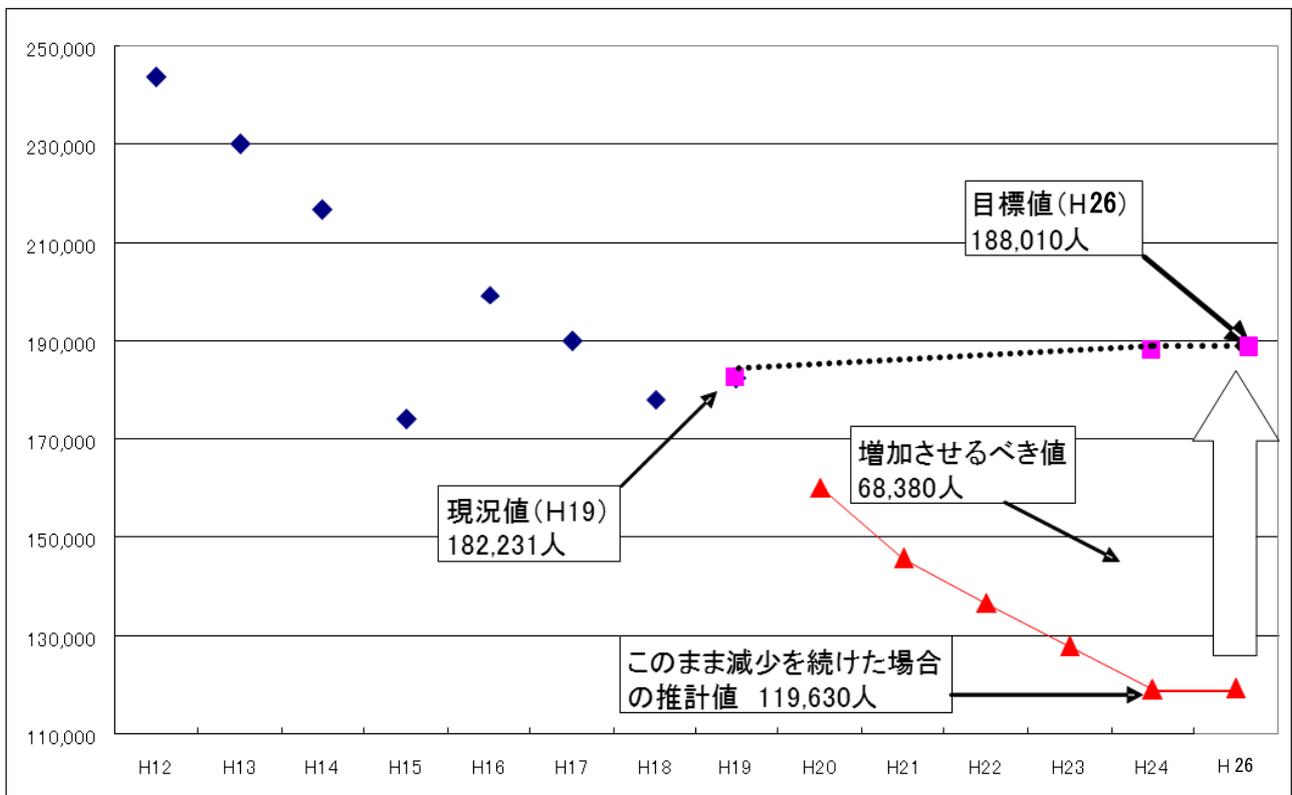
## ② 歩行者通行量

### ア) 目標数値

	現況数値 (平成 19 年度)	目標数値 (平成 26 年度)	増加数	増加率
中心市街地全体	182,231 人	188,010 人	5,779 人	3.2%

### ※ 参考：推計値からの増加状況

	推計数値 (平成 24 年度)	目標数値 (平成 26 年度)	増加数	増加率
中心市街地全体	119,630 人	188,010 人	68,380 人	57.2%



歩行者通行量については、拠点施設や歴史文化施設が整備によりにぎわいが創出され、将来的には、中心市街地から甲府西武、トポス甲府店が相次いで撤退し、前中心市街地活性化基本計画を策定した時期である平成 12 年の数値となることを目標とする。この達成に向け、本計画期間内には、歩行者通行量を増加の流れに変え、計画終了時には、概ね平成 17 年の数値まで回復することを目指す。なお、それ以降も、県民利用施設や物販販売コーナーを含む県庁舎の建て替えは平成 25 年度に、またこれに伴う旧庁舎の取り壊しと周辺整備は平成 27 年度に完成する予定であり、歩行者通行量は増えるものと思われる。

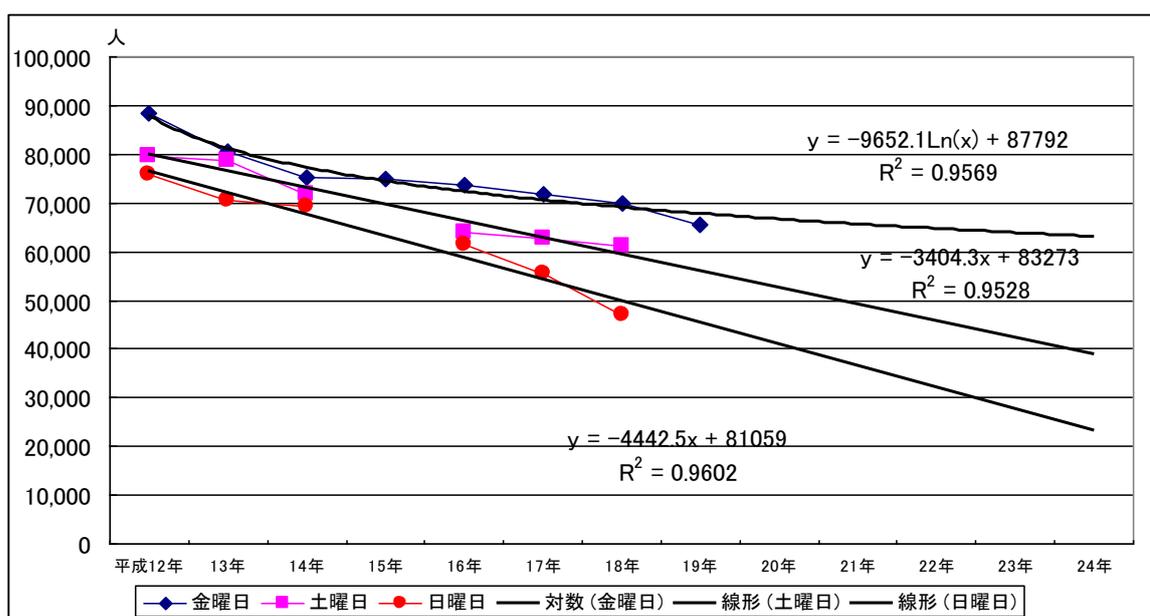
## イ) 数値目標設定のフロー

数値目標＝近年のトレンドによる歩行者通行量＋主要事業による効果

- ・ 紅梅地区再開発による発生歩行者通行量×回遊通過ポイント数
- ・ 紅梅地区再開発新規居住者の発生歩行者通行量×回遊通過ポイント数
- ・ 宝石美術専門学校による発生歩行者通行量×回遊通過ポイント数
- ・ 居住人口増加による発生歩行者通行量×回遊通過ポイント数
- ・ シビックコア地区整備事業、NHK 甲府放送局移転等による発生歩行者通行量×回遊通過ポイント数
- ・ 新県立図書館の整備による発生歩行者通行量 ×回遊通過ポイント数
- ・ 市役所新庁舎の建設による発生歩行者通行量×回遊通過ポイント数
- ・ 甲州夢小路事業による発生歩行者通行量×回遊通過ポイント数
- ・ 商業活性化のソフト効果
- ・ レトボンの利便性向上による発生歩行者通行量

## ウ) 近年のトレンドによる歩行者通行量

平成12年から18年までは緩やかな減少傾向にあったが、平成19年には微増している。各調査日の歩行者通行量を、平成12年からの減少傾向で推移する回帰式をそれぞれあてはめて推定したところ、平成24年には125,358人となる（平成15年の土曜日・日曜日は悪天候による異常値のため、平成19年の土曜日・日曜日はNHK大河ドラマ「風林火山」等の影響のため、推定からは除いてある）。



また、これまで、娯楽施設として中心市街地の活性化に寄与していた4スクリーンを持つ映画館が今年度末で閉館となる。年間約13万4千人の利用者があったため、1,432人（現況134,000人÷365日×3日×1.3（調査日が週末であるため、利用者数のウェイトを1.3とする））が減少するものと見込まれる。歩行者通行量としては、調査地点数2地点（12ページ：映画館に隣接している⑨⑩のうちどちらかと、他1地点）を通過するものとする、5,728人（1,432人×2地点×2回）が減少するものと見込まれ、平成24年には119,630人となる。

□	実績値								推計値				
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
金曜日	88,316	80,689	75,137	74,818	73,807	71,750	69,947	65,517	66,584	65,567	64,647	63,807	63,035
土曜日	79,489	78,834	71,927	42,548	63,801	62,711	61,173	65,660	52,634	49,230	45,826	42,421	39,017
日曜日	75,900	70,447	69,354	56,544	61,577	55,387	47,069	51,054	41,077	36,634	32,192	27,749	23,307
小計	243,705	229,970	216,418	173,910	199,185	189,848	178,189	182,231	160,295	151,431	142,664	133,978	125,358
映画館減少分										△ 5,728	△ 5,728	△ 5,728	△ 5,728
合計	243,705	229,970	216,418	173,910	199,185	189,848	178,189	182,231	160,295	145,703	136,936	128,250	119,630

### エ) 紅梅地区再開発事業（商業施設）による発生歩行者通行量

紅梅地区再開発事業（商業施設）の店舗面積は9,800㎡である。「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）に規定する「店舗面積当たり日來客数原単位」を求める計算式に準拠して、來客数を算出する。

#### ○ 店舗面積当たり日來客数原単位計算方法

A: 店舗面積当たり日來客数原単位		
	商業地区	その他地区
人口40万人以上	1,500 - 20S (S < 20)	1,400 - 40S (S < 10)
	1,100 (S ≥ 20)	1,000 (S ≥ 10)
人口40万人未満	1,100 - 30S (S < 5)	
	950 (S ≥ 5)	

(単位: 人/千㎡)

注1) Sは店舗面積(千㎡)

資料: 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）

甲府市の人口は40万人未満であることから、店舗面積9,800㎡の紅梅地区は(ii)より、950人/千㎡となる。この來客数の増加により、調査地点数1地点（紅梅地区に隣接している⑤⑦のうちどちらか）を通過するものとする。

#### 紅梅地区再開発事業（商業施設）による発生歩行者通行量

$$= 950 \text{ 人/千㎡} \times 9.8 \text{ 千㎡} \times 3 \text{ 日} \times 1 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} = 55,860 \text{ 人}$$

#### オ) 紅梅地区再開発新規居住者の発生歩行者通行量

後述する「③居住人口」の「オ) 定住促進事業による人口増」の後段より、平成 24 年には 156 人が居住することを目指している。

紅梅地区は周辺に調査ポイントが数多く存在することから、居住する人が調査地点数 2 地点（紅梅地区に隣接している⑤⑦のいずれかと、ほか 1 点）を通過するものとする。

#### 紅梅地区再開発新規居住者の発生歩行者通行量

$$= 156 \text{ 人} \times 3 \text{ 日} \times 2 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} = 1,872 \text{ 人}$$

#### カ) 居住人口増加による発生歩行者通行量（紅梅地区及びシビックコア地区を除く）

後述する「③居住人口」の「オ) 定住促進事業による人口増」の前段及び「カ) 他事業の効果による人口増」より、平成 24 年には 229 人となる。

この定住人口の増加により、調査地点のいずれか 1 地点を通過するものとするが、調査ポイントが近くにない居住者も想定し、中心市街地を回遊する人の割合は、「甲府市中心市街地活性化に関する市民アンケート調査結果報告書」において、中心市街地に行く頻度を利用頻度と居住者地区でクロス集計した結果により、中心市街地に居住している人で、「ほぼ毎日」と回答した人の割合（40.9%）と「週に 1～2 回」と回答した人の割合（18.2%）を参考とする。

#### 居住人口増加による発生歩行者通行量

$$= 229 \text{ 人} \times 3 \text{ 日} \times 1 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} \times 40.9\% + 229 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} \times 1 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} \times 18.2\% = 645 \text{ 人}$$

#### キ) 宝石美術専門学校による発生歩行者通行量

宝石美術専門学校は学生・教職員を合わせて計 113 人になる。発生歩行量としては、通学・通勤によるもの、昼休み、授業後の買い物などが考えられる。

中心市街地に移転することにより、甲府駅からの通学・通勤が大幅に増加することを勘案し、7 割が通学・通勤時には調査地点の④⑤を、また、買い物等では、宝石美術専門学校に接している⑦は必ず通過し、その他 1 地点程度は通過すると考えられる。

なお、土日は閉校であるため、金曜日の調査でのみ通過するものとする。

#### 宝石美術専門学校による発生歩行者通行量

$$= 113 \text{ 人} \times 0.7 \times 2 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} + 113 \text{ 人} \times 2 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} = 768 \text{ 人}$$

#### ク) シビックコア地区整備事業、NHK 甲府放送局移転等による発生歩行者通行量

国出先機関の集約及び NHK 甲府放送局移転等により、約 1,500 人の職員や利用者が新たに中心市街地に集まることになる。

発生歩行量としては、金曜日は昼休みや勤務後、利用後の買い物、飲食などが考えられ、3 割の人が①もしくは④を 2 回通過するものとする。

土日については、単身者住宅の 102 人のうち半分の人が、買い物や飲食のため①④の 2 地点を 2 回通過するものとする。

#### シビックコア地区整備事業、NHK 甲府放送局移転等による発生歩行者通行量

$$= 1,500 \text{ 人} \times 0.3 \times 2 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} + 102 \text{ 人} \times 0.5 \times 2 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} \times 2 \text{ 日} \\ = 2,208 \text{ 人}$$

#### ケ) 新県立図書館の整備による発生歩行者通行量

シビックコア地区内にある甲府駅北口県有地には、新県立図書館施設が建設される。新県立図書館は、甲府市が人工地盤を整備する甲府駅に近接し、利便性が非常に高くなる。

県立図書館の平成 14 年から平成 18 年までの年間利用者は約 167 千人、年間開館日は約 280 日であり、1 日当たりの平均利用者は 596 人である。

新県立図書館は、施設規模、収蔵能力が約 2～3 倍になる計画であり、また、施設規模、収蔵能力が同規模の他県の県立図書館では、利用者数が現県立図書館の 3 倍程度であること、さらに、駅からの利便性の向上等を勘案し、新県立図書館の利用者を現在の 3 倍の 1,788 人を見込む。

新県立図書館は、その利便性から公共交通を利用する人も多いことが想定され、2 割の人が駅周辺での買い物や飲食のため、①もしくは④の地点を 2 回通行するものとする。

なお、現県立図書館も計画区域に位置していることから、1 日平均 596 人の利用者のうちの半分が、買い物、飲食等のため②もしくは⑤の地点を 2 回は通行していたものと想定し、この部分は減ずるものとする。

##### 新県立図書館の整備による発生歩行者通行量

$$= (1,788 \text{ 人} \times 0.2 - 596 \text{ 人} \times 0.5) \times 1 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} \times 3 \text{ 日} = 360 \text{ 人}$$

#### コ) 市役所新庁舎の建設による発生歩行者通行量

市役所新庁舎の建設により、約 180 人の職員が新たに中心市街地で働く予定である。また、土曜日、日曜日は市民が集う場として開放することから、NPO・市民団体等の会議での利用など、約 100 人の利用が見込まれる。

発生歩行量としては、通勤によるもの、昼休み、勤務・会議後の買い物などが考えられる。

金曜日については、自家用車で通勤する職員や、バス通勤でターミナル途中で下車する職員を除き、職員の 4 割が、公共交通や自転車、徒歩等で通勤し、④もしくは他の 1 地点を 2 回通過し、2 割が買い物、飲食等で周辺の⑦⑫等の 2 地点を 2 回通過するものとする。

また、土日については、利用者約 100 人のうちの半分の人が周辺の⑦⑫等の 2 地点を 2 回通過するものとする。

##### 市役所新庁舎の建設による発生歩行者通行量

$$= 180 \text{ 人} \times 0.4 \times 1 \text{ 日} \times 1 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} + 180 \text{ 人} \times 0.2 \times 1 \text{ 日} \times 2 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} \\ + 100 \text{ 人} \times 0.5 \times 2 \text{ 日} \times 2 \text{ 地点} \times 2 \text{ 回} = 688 \text{ 人}$$

#### サ) 甲州夢小路事業による発生歩行者通行量

甲州夢小路事業の店舗面積は 1,919 m<sup>2</sup>である。エ) と同様に「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号)に規定する「店舗面積当たり日來客数原単位」を求める計算式に準拠して、算出すると 6,000 人(店舗面積 1,919 m<sup>2</sup>は (i) より、(1,100 - 30 × 1.919 千 m<sup>2</sup>) × 1.919 千 m<sup>2</sup> × 3 日)になるが、甲州夢小路付近には調査地点を設定していない。計画では、レト

ボンを運行して、中心商店街と結ぶとしているが、この利用により中心市街地へ向かう人数を、1便あたり5人を目標とし、中心商店街で歩行による回遊により少なくとも2地点を通過するものとする。

**甲州夢小路事業による発生歩行者通行量**

$$= 5 \text{ 人} \times 26 \text{ 便} \times 2 \text{ 日} \times 2 \text{ 地点} = 520 \text{ 人}$$

### シ) 商業活性化のソフト事業の効果

再開発ビルと地元百貨店の間に位置し、駅前商店街と中央商店街の連結地域ともなるオリオン・スクエアでは、各種のソフト事業を実施されるほか、メイン・ホールの整備による憩いの空間が創出され、周辺商店街へのエントランスとしての機能も果たすことにより、にぎわいの再生に寄与することが期待できる。

さらに、ヴァンフォーレ甲府の活用による中心商店街活性化事業及び商人（あきんど）塾事業、商店街の店舗デザイン向上事業、一店逸品事業、ポイントカード・システム事業の相乗効果により、3日間で全地点合わせて、現況（H19）の3%にあたる5,467人の増加を目指す。

以上より、ウ) +エ) +オ) +カ) +キ) +ク) +ケ) +コ) +サ) +シ)

$$= 119,630 + 55,860 + 1,872 + 645 + 768 + 2,208 + 360 + 688 + 520 + 5,467$$

$$= 188,018 \text{ 人}$$

となることから、目標値を188,010人とする。

### ス) フォローアップ方法

事業の進捗状況については、基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に検証を行い、状況に応じて事業の見直しや改善等の必要な対応を図るとともに、計画期間の中間年度にあたる平成22年度に数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。また、最終年度に当たる平成25年度の終了後には、中間年度で検証した事項を含め再度検証する。

なお、歩行者通行量については、甲府商工会議所による金曜日・土曜日・日曜日の調査により把握していく。

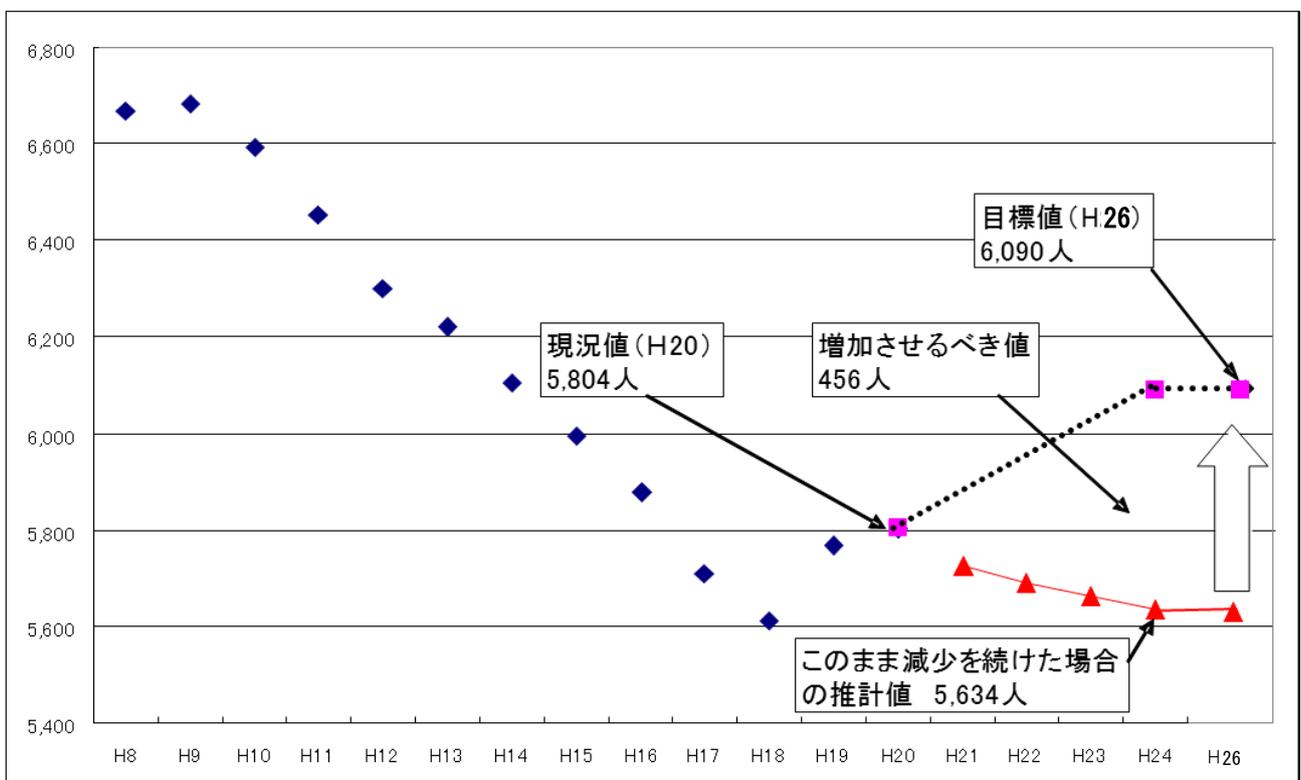
### ③ 居住人口

#### ア) 目標数値

	現況数値 (平成 20 年度)	目標数値 (平成 26 年度)	増加数	増加率
中心市街地全体	5,804 人	6,090 人	286 人	4.9%

※ 参考：推計値からの増加状況

	推計数値 (平成 24 年度)	目標数値 (平成 26 年度)	増加数	増加率
中心市街地全体	5,634 人	6,090 人	456 人	8.1%



計画期間終了時には、主要事業である紅梅地区再開発や定住促進事業の効果、また、道路、歩道整備、公共施設整備などの、安心して暮らせるまちづくりのための諸事業の効果により、定住の場所として選ばれる中心市街地が再生され、概ね平成 14 年頃に相当する居住人口となることを目指す。

なお、平成 20 年の人口は 5,804 人、計画区域 115ha で除した 1ha あたりの人口は、50.5 人であり、これが推計では、平成 24 年に、5,634 人、1ha あたり 49 人となっている。将来的な目標値としては、全国の D I D 地区の人口密度も参考に、中心市街地活性化協議会、中心市街地活性化基本計画策定委員会における議論の中で、本市の中心市街地の活性化を図る上で必要とされた人口密度である 1ha あたり 56 人、合計 6,440 人を目指していくが、本計画終了時点では、1ha あたり 53 人、合計 6,090 人を目指す。

## イ) 数値目標設定のフロー

数値目標＝近年のトレンドによる目標年度の人口（住民基本台帳による）  
＋主要事業

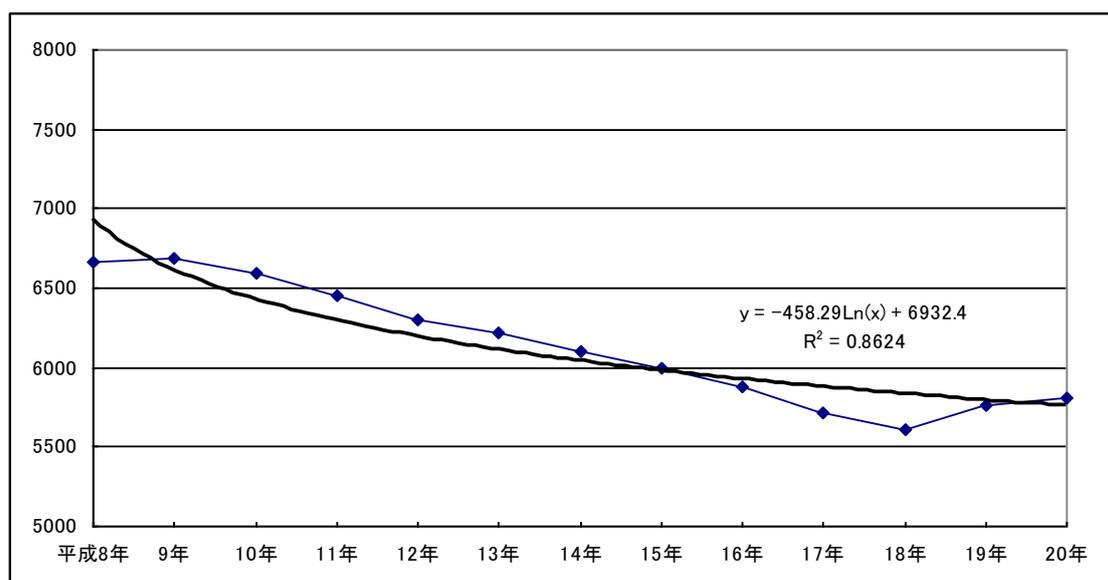
- ・ シビックコア地区単身者住宅による人口増
- ・ 定住促進事業による人口増
- ・ 他事業の効果による人口増

## ウ) 近年のトレンドによる目標年度の人口

平成9年から18年までは減少傾向であり、平成19年・20年と増加しているが、今後も増加傾向に転じるとは考えづらく、曲線的な減少傾向で推移する回帰式をあてはめて推定した。平成24年には5,634人となる。

□	実績値									
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
人	6,667	6,682	6,592	6,453	6,299	6,221	6,105	5,996	5,879	

□	実績値				推計値				
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
人	5,710	5,611	5,767	5,804	5,723	5,691	5,662	5,634	



## エ) シビックコア地区単身者住宅による人口増

シビックコア地区の国出先機関の庁舎には、単身者住宅 102 戸が建設される予定であり、102 人が入居するものとする。

## オ) 定住促進事業による人口増

中心市街地における新築集合住宅の未分譲の戸数は、86 戸（平成 20 年 4 月現在）であるが、このうちの 1 割は事務所等で利用される可能性があるため、残りの 9 割が入居したと想定すると戸数は 78 戸となり、複数世帯率を 65%（まちなか居住再生事業のアンケート

ート実績) とすると複数世帯は 50 戸、単身世帯は 28 戸となる。

また、紅梅地区再開発により、新規に供給される戸数は 104 戸であり、同様にこのうちの 1 割は事務所等で利用される可能性があるため、残りの 9 割が入居したと想定すると戸数は 94 戸となり、複数世帯率を 65% とすると、複数世帯は 61 戸、単身世帯は 33 戸となる。

これに 1 世帯あたりの人数 2.02 人（平成 20 年住民基本台帳人口による）を乗じる。

**定住促進事業による人口増 = ( 50 + 61 ) × 2.02 + ( 28 + 33 ) ≒ 285 人**

#### カ) 他事業の効果による人口増

既存の集合住宅は、現在約 600 戸が入居可能となっているが、市街地整備事業、商業活性化事業等の効果により、中心市街地への流入が増加し、7% の 42 戸の入居を目指し、複数世帯率を 65% とすると、複数世帯 27 戸、単身世帯 15 戸となる。

**他事業の効果による人口増 = 27 × 2.02 + 15 ≒ 70 人**

以上より、ウ) + エ) + オ) + カ) = 5,634 + 102 + 285 + 70 = 6,091 人  
となることから、目標値を 6,090 人とする。

#### キ) フォローアップ方法

事業の進捗状況については、基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に検証を行い、状況に応じて事業の見直しや改善等の必要な対応を図るとともに、計画期間の中間年度にあたる平成 22 年度に数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。また、最終年度に当たる平成 25 年度の終了後には、中間年度で検証した事項を含め再度検証する。

なお、居住人口については、住民基本台帳により把握していく。

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [1] 市街地の整備改善の必要性

###### (1) 現状分析

中心市街地は、県庁、市役所を始めとする多数の都市福利施設が集積しているが、分散立地している国の出先機関もあり、これらの一層の集積を図るためにも、駅北口の都市基盤整備の推進が重要である。

また、駅南口と中心商店街には、核となる大型店舗があるが、大型店2店舗の撤退の影響もあり、歩いて楽しめるような魅力的な動線が確立されていない。

加えて、駅南北をつなぐ跨線橋も傾斜や歩道の狭隘などにより、連結機能が十分に果たされておらず、中心市街地の回遊性を欠く要因となっている。

その他の都市基盤の面でも、盆地周囲に恵まれた自然がある反面、都市部での緑被率の低さや大規模な公園が少ないこと、ユニバーサルデザインの歩道整備が不十分であり、子育て世代や高齢者、障害者の方々にとってのやさしいまちとなっていないこと、狭隘道路等による渋滞が多く、アクセス面の改善が必要など、インフラ面での立ち遅れも目立つ。

中心市街地を活性化するには、都市福利施設や商業施設が集積できる拠点や回遊性を創出する基盤整備が重要であり、とりわけ、甲府駅北口や駅南口と大型店南側の商店街の間の市街地整備の必要性は大きく、住民のため、また、中心市街地を訪れる市民の利便性向上を図るための早急な取組みが求められている。

###### (2) 市街地の整備改善のための事業の必要性

これらの現状を踏まえ、まちづくりの方針である、買い物場として楽しめ、歴史や文化にふれることができ、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生の実現の点から、中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に寄与する、市街地の整備改善のために必要な事業として、以下の事業を位置づける。

- ・ にぎわいの拠点づくりのための土地区画整理事業、拠点形成事業、市街地再開発事業等
- ・ 中心市街地内での回遊性向上と中心市街地へのアクセス向上のための事業
- ・ 点在する公共施設の集約や利便性の高い駐車場の整備等

###### (3) フォローアップの考え方

基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に事業の検証を行う他、計画期間の中間年度及び最終年度に進ちよく状況の調査を実施し、効果の実証を行う。

また、中心市街地活性化協議会と十分に協議し、状況に応じて事業の見直しや改善等の必要な対応を図る。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 拠点形成事業・甲府駅北口多目的広場（よっちゃばれお祭り広場）等整備事業 （地域生活基盤施設）</p> <p>○内容 多目的広場（4,827㎡）自転車駐車場（延床面積 1,236㎡、鉄骨 2 階建、1,020 台収容）の整備</p> <p>○実施時期 H17～21</p>	甲府市	隣接する甲府市歴史公園（平成19年3月完成）や多目的広場、自転車駐車場を整備することから、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	まちづくり交付金 H17～21	
<p>○事業名 拠点形成事業・甲府駅北口歩行者支援施設等整備事業 （高質空間形成施設）</p> <p>○内容 甲府駅北口（橋上駅）から人工地盤、緑化施設等の整備により駅前広場、都市計画道路歩道、都市計画道路街路灯等のグレードアップを図る</p> <p>○実施時期 H18～21</p>	甲府市	人工地盤等の整備により駅前のターミナル機能を強化し、交流空間としての高質化を図ることから、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	まちづくり交付金 H18～21	



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 拠点形成事業・観光交流センター（藤村記念館）移築事業 （既存建造物活用事業）</p> <p>○内容 藤村記念館（国指定重要文化財）を武田神社境内から甲府駅北口多目的広場に移築する。 木造2階建、建築面積189㎡、延床面積385㎡</p> <p>○実施時期 H19～21</p>	甲府市	<p>観光交流機能を持つ国指定重要文化財の藤村（ふじむら）記念館を甲府駅北口多目的広場に移築することから歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> 	まちづくり交付金 H19～21	
<p>○事業名 まちなか回遊道路整備事業</p> <p>○内容 中心市街地の回遊性を高めるためのまちなか回遊道路の整備</p> <p>○実施時期 H20～25</p>	甲府市	<p>中心市街地の回遊性を高めるため、甲府駅南北、舞鶴城公園、県・市庁舎、再開発ビルなどの拠点を結ぶ道路、歩道等の整備を行うものであり、住環境の向上や来街者のまち歩きの利便性にも寄与する、買い物の場として楽しむ、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目指す、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） H22～25	
<p>○事業名 甲府駅北口観光案内板設置事業</p> <p>○内容 甲府駅北口に観光案内板を設置</p> <p>○実施時期 H22</p>	甲府市	<p>来街者や観光客の利便性と回遊性の向上を図り、中心市街地におけるにぎわいを創出するものであり、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） H22	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 紅梅地区再開発事業</p> <p>○内容 店舗、住居、教育施設、駐車場を併設した複合施設の建設</p> <p>○実施時期 H18～22</p>	<p>甲府紅梅地区再開発組合</p>	<p>店舗、住居、教育施設、駐車場を併設した複合施設の建設を内容とした市街地の再開発である。商店街の魅力向上や、居住環境の整備に寄与する中核的な事業であり、買い物の場として楽しめ、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>市街地再開発事業 H18～22</p>	
<p>○事業名 甲府駅周辺土地区画整理事業</p> <p>○内容 地区面積 21.9haにおいて、都市基盤施設の整備と敷地の整序</p> <p>・都市計画道路10路線 3,332m等</p> <p>○実施時期 H3～35</p>	<p>甲府市</p>	<p>人々が住み・集いそして、交流する複合的な住みやすいまちに再生するため、甲府駅周辺の大規模空閑地（鉄道跡地等）を活用した土地基盤整備を図ることから、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）） H1～34</p> <p>まちづくり交付金 H17～21</p>	
<p>○事業名 甲府駅南口周辺整備事業・甲府駅南口駅前広場</p> <p>○内容 甲府駅南口駅前広場の再整備（広場、一般車乗降場、バス乗降場、タクシープール、駐車場、駐輪場、総合情報案内所等）</p> <p>○実施時期 H25～</p>	<p>山梨県、甲府市</p>	<p>県都の玄関口である甲府駅南口周辺地域において、機能的で美しく風格のある空間となるよう公共施設の再整備を行い、歩行者や自転車、公共交通機関の安全性・快適性を高めることにより、買い物客や観光客の回遊性が高まるとともに、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） H25～</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 シビックコア地区整備事業（新合同庁舎建設）</p> <p>○内容 市内外に分散している国の出先機関を一箇所に集約（単身者住宅 102 戸を含む）</p> <p>○実施時期 H20～24</p>	<p>国</p>	<p>市内外に分散している国の出先機関を一箇所に集約させることによる業務施設の立地促進とにぎわいの創出であり、都市拠点としての市街地の基盤形成及び良好な都市景観が実現され、また、人口増加に寄与することから、歴史や文化にふれることができ、定住の場として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 舞鶴跨線橋歩道整備事業</p> <p>○内容 丸の内～北口区間 260mの歩道整備</p> <p>○実施時期 H18～</p>	<p>山梨県</p>	<p>甲府駅の南北を結ぶ跨線橋の歩道の拡張であり、南北間の主要施設のアクセスや観光客など歩行者の回遊に寄与するものであり、歴史や文化にふれることができ、定住の場として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業） H18～</p>	
<p>○事業名 古府中環状浅原橋線整備事業（中央四丁目工区）</p> <p>○内容 同線と国道 411 号との交差点改良事業 全長 350m、幅員 18m</p> <p>○実施時期 H20～</p>	<p>山梨県</p>	<p>中心市街地の現在の狭隘な交差点の整備で、住環境の向上、アクセスの向上に寄与するものであり、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） H20～</p>	

○事業名 濁川改修事業 ○事業内容 約 610m のバイパス水路整備 ○実施時期 H22～	山梨県	中心市街地の現在の狹隘河川の改修整備で、浸水被害の解消を図るうえで必要不可欠であり、かつ、住環境の向上に寄与することから、定住の場として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（流域治水対策事業） H22～	
○事業名 甲府城跡櫓門整備事業 ○内容 甲府城跡櫓門（鉄門）の整備 ○実施時期 H21～24	山梨県教育委員会	甲府城に存在した歴史的建造物に関する検討で根拠資料が充実している「鉄門」を復元することは、県民の歴史教育の充実や来街者の増加につながり、にぎわいが創出されるなど、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（地域自立・活性化基盤整備支援事業） H21～23	

#### (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 紅梅北通り線道路改良事業 ○内容 甲府市交通バリアフリー基本構想の重点整備地区のうち、紅梅北通り120mの道路改良 ○実施時期 H21～22	甲府市	バリアフリー基本構想による歩道、道路の改良を行い、障害者や高齢者にとって、まちを歩きやすくし、快適な歩行者空間を創設することから、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 まちの杜推進事業 ○内容 ポケットパークの設置、花苗の植栽 ○実施時期 H20～24	甲府市	中心市街地に歩行者の休息と語らいの場になるポケットパークを設置、また、住民自らの手により花苗の植栽と管理を行う事業であり、観光客のまち歩きの利便性の向上や良好な住環境の創出、都市景観の向上を図ることから、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

<p>○事業名 都市計画道路和戸町竜王線整備事業</p> <p>○内容 中央4丁目工区約200mの整備</p> <p>○実施時期 H20～27</p>	<p>甲府市</p>	<p>中心市街地の現在の狭隘道路の代替となる道路の新設で、住環境の向上、アクセスの向上に寄与するものであり、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 セントラルパーク設置調査・検討事業</p> <p>○内容 大規模駐車場の設置</p> <p>○実施時期 H20～24</p>	<p>(株)岡島 甲府市</p>	<p>中央二丁目には、地元百貨店の中規模の駐車場を中心に小規模の駐車場が比較的集積している地域がある。ここを大規模駐車場として整備し、百貨店のみではなく、中心商店街への来客のための駐車場として、道路改良とあわせて整備することについての調査・検討を行なう。来街者の利便性向上を図ることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 オリオン通り四つ角再開発調査・検討事業</p> <p>○内容 紅梅地区の再開発に交差点をはさんで隣接する3ブロックの再開発</p> <p>○実施時期 H20～24</p>	<p>甲府市</p>	<p>紅梅地区の再開発にあわせ、他の3ブロックの再開発（ビルの建て替え、公共空地の整備等）に関する調査・検討を行う。紅梅地区再開発ビルには、商業施設、住居の他に県立宝石美術専門学校が移転することから、宝飾や若者をキーワードとしたまちづくりが必要である。再開発ビルに隣接するオリオン通り商店街でも、再開発ビルと一体となった空間づくりのためのオリオン・スクエア整備事業を計画しているなど、宝飾、若者に考慮したまちづくりを検討している。この南側もあわせ、オリオン交差点四つ角周辺を、今後の中心市街地の新たな商業拠点とするため、本計画期間中の調査・検討を行うものであり、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>○事業名 桜町四丁目駐車場整備事業</p> <p>○内容 地元商店街による駐車場の整備事業及び今後の利活用に関する計画策定事業</p> <p>○実施時期 H19～</p>	<p>桜町四丁目商店街 甲府市 甲府商工会 所 合同会社 まちづくり 甲府</p>	<p>市町村共済組合の土地を地元商店街が購入し、既存駐車場とあわせた駐車場の整備を行なった。中心市街地には狭小の駐車場が多く、広く停めやすい駐車場の整備により、特に女性を中心とした来街者の利便性向上が図られ、買い物場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>なお、当該地区は、中心商店街の南部に位置することから、ここに新たな拠点を創出することは、中心市街地全体の活性化を図るために非常に重要であり、また、古府中環状浅原橋線整備事業や都市計画道路和戸町竜王線整備事業から近い距離にあり、アクセス向上も図られることから、より一層の利活用について、これまでも関係者による検討を続けてきたところである。</p> <p>北側に位置する銀座通り商店街との間には、小規模の駐車場が数多く点在することから、これらを集約して一定の土地を確保し、スーパーマーケット等を誘致し、周辺居住者の日常生活の利便性を図るとともに、既存商店街との連結により、飲食や買回り品の購入にも資する場所として整備することが重要であり、このことにより、近隣商業と都心型商業の共存が実践されることとなる。さらに、新たなバス停の設置、南北を結ぶレトボンの発着場所としての活用など、公共交通の拠点としての活用も検討していく考えである。</p> <p>本駐車場の利活用については、新たに設立された合同会社まちづくり甲府においても最重点事業としても位置付けられていて、今後の利活用についての早期の計画策定を目指していく。</p>	
--	---	---	--

<p>○事業名 甲府駅南口市街地 再開発検討事業</p> <p>○内容 対象地域： 甲府市丸の内二 丁目 2～6 地区 内</p> <p>対象面積： 約 1.2 h a</p> <p>○実施時期 H20～24</p>	<p>甲府市</p>	<p>甲府駅周辺拠点形成事業により 甲府駅周辺の整備進展が図られて いることから、これと連動して、 隣接する甲府駅南口の土地の高度 利用及び中心市街地の再生を目的 とする市街地再開発事業について 調査・検討する事業である。既存 商業施設と連携した、新たな商業 施設などの整備により、買い物の 場として楽しめる中心市街地の再 生を目標とする、中心市街地の活 性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 甲府駅南口周辺地 域修景計画策定事 業</p> <p>○内容 甲府駅南口周辺地 域における公共施 設等の再整備を中 心とした修景計画 の策定</p> <p>○実施時期 H22～24</p>	<p>山梨県・ 甲府市</p>	<p>県都の玄関口に相応しい、歴史 景観と都市景観が調和した、居心 地が良くにぎわいのある空間づく りのため、公共施設等の修景整備 の方向性を定める事業であり、歴 史や文化にふれることができると ともに、定住の場として選ばれる 中心市街地の再生を目標とする、 中心市街地の活性化に必要な事業 である。</p>		

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設の整備の必要性

#### (1) 現状分析

中心市街地は、18 の商店街と2つの百貨店を含み、県庁、市役所、国の出先機関といった公的機関、県立図書館、舞鶴城公園、舞鶴小学校といった歴史・教育文化施設、日本銀行甲府支店や山梨中央銀行本店を始めとする金融機関、新聞社、テレビ局などのマスメディア、病院など多数の都市福利施設が集積している。

反面、国立大学法人山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学等の大学は、中心市街地の周辺部にあり、学生が飲食やウィンドウショッピングをするなどして回遊する姿は少なく、学生、若者が集う場所づくりが急務である。

また、中心市街地には、県庁、市役所が並んで建ち、恵まれた立地であるといえるが、市役所の老朽化は著しく、県庁も耐震性に問題のある庁舎を抱えるなど、防災上の拠点としての不安が大きいとともに、市民、県民が集う場となり得ていない。

中心市街地の65歳以上の高齢者人口については、平成8年から1,800人前後で横ばいだが、高齢者のしめる割合は33%を超えており、市全体よりもかなり速いペースで少子高齢化が進み、高齢者が安心して暮らせる場として、公共施設の整備も重要である。

「甲府中心市街地活性化に関する市民アンケート調査」の必要な都市福利施設としては、最も多いのが「市役所」(34.5%)で、次いで「図書館」(31.0%)となっている。また、「甲府市役所新庁舎建設に係る基礎調査」では、新庁舎に加えたい機能として最も多いのが、「市民が集まれる空間」(40.3%)で、次に「高齢者の談話、相談スペースなど」(33.5%)となっている。

#### (2) 都市福利施設の整備のための事業の必要性

これらの現状を踏まえ、まちづくりの方針である、歴史や文化にふれることができ、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生の実現の点から、中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に寄与する、都市福利施設の整備のために必要な事業として、以下の事業を位置づける。

- ・ 市民が集い、憩える場所としての性格を備えた公共施設の整備
- ・ 子どもや若者、高齢者等が集える場の提供のための事業

#### (3) フォローアップの考え方

基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に事業の検証を行う他、計画期間の中間年度及び最終年度に進ちよく状況の調査を実施し、効果の実証を行う。

また、中心市街地活性化協議会と十分に協議し、状況に応じて事業の見直しや改善等の必要な対応を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 新県立図書館の整備（甲府北口地区）</p> <p>○内容 甲府駅北口県有地の高度活用としての新県立図書館の整備</p> <p>○実施時期 H20～24</p>	<p>山梨県</p>	<p>新県立図書館は、市が人工地盤を整備する甲府駅に近接し、非常に利便性が高くなり、また、周辺には歴史にふれることのできる施設もあることから、これまで以上に利用者が増加することが予想され、来街者が増え、にぎわいが創出されるなど、歴史や文化にふれられる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>なお、今後の現県立図書館については、計画区域内に位置していること、周辺に小学校や都市公園があること、さらには、歩いていける位置に、市民、県民が集える場所を有する市庁舎、県庁舎の整備が計画されていることなどから、これらの状況を勘案し、最良の活用が図られるよう、市としても検討を行っていく。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） H20～</p>	
<p>○事業名 地場産業紹介ディスプレイ設置事業</p> <p>○内容 ペDESTリアンデッキ北側に地場産業を紹介するディスプレイを設置</p> <p>○実施時期 H22</p>	<p>甲府市</p>	<p>来街者や観光客をターゲットに、ペDESTリアンデッキ北側に、地場産業を紹介するディスプレイを設置するものであり、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） H22</p>	

<p>○事業名 市役所新庁舎の建設（甲府市役所地区）</p> <p>○内容 新庁舎を現在地で建替</p> <p>○実施時期 H19～25</p>	<p>甲府市</p>	<p>市役所の新庁舎を現在地で建替える事業であり、庁舎の集約化による、コンパクトなまちづくりに資する事業である。</p> <p>新庁舎には、建物の内外に市民やNPOなど多数の方が多用途に活用できるスペースを設置する。</p> <p>内部には、市民活動の場として、また、各種イベントの開催やギャラリーなどにも利用可能な市民開放スペースを設置し、外部には、お祭り、農産物等の直売、フリーマーケットなど多目的に利用が可能な市民広場を設置し、「にぎわい」のある空間を創出する。これらについては、土日祝祭日及び平日の夜間などの利用も可能となるよう検討を行う。</p> <p>また、敷地内にはポケットパークやプロムナード、周辺との調和に配慮した緑の整備など、中心市街地を回遊する人々のための休息の場や憩いの空間も設置し、周辺の舞鶴城公園、再開発ビル、中央商店街、甲府駅北口の拠点施設などを結ぶ回遊の拠点としても整備する。</p> <p>加えて、本市の観光・物産・歴史・文化などの紹介コーナーや環境・防災などの学習の場を設置するなど、中心市街地へ人々が集まりやすい仕組みをつくるための、様々な施設や機能の整備を行い、これらの相乗効果による「にぎわい」の回復に繋げていく。</p> <p>さらに、近隣の県庁舎整備とあわせ、観光客などの来街者の増加も図っていく。</p> <p>人々が日常的に集い、ふれあう場所を創出することから、歴史や文化にふれることができ、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>H23～24</p>
--	------------	---	--

<p>○事業名 県庁舎耐震化等整備事業（甲府県庁地区）</p> <p>○内容 耐震改修等が必要な県庁舎の耐震化整備</p> <p>○実施時期 H20～27</p>	<p>山梨県</p>	<p>県庁舎耐震化等整備事業のうち耐震改修が必要な4棟の県庁舎については、新庁舎として建て替え防災機能を集約する。これに併せて、新庁舎の1階に県民等が気軽に利用できる観光情報等案内所や各種イベント広場など情報発信・交流の場を整備することにより、来街者が増え、にぎわいが創出されるなど、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） H24～</p>	
---	------------	---	---	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 市役所新庁舎の建設（再掲）</p> <p>○内容 新庁舎を現在地で建替</p> <p>○実施時期 H19～25</p>	<p>甲府市</p>	<p>市役所の新庁舎を現在地で建替える事業であり、庁舎の集約化による、コンパクトなまちづくりに資する事業である。</p> <p>新庁舎には、建物の内外に市民やNPOなど多数の方が多用途に活用できるスペースを設置する。</p> <p>内部には、市民活動の場として、また、各種イベントの開催やギャラリーなどにも利用可能な市民開放スペースを設置し、外部には、お祭り、農産物等の直売、フリーマーケットなど多目的に利用が可能な市民広場を設置し、「にぎわい」のある空間を創出する。これらについては、土日祝祭日及び平日の夜間などの利用も可能となるよう検討を行う。</p> <p>また、敷地内にはポケットパークやプロムナード、周辺との調和に配慮した緑の整備など、中心市街地を回遊する人々のための休息の場や憩いの空間も設置し、周辺の舞鶴城公園、再開発ビル、中央商店街、甲府駅北口の拠点施設などを結ぶ回遊の拠点としても整備する。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） H21～24</p>	

		<p>加えて、本市の観光・物産・歴史・文化などの紹介コーナーや環境・防災などの学習の場を設置するなど、中心市街地へ人々が集まりやすい仕組みをつくるための、様々な施設や機能の整備を行い、これらの相乗効果による「にぎわい」の回復に繋げていく。</p> <p>さらに、近隣の県庁舎整備とあわせ、観光客などの来街者の増加も図っていく。</p> <p>人々が日常的に集い、ふれあう場所を創出することから、歴史や文化にふれることができ、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 県庁舎耐震化等整備事業（再掲）</p> <p>○内容 耐震改修等が必要な県庁舎の耐震化整備</p> <p>○実施時期 H20～27</p>	山梨県	<p>県庁舎耐震化等整備事業のうち耐震改修が必要な4棟の県庁舎については、新庁舎として建て替え防災機能を集約する。これに併せて、新庁舎の1階に県民等が気軽に利用できる観光情報等案内所や各種イベント広場など情報発信・交流の場を整備することにより、来街者が増え、にぎわいが創出されるなど、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） H21～</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 宝石美術専門学校の移転 ○内容 現在愛宕山にある宝石美術専門学校を紅梅地区再開発ビルの中に移転する ○実施時期 H19～22	山梨県	現在愛宕山にある県立宝石美術専門学校を中心市街地の紅梅地区再開発ビルの中に移転する事業であり、コンパクトなまちづくりに資する事業であり、中心市街地に学生人口が増えることから、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（広域連携事業） H21～	
○事業名 まちなか健やかサロン事業 ○内容 中心市街地で子育て・健康・介護相談、健康教室等を実施 ○実施時期 H15～	甲府市	中心市街地の百貨店の空きスペースを活用し保健師1名を常駐させ乳児から高齢者までの子育て・健康・介護相談、健康教室等を実施することから、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	次世代育成支援対策交付金 H17～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 岡島リニューアル計画 ○内容 老舗百貨店の大規模な店舗改修計画 ○実施時期 H21～	株岡島	老舗百貨店である岡島百貨店において、大規模な店舗改修を行う他、中心市街地の核となる施設として、まちなかのインフォメーションを設ける等、買い物場として楽しめ、定住の場として選ばれる中心市街地の再生を目指す、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 中心市街地におけるサテライト事業の実施	大学コンソーシアムやまな	中心市街地の周辺部に位置する県内大学の単位互換や一般開放講座を実施する。中心市街地に学生人口が増えることが期待され、ま		

<p>○内容 大学の単位互換や一般開放講座の実施</p> <p>○実施時期 H20～21</p>	し	<p>た、移動についてレトボンの利用の奨励等を行なうことから公共交通の活性化も期待され、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 NHK 甲府放送局移転事業</p> <p>○内容 NHK 甲府放送局がシビックコア地区に移転</p> <p>○実施時期 H20～23</p>	NHK 甲府放送局	<p>現在、中心市街地の周辺部にある NHK 甲府放送局が甲府駅北口のシビックコア地区に移転する事業であり、地域文化の創造と情報発信の拠点ができることから、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### [1] まちなか居住の推進の必要性

#### (1) 現状分析

本市の中心市街地の人口は年々減少してきており、平成9年と平成19年の比較では、人口は15.8%の減少となっている。

しかし、まちなか居住再生プランが奏効し、625戸の共同住宅が新築されるとともに、家賃助成対象世帯も54世帯あり、市外・県外からの転入者111人を含む148人が新たに居住し、平成19年度には人口は減少から増加に転じている。

「甲府中心市街地活性化に関する市民アンケート調査」では、中心市街地への移住希望は13.2%で、その理由としては、駅に近いことや車を使わないでも生活が可能であることなどが挙げられており、効率的な都市経営の観点からも都市基盤や都市サービスの整っている中心市街地への人口集積が望ましく、様々な年齢層や家族形態に対応し、周辺環境も整備された住宅を供給していくことや居住を希望する人への支援を行っていくことがその中心となる事業である。

#### (2) まちなか居住の推進のための事業の必要性

これらの現状を踏まえ、まちづくりの方針である、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生の実現の点から、中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に寄与する、まちなか居住の推進のために必要な事業として、以下の事業を位置づける。

- ・ 商業施設等と一体となった複合住宅の建設
- ・ 「つくる」から「住む」ことに重点を置いたまちなか居住再生のための事業

また、計画区域内において重点エリアを設定し、集中的に住環境の改善等に取り組むことで、まちなか居住を推進していく。

特に、中心市街地居住者の利便性向上を図り、安全で安心して暮らせる環境を創る観点から、主要な生活圏であるオリオン通りから銀座通りにかけてを、優先的に取り組むエリアとし、中心市街地活性化に極めて重要な課題である未利用の老朽建築物などの整備の支援やリノベーションなどにより、老若男女が日中も夜間も安心して、歩いて生活できる住環境づくりを行う。

#### (3) フォローアップの考え方

基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に事業の検証を行う他、計画期間の中間年度及び最終年度に進ちよく状況の調査を実施し、効果の実証を行う。

また、中心市街地活性化協議会と十分に協議し、状況に応じて事業の見直しや改善等の必要な対応を図る。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 まちなか定住促進事業</p> <p>○内容 新たに中心市街地に居住する世帯に対する購入費補助</p> <p>○実施時期 H21～24</p>	甲府市	前計画における「まちなか居住再生プラン」の効果を検証し、「つくる」への支援から、「住む」への支援を重点とした「まちなか定住促進」を推進し、中心市街地における居住人口の増加を図り、もって商店街の活性化にも寄与することから、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>H21～24</p>	

### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 紅梅地区再開発事業（再掲）</p> <p>○内容 紅梅地区再開発ビルへの住宅104戸の建設</p> <p>○実施時期 H18～22</p>	甲府紅梅地区再開発組合	店舗、住居、教育施設、駐車場を併設した複合施設の建設を内容とした市街地の再開発である。商店街の魅力向上や、居住環境の整備に寄与する中核的な事業であり、特に居住人口の増加により、まち全体の活性化に寄与することから、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>市街地再開発事業</p> <p>H18～22</p>	
<p>○事業名 甲府銀座ビル再整備事業</p> <p>○内容 甲府銀座ビルを住居を含む施設に再整備する</p>	土地権利者等	中心市街地の極めて重要な場所に立地し、空きビルとなっている甲府銀座ビルを活用した、民間主体の住居整備を含んだ再整備事業であり、かつ、甲府商工会議所等経済界の理解のもと、官民が一体となって実施する事業である。	<p>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>H25～</p>	

<p>○実施時期 H25～</p>		<p>本事業は、通りの魅力向上や住環境の向上を図るうえで、中核的な事業であり、定住人口の増加によるまち全体の活性化に寄与するとともに、日中も夜間も安心して、歩いて生活できる暮らしやすい生活空間を創造できることから、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
-----------------------	--	---	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

### [1] 商業の活性化の必要性

#### (1) 現状分析

本市の中心市街地の商業機能は様々な集積が低下し、市全体の都市活動と経済活力が停滞している。中心市街地の店舗数、従業者数、年間商品販売額は、平成3年と平成16年の比較では、店舗数は39%減、従業者数は38%減、年間商品販売額は27%の減少となっている。旧甲府市の商圈については、甲府市の郊外部にあたる昭和町や旧田富町（現中央市）で大型店舗の出店が続いたため、平成10年から16年にかけては減少傾向となっている。また、中心商店街の歩行者通行量については、特に日曜日について、平成18年の歩行量は、平成12年の約60%までに落ち込んでいる。

「甲府中心市街地活性化に関する市民アンケート調査」では、甲府中心市街地に必要な施設では、「大型駐車場」と「核となる大型店舗」が上位を占めている。甲府中心市街地に今後どうなしてほしいかでは、「魅力的な店舗が増え、にぎわいのある街になってほしい」が5割を超えており、特に20歳代、30歳代にこうした意見が多くなっている。

甲府中心市街地の現状は、駅と南口と中心商店街に核となる大型店舗があるが、その周辺に魅力ある商店街が形成されておらず、回遊性に著しく欠ける。また1世帯あたり車保有台数が1.53台であり、買い物への車利用が慣習化している山梨県では、アンケートにもあるように、買物金額により駐車場料金がかかる中心市街地の大型店舗よりも、大型の無料駐車場を有する郊外型店舗へ行く傾向が大きくなっている。

#### (2) 商業の活性化のための事業の必要性

これらの現状を踏まえ、まちづくりの方針である、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生の実現の点から、中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に寄与する、商業の活性化のために必要な事業として、以下の事業を位置づける。

- ・ 空き店舗対策や創業支援などの出店支援に関する事業
- ・ 店主の育成や店舗改善、一店逸品などによる個店の魅力向上と繁盛店づくり
- ・ 集客力のある商業拠点の創出
- ・ 地域の歴史や資源を活用したイベントの開催
- ・ 都市計画手法の活用による大型店の郊外への出店抑制と中心市街地への誘致のための事業
- ・ 合同会社まちづくり甲府の運営によるまちづくりの推進体制整備

また、計画区域内において重点エリアを設定し、集中的に商業活性化に取り組むことで、商店街の再生を推進していく。

特に、安全で安心して買い物が楽しめる環境を創る観点から、主要な商店街であるオリオン通りから銀座通りにかけてを、優先的に取り組むエリアとし、中心市街地活性化に極めて重要な課題である未利用の老朽建築物などの整備の支援やリノベーション

ョンなどにより、老若男女が日中も夜間も安心して、歩いて買い物を楽しむことができる通りづくりを行う。

### (3) フォローアップの考え方

基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に事業の検証を行う他、計画期間の中間年度及び最終年度に進ちよく状況の調査を実施し、効果の実証を行う。

また、中心市街地活性化協議会と十分に協議し、状況に応じて事業の見直しや改善等の必要な対応を図る。

## [2] 具体的事業等の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 大規模小売店舗立地法の特例措置の要請 ○内容 中心市街地において大規模小売店舗立地法の規制を緩和する区域を山梨県に要請 ○実施時期 H20	甲府市	本市の中心市街地において大規模小売店舗立地法の規制を緩和する区域を検討するものであり、大規模小売店舗の誘致につながることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	大規模小売店舗立地法の特例 H20	
○事業名 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定 ○内容 中心市街地において大規模小売店舗立地法の規制を緩和する区域の指定 ○実施時期 H21～	山梨県	甲府市の中心市街地において、大規模小売店舗立地法の規制を緩和する区域を指定するものであり、大規模小売店舗の誘致に繋がることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	大規模小売店舗立地法の特例 H21～	

<p>○事業名 オリオン・スクエア整備事業</p> <p>○内容 老朽化したアーケードの撤去と周辺商業施設とあわせ新たな商業ゾーンの創出、メイン・ホールの整備</p> <p>○実施時期 H22</p>	<p>(仮称) 甲府城南商店街振興組合</p>	<p>オリオン・スクエアを形成するオリオン通り商店街及びオリオン・イースト商店街は、甲府駅周辺エリアと中央商店街エリアとの結節点であり、また、商業施設を含む再開発ビルと既存の大型百貨店とに挟まれた位置にあるため、この区域に一体的な空間をつくることで、県内最大の専門店ゾーンとなる。</p> <p>また、この場所をイベント広場として、各種ソフト事業を開催することにより、にぎわいが創出され、周辺商店街へもその効果が波及されるため、中心市街地活性化推進のためのコア・エリアと位置付けている。</p> <p>さらに、再開発ビルに移転する県立宝石美術専門学校との協同により、専門学校の卒業生やジュエリーマスターの作品発表、販売の場づくりのための独自の家賃補助制度も実施していき、若者による中心市街地活性化にも資する。</p> <p>この事業は、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>定期的なフォローアップについては、毎年1回の歩行者通行量で検証するとともに、新規出店数、経済センサス等により、事業効果の実証を行う。</p>	<p>中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣の認定 H21</p>	<p>戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業補助金を活用</p>
<p>●甲府駅周辺エリアと中央商店街エリアの結節点であり、再開発ビルと既存の大型百貨店とに挟まれたオリオン・スクエアをイベント広場として各種ソフト事業を開催することにより、にぎわいが創出され、その集客効果が周辺商店街へも波及される事業である。</p> <p>この事業は、商業活性化に資する主要事業であり、他の商業活性化のためのソフト事業とあわせ、成果指標である小売販売額及び歩行者通行量の数値を平成19年度現在からそれぞれ3%改善させることを目標としている。</p> <p>●一店逸品事業への参加、各店のファサード整備などを行い、個店の魅力向上を図るとともに、ストリート広告、スカイアートギャラリーなどの広告・イベント事業、共通ポイントシステム、共通パーキングシステムなどの販促事業、メイン・ホールの設置など</p>				

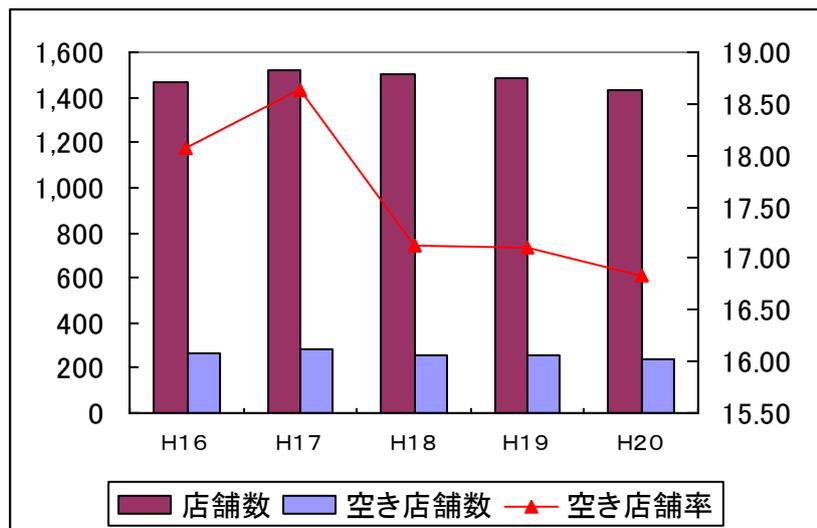
による商店街自身の魅力向上を有機的に実施し、個店の魅力が商店街の魅力を向上させ、商店街の魅力向上により出店意欲が増すことを目指した事業である。

なお、オリオン・スクエアを構成する商店街は、甲府市の中心部の商店街で構成される「甲府中央商店街新生協議会」に加盟し、隣接商店街との連携を深める中で、共通ホームページ『甲府城下町』への参画、同協議会が実施する『第2土曜日』での定期セールの実施など、既に周辺商店街と連動した事業を展開しているが、本事業の実施により、さらに連携強化を図り、中心商店街の魅力向上、にぎわいの創出、商業の活性化を図っていくものである。

●当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

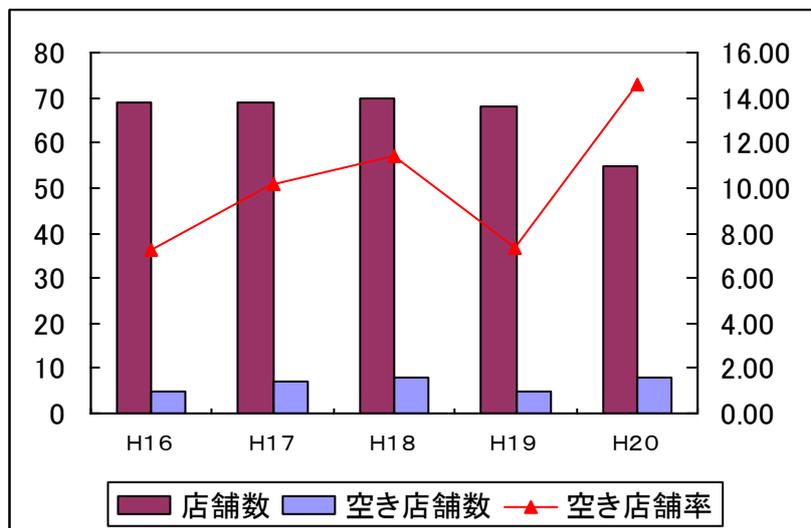
◎中心市街地

	H16	H17	H18	H19	H20
店舗数	1,467	1,519	1,500	1,485	1,431
空き店舗数	265	283	257	254	241
空き店舗率	18.06	18.63	17.13	17.10	16.84



◎オリオン・スクエア構成地域

	H16	H17	H18	H19	H20
店舗数	69	69	70	68	55
空き店舗数	5	7	8	5	8
空き店舗率	7.25	10.14	11.43	7.35	14.55



●隣接する紅梅地区再開発ビルには、市の郊外から県立宝石美術専門学校が移転するが、専門学校との連携により、卒業生やジュエリーマスターの作品発表、販売の場づくりのため、独自の家賃補助制度の実施するほか、学生の作品発表の場としてのジュエリーファッションショーを実施するなど、若者による中心市街地活性化にも資する中小小売商業高度化事業である。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 オリオン・スクエア整備事業（再掲） ○内容 老朽化したアーケードの撤去と周辺商業施設とあわせた新たな商業ゾーンの創出、メイン・ホールの整備 ○実施時期	(仮称) 甲府城南商店街振興組合	オリオン・スクエアを形成するオリオン通り商店街及びオリオン・イースト商店街は、甲府駅周辺エリアと中央商店街エリアとの結節点であり、また、商業施設を含む再開発ビルと既存の大型百貨店とに挟まれた位置にあるため、この区域に一体的な空間をつくることで、県内最大の専門店ゾーンとなる。  また、この場所をイベント広場として、各種ソフト事業を開催す	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業補助金 H22	

H22～		<p>ることにより、にぎわいが創出され、周辺商店街へもその効果が波及されるため、中心市街地活性化推進のためのコア・エリアと位置付けている。</p> <p>さらに、再開発ビルに移転する県立宝石美術専門学校との協同により、専門学校の卒業生やジュエリーマスターの作品発表、販売の場づくりのための独自の家賃補助制度も実施していき、若者による中心市街地活性化にも資する。</p> <p>この事業は、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>定期的なフォローアップについては、毎年1回の歩行者通行量で検証するとともに、新規出店数、経済センサス等により、事業効果の実証を行う。</p>		
<p>○事業名 幕絵を活用したイベントの実施</p> <p>○内容 かつて江戸時代の商家で小正月の際に飾られた巨大な「幕絵」を一般募集し、商店街に展示し審査する</p> <p>○実施時期 H19～21</p>	甲府商工会議所	<p>「幕絵」を一般募集し、商店街に展示することにより、江戸時代の商家のイメージを呼び起こすとともに、来街者の関心を喚起し、中心市街への集客を図る。</p> <p>来街者が増え、にぎわいが創出されるなど、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	中心市街地活性化ソフト事業 H20～21	甲府市補助事業
<p>○事業名 やまなし映画祭の開催</p> <p>○内容 山梨・甲府にゆかりのある映画の上映等</p> <p>○実施時期 H17～</p>	甲府商工会議所、やまなし映画祭実行委員会	山梨・甲府にゆかりのある映画を上映し、中心市街地への集客を図る。買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H20～	甲府市補助事業

<p>○事業名 甲府銀座ビル活用事業</p> <p>○内容 中心市街地における空きビルの活用事業</p> <p>○実施時期 H15～20</p>	<p>甲府市、 (株)オギノ</p>	<p>ダイエー（後にトポスに業態変更）甲府店撤退後の空きビルを活用し、「こうふアルジャン」として、ふれあい交流広場、男女共同参画センター、まちなか健やかサロンなどの市民の交流、相談の場を設置するとともに、地元のスーパーが入店し、生鮮食料品等の販売を行なっている。にぎわいの創出や住民の利便性の確保につながることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H20</p>	
<p>○事業名 空き店舗対策事業</p> <p>○内容 銀座街の駅、桜座、よつびし総研等の支援及び新たな街の駅の設置の検討</p> <p>○実施時期 H14～</p>	<p>甲府商 工 会 議 所</p>	<p>銀座街の駅、桜座、よつびし総研等、空き店舗に入居する事業者を支援する。買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H20～</p>	<p>甲府市補助事業</p>
<p>○事業名 ヴァンフォーレ甲府の活用による中心商店街活性化事業</p> <p>○内容 「まちなかヴァンフォーレプラザ」の運営、中心商店街における各種イベントへのヴァンフォーレ甲府の選手の参加によるにぎわい創出</p> <p>○実施時期 H20～</p>	<p>甲府市</p>	<p>ヴァンフォーレ甲府の情報及び各種スポーツ情報の発信、市民の情報交換・スポーツ活動をはじめとするコミュニケーションの場として「まちなかヴァンフォーレプラザ」を運営し、市民が集い楽しく魅力あふれる中心商店街を目指す。</p> <p>来街者が増え、にぎわいが創出されるなど、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H20～</p>	

<p>○事業名 一店逸品事業</p> <p>○内容 既存の逸品の周知や新たな逸品の創出等による経営革新</p> <p>○実施時期 H19～</p>	甲府商工会議所	既存の逸品の周知や新たな逸品の創出等を支援する。経営革新につながり、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H20～	甲府市補助事業
<p>○事業名 まちなかミュージックフェスタ</p> <p>○内容 桜座を中心にライブハウスが集積したことによる音楽とリンクしたまちづくり</p> <p>○実施時期 H18～</p>	甲府商工会議所	中心市街地にある桜座を中心にライブを行い、中心市街地への集客を図る。買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H20～	甲府市補助事業
<p>○事業名 創業者等への個別支援事業</p> <p>○内容 チャレンジショップ、家賃補助等</p> <p>○実施時期 H7～</p>	甲府商工会議所	チャレンジショップ、家賃補助等を行う。買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H20～	甲府市補助事業
<p>○事業名 商人（あきんど）塾事業</p> <p>○内容 商業事業者対象の個人セミナーを開催</p> <p>○実施時期 H20～24</p>	甲府市・甲府商工会議所	商業事業者対象の個人セミナーを開催し、年次的に個店改造を実施するとともに次世代の商店街リーダーを育成する事業であり、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H20～	
<p>○事業名 イベント推進事業</p> <p>○内容 中心商店街におけ</p>	かすが商店街振興組合外各商店街	「第2土曜日」「七夕祭り」「夏祭り」「えびす講祭り」等の商店街ごとのイベントを、年間を通して定期的で開催することにより、買い物の場として楽しめる中心	中心市街地活性化ソフト事業 H20～	甲府市補助事業

<p>る商店街単位のイベント実施に対する支援</p> <p>○実施時期</p> <p>H7年以前から実施</p>		<p>市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名</p> <p>にぎわい創出事業</p> <p>○内容</p> <p>B級ご当地グルメよっちゃばれ市 in こうふの開催及びその効果分析</p> <p>○実施時期</p> <p>H23</p>	<p>B級ご当地グルメよっちゃばれ市 in こうふ実行委員会</p>	<p>「第5回 B-1 グランプリ in 厚木」においてゴールドグランプリを受賞した「みなさまの縁をとりもつ隊」との連携を図り、その盛り上がりを経続的な産業振興や地域及び商業活性化に繋げていくことを目的に、「B級ご当地グルメよっちゃばれ市 in こうふ」を開催するものであり、来街者のみならず、住民においても甲府の魅力に触れる機会となり、買い物の場として楽しめ、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p> <p>なお、その事業効果等を分析することにより、今後の中心市街地におけるイベント等開催のための調査を実施する。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画（甲府市中心市街地地区））</p> <p>H23</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 山梨まんなか市場設置運営事業</p> <p>○内容 中心市街地の空き店舗を活用し、県産農産物と加工品の直接販売業務を委託</p> <p>○実施時期 H22～23</p>	山梨県	中心市街地の空き店舗を活用し、新規就業者を雇用させ、県産農産物と加工品の消費者への直接販売等に係る業務を委託する事業であり、中心市街地を訪れる消費者が増え、にぎわいが創出されるなど、買い物の場として楽しみ、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	緊急雇用創出事業 H22～23	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 甲州夢小路事業</p> <p>○内容 大正・昭和等のまちなみの再現による美術館、宝石博物館、飲食、物販ゾーン等の施設整備</p> <p>○実施時期 H20～25</p>	(株)タンザワ	大正・昭和等のまちなみの再現による美術館、宝石博物館、飲食、物販ゾーン等の施設の整備を行うが、その施設内でコンサートや各種イベントを実施する。主に観光客を対象にした施設であるが、コンサート等を行うことで、観光客だけでなく、中心市街地の居住者も楽しめるイベントとし、買い物の場として楽しみ、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>○事業名 合同会社まちづくり甲府の運営</p> <p>○内容 まちづくりの事業を専門に行う会社による推進体制の整備</p> <p>○実施時期</p>	甲府市、甲府商工会議所、甲府商店街連盟等	まちづくりの事業を専門に行う会社を運営して、企画、広報、事業の実施等まちづくりに関する先導的な役割を担う。「合同会社まちづくり甲府」については、空き店舗のマッチングシステムの構築、共通駐車券システムの構築、ポイントカード・システムの構築、一店逸品運動や店舗デザインコンテストなどの事業の実施主体としての役割を担うとともに、商店街や		

H20～		<p>商店主への喚起や各事業間の連携による相乗効果の創出などが期待できる。</p> <p>まちづくりの推進体制が整備され、計画の実効性が担保されることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生や関係者の協働によりつくられるまちを目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 ポイントカード・システム事業</p> <p>○内容 買い物に応じてポイントの発行、ポイント倍額セール、旅行券が当たるイベント等を実施</p> <p>○実施時期 H21～</p>	<p>合同会社 まちづくり 甲府</p>	<p>各店にカード端末機を設置し、買い物に応じてポイントの発行、ポイント倍額セール、旅行券が当たるイベント等を実施する。商店街の魅力の向上につながることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 武田信玄公像のライトアップ事業</p> <p>○内容 武田信玄公像のライトアップ</p> <p>○実施時期 H19～</p>	<p>甲府市</p>	<p>甲府市の象徴である信玄公像のライトアップを行う。新たな観光スポットの創出及びイメージアップにつながることから、買い物の場として楽しめ、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 商店街の店舗デザイン向上事業</p> <p>○内容 商店街の店舗デザイン向上</p> <p>○実施時期 H21～</p>	<p>合同会社 まちづくり 甲府</p>	<p>店舗改装者の募集と設計士、芸術家等の公募による商業デザインコンテストを実施する。商店の魅力向上と文化の発信ができることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 (仮称) まちなか楽しみマップ作成</p>	<p>合同会社 まちづくり</p>	<p>中心市街地の商店街紹介や提携駐車場情報等を掲載したマップを作成し、その情報発信手段として、</p>		

<p>事業 ○内容 中心市街地の商店街等の情報を掲載したマップの作成 ○実施時期 H22</p>	<p>甲府</p>	<p>冊子だけでなく、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話等からもアクセスが可能となるよう配慮する中で、来街者の利便性と集客力の向上を図る事業であり、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目指す、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 ヴァンフォーレ広場運営事業 ○内容 ヴァンフォーレ甲府をテーマに県民が交流する場の設置 ○実施時期 H20～H22</p>	<p>ヴァンフォーレ広場実行委員会</p>	<p>VF甲府アウェー戦のパブリックビューイング等、中心市街地においてヴァンフォーレ甲府をテーマに県民が交流する場を設置することにより、来街者が増えにぎわいが創出されるなど、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 県民情報プラザの利活用 ○内容 県民情報プラザ1階の管理・運営 ○実施時期 H20～21</p>	<p>山梨県</p>	<p>県民情報プラザ1階について、「甲斐の国 風林火山博」の展示物を主体に、風林火山の世界を紹介する「風林火山なるほど時代館」としてリニューアルし県が管理する。</p> <p>また、「ジョブカフェやまなし」と「人材紹介バンクやまなし」の機能を併設した「やまなし・しごと・プラザ」を開設し、若年者から中高年齢者、U・Iターン希望者まで幅広い年齢層の就職を支援する。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創出する事業であり、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 信玄公祭り・甲府大好きまつり等実施事業 ○内容 中心市街地で開催される春の信玄公祭り及び武田城下</p>	<p>甲府市実行委員会</p>	<p>現在、春と夏の風物詩として実施されている信玄公祭り、武田城下祭り、甲府大好きまつりについて、地元住民や事業主等の一層の参画を求めて拡充していくことから、買い物の場として楽しみ、歴史や文化にふれることのできる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業であ</p>		

<p>祭り、甲府大好き まつりの拡充 ○実施時期 S45～</p>		<p>る。</p>		
<p>○事業名 やまなし若者地域 活性化プロジェクト 推進事業 ～ワ イワイ (YY) プロ ジェクト ○内容 中心市街地活性化 施策を公募し、実 践のための助成を 行う ○実施時期 H20～22</p>	<p>山 梨 県 教 育 委 員 会</p>	<p>山梨県内の大学生等に、甲府市 中心市街地をステージにした地域 活性化施策を公募し、優秀アイデ ィアに対して実践のための資金助 成を行う中で、将来の地域リーダ ーとしての人材育成を図る事業で あり、買い物の場として楽しめる 中心市街地の再生を目標とする、 中心市街地の活性化に必要な事業 である。</p>		
<p>○事業名 コリド桜町アーケ ード改善調査・検 討事業 ○内容 老朽化したアーケ ードの撤去と植栽 等による商店街の 整備事業 ○実施時期 H22～24</p>	<p>常盤通 り名店 街</p>	<p>コリド桜町のアーケードは老朽 化し、安全性、美観等の課題があ るため、これを撤去し、代わりに、 まちの名前の中にもある桜の樹木 等を植栽するとともに、商店街に ある芝居小屋「桜座」やジャズの 聴けるカフェレストラン等に合わ せたファサードの整備についての 調査・検討を行なう。まちのにぎ わい創出や安全なまちづくりにな がることから、買い物の場として 楽しめる中心市街地の再生を目標 とする、中心市街地活性化に必要 な事業である。</p>		
<p>○事業名 大学コンソーシア ムによるイベント 事業 ○内容 大学コンソーシア ムによる中心市街 地でのイベント開 催 ○実施時期 H19</p>	<p>大学コ ンソー シアム やまな し</p>	<p>県内大学生の連携によるイベン トを開催する。住民や事業者が参 画することにより、地域の活性化 を図れることから、買い物の場と して楽しめる中心市街地の再生を 目標とする、中心市街地活性化に 必要な事業である。</p>		

<p>○事業名 大規模集客施設の立地に関する方針の運用と見直し</p> <p>○内容 中心市街地等を大規模集客施設への立地適地とする基本的な考え方や、中心市街地の経済波及効果等をねらいとする大型店の地域貢献活動の促進の仕組みの運用と見直し</p> <p>○実施時期 H19～</p>	<p>山梨県</p>	<p>郊外部の保全と市街地への集積、地域貢献活動を通じた立地地域との共生の考え方を盛り込んだ方針を策定し運用しているが、立地動向の変化などを踏まえ、方針の見直しを検討するものであり、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 ホームページ「甲府城下町」の拡充</p> <p>○内容 ホームページ「甲府城下町」の拡充</p> <p>○実施時期 H20～</p>	<p>甲府中心商店街IT推進委員会</p>	<p>現在の中心商店街20店余りの参加を拡大し、充実した内容にするため、買い物客の利便性に資するものであり、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 春日あべにゆうナイトフェスタ</p> <p>○内容 夜の街を演出するイルミネーションの設置と歌謡ショーや多国籍屋台村を設置したイベントの実施</p> <p>○実施時期 H20～</p>	<p>春日通り商業協同組合</p>	<p>春日あべにゆうは、飲食店が多く出店し、歓楽街的なイメージが定着している。そのため、夜の街を明るく華やかに演出するイルミネーションの設置と歌謡ショーや多国籍屋台村を設置したイベントなどを実施して、来街者に明るく、楽しく、安心、安全な街のイメージの定着を図ることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

<p>○事業名 こうふ・タウンフ ァンタジー事業</p> <p>○内容 冬のイルミネーシ ョンイベントの実 施</p> <p>○実施時期 H20～21</p>	<p>甲府商 工会議 所、合同 会社ま ちづく り甲府</p>	<p>中心商店街において、ヴァンフ ォーレ甲府を応援すること等をテ ーマとした冬のイルミネーション を実施するとともに、商店街では 協賛セールを行い中心商店街への 集客を図る。</p> <p>来街者が増え、にぎわいが創出 されるなど、買い物の場として楽 しめる中心市街地の再生目標とす る、中心市街地活性化に必要な事 業である。</p>		
<p>○事業名 やまなしヌーボー 推進事業</p> <p>○内容 「山梨ヌーボーま つり」の実施</p> <p>○実施時期 H20～</p>	<p>山 梨 県 ワ イ ン 酒 造 組 合</p>	<p>11月3日を「やまなしヌーボ ー」解禁日とし、都内や県内での 先行開催を経て、11月第3週以降 の土日に中心商店街と協働して 「山梨ヌーボーまつり」を開催し、 県産ワインのPR、ブランドイメ ージの向上とともに、中心市街地 への集客を図る。</p> <p>来街者が増え、にぎわいが創出 されるなど、買い物の場として楽 しめる中心市街地の再生を目標と する、中心市街地活性化に必要な 事業である。</p>		
<p>○事業名 中心市街地再生モ デル事業</p> <p>○内容 不動産の所有と利 用の分離手法を活 用して、空き店舗 等の利用権を集め テナントマネジメ ントを行う</p> <p>○実施時期 H21～23</p>	<p>合 同 会 社 ま ち づ く り 甲 府</p>	<p>中心市街地にモデル区域を設 け、不動産の所有と利用の分離手 法を活用して、空き店舗等の利用 権を集めテナントマネジメントを 行うことにより、商店街の再生を 目指す事業である。</p> <p>空洞化が進む中心市街地に新た な賑わいを創出する事業であり、 中心市街地活性化に必要な事業で ある。</p>		

<p>○事業名 朝日通り商店街「ハナミズキ構想」によるまちづくり事業</p> <p>○内容 ハナミズキにスポットを当てたイベント等の実施</p> <p>○実施時期 H23～</p>	<p>朝日通り商店街</p>	<p>朝日通りを象徴する街路樹であるハナミズキを活用し、ブランド化を図ることにより、商店街のにぎわいの創出に寄与する事業である。特に、冬には、ハナミズキをLEDで飾り付けたイルミネーションイベント、「(仮称)冬の華」事業を行うなど、四季を通じて、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 甲府銀座ビル再整備事業(再掲)</p> <p>○内容 甲府銀座ビルを住居を含む施設に再整備する</p> <p>○実施時期 H25～</p>	<p>土地権利者等</p>	<p>中心市街地の極めて重要な場所に立地し、空きビルとなっている甲府銀座ビルを活用した、民間主体の住居整備を含んだ再整備事業であり、かつ、甲府商工会議所等経済界の理解のもと、官民が一体となって実施する事業である。</p> <p>本事業は、通りの魅力向上を図るうえで、中核的な事業であり、特に官民連携による「ストリート再生チーム」の活動と連携することで、日中も夜間も安心して、歩いて楽しめる商店街が実現できるため、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○新たな空き店舗対策事業</p> <p>○内容 従前の空き店舗対策事業を見直し、2階店舗等にも対象を広げ、新たな出店を支援</p> <p>○実施時期 H25～</p>	<p>甲府市</p>	<p>空き店舗への出店を費用面で支援する制度の対象を拡大することから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>○提案型による中心市街地活性化事業</p> <p>○内容 中心市街地の活性化に寄与すると認められる提案型のイベントを支援</p> <p>○実施時期 H25～</p>	<p>甲府市</p>	<p>各種イベントの実施にあたり、継続性のあるにぎわい創出を図るため、地域との連携が深いイベントの提案に対し、手厚く支援する仕組みを構築することから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○小グループ自主的取組支援事業</p> <p>○内容 小グループが行うファサード整備など、中心市街地の活性化に寄与する自主的取組を支援</p> <p>○実施時期 H25～</p>	<p>甲府市</p>	<p>商店街単位ではなく、小単位のグループの意欲的なまちの魅力向上や顔づくりの活動を支援することから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○ストリート再生チーム事業</p> <p>○内容 通りや目的ごとに、商店街の再生に意欲を持つ者で組織し、通りの魅力向上のためのリノベーション等の活動</p> <p>○実施期間 H25～</p>	<p>合同会社 まちづくり 甲府</p>	<p>民間主導により、各種支援事業等を活用する中で、実際に現場でリノベーション等、魅力向上や顔づくり等、通りの再生に取り組むことから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>○イベントビューロー事業</p> <p>○内容 イベントに係る各種手続き支援、他のイベントとのコーディネート等</p> <p>○実施時期 H25～</p>	<p>ストリート再生チーム</p>	<p>イベントを実施しようとする者に対し、必要な手続きを支援するとともに、地域との橋渡しや類似イベント等のコーディネートを行い、効率的で効果的なイベント実施に寄与することで、より多くの賑わいを創出し、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○クリエイター若手育成支援事業</p> <p>○内容 若手ジュエリークリエイターを招聘し、中心街に居を構えた活動を支援</p> <p>○実施時期 H25～</p>	<p>ストリート再生チーム、甲府市、山梨県、甲府商工会議所</p>	<p>若手ジュエリークリエイターの招聘や居住、講師やインキュベーションマネージャーの招聘により、地場産業であるジュエリー産業の発展や技術者の育成を行うことにより、産業の振興のみならず、商店街の魅力向上や顔づくりに寄与する事業であることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○商店街と警察署の連携による通りの環境づくり</p> <p>○内容 健全で明るい環境を創るための景観の配慮や美化活動、安全で安心な通りづくりの活動</p> <p>○実施時期 H25～</p>	<p>ストリート再生チーム、商店街連盟、自治会等</p>	<p>商店街において、通りの顔づくりのコンセプトに沿った環境づくりを行うため、住民や商店主等が主体となり、環境美化や景観配慮のほか、警察署と連携して交通や風紀にかかわる諸問題の解決に取り組むことから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

#### (1) 現状分析

甲府市の高齢化率は22.2%と高いが、中心市街地では33.1%とさらに高くなっている。

コンパクトで人にやさしく、住みやすく訪れやすい、環境にやさしい持続性のあるまちづくりには、公共交通の利便性の増進は欠かせない。

いわゆる交通弱者にとって、行きたい場所に行きやすく、住む人や訪れる人にとっても移動の利便性が確保されていることが重要である。

また、「甲府中心市街地活性化に関する市民アンケート調査」では、中心市街地における必要な施設として「大型駐車場」(56.4%)を挙げていることから、この点にも考慮し、中心市街地に来るための利便性、中心市街地の中での移動の利便性、さらには、滞留することによる経済性の向上を目指すことが重要である。

#### (2) 公共交通機関の利便性の向上及び特定事業の推進の必要性

これらの現状を踏まえ、まちづくりの方針である、買い物の場として楽しめ、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生の実現の点から、中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に寄与する、公共交通の利便性の向上及び特定事業の推進のために必要な事業として、以下の事業を位置づける。

- ・ レトボンの利便性向上による回遊性の確保
- ・ 既存駐車場の利便性向上のためのシステム構築
- ・ 公共交通機関を利用する買い物客へのサービス向上

#### (3) フォローアップの考え方

基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に事業の検証を行う他、計画期間の中間年度及び最終年度に進ちよく状況の調査を実施し、効果の実証を行う。

また、中心市街地活性化協議会と十分に協議し、状況に応じて事業の見直しや改善等の必要な対応を図る。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 無料回遊バス・レトボンの利便性向上事業</p> <p>○内容 現状ルートの改善と新規ルートの開設</p> <p>○実施時期 H9～</p>	<p>甲府商店街連盟</p>	<p>駅と中心商店街を結んで回遊する現状のルートを改善するとともに、駅北口の集客施設等と中心商店街を連結するルートを新設することにより、中心市街地の中を線と円で結び、アクセスの向上と回遊客の向上につなげるものであり、買い物の場として楽しみ、定住の場所として選ばれる中心市街地の再生を目指す、中心市街地の活性化に必要な事業である。なお、平成20年から駅北口の整備が終了するまでの間は、現状のルートでの2台運行とし、運行間隔の短縮による利便性の向上を図る。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） H22～25</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業  
該当なし

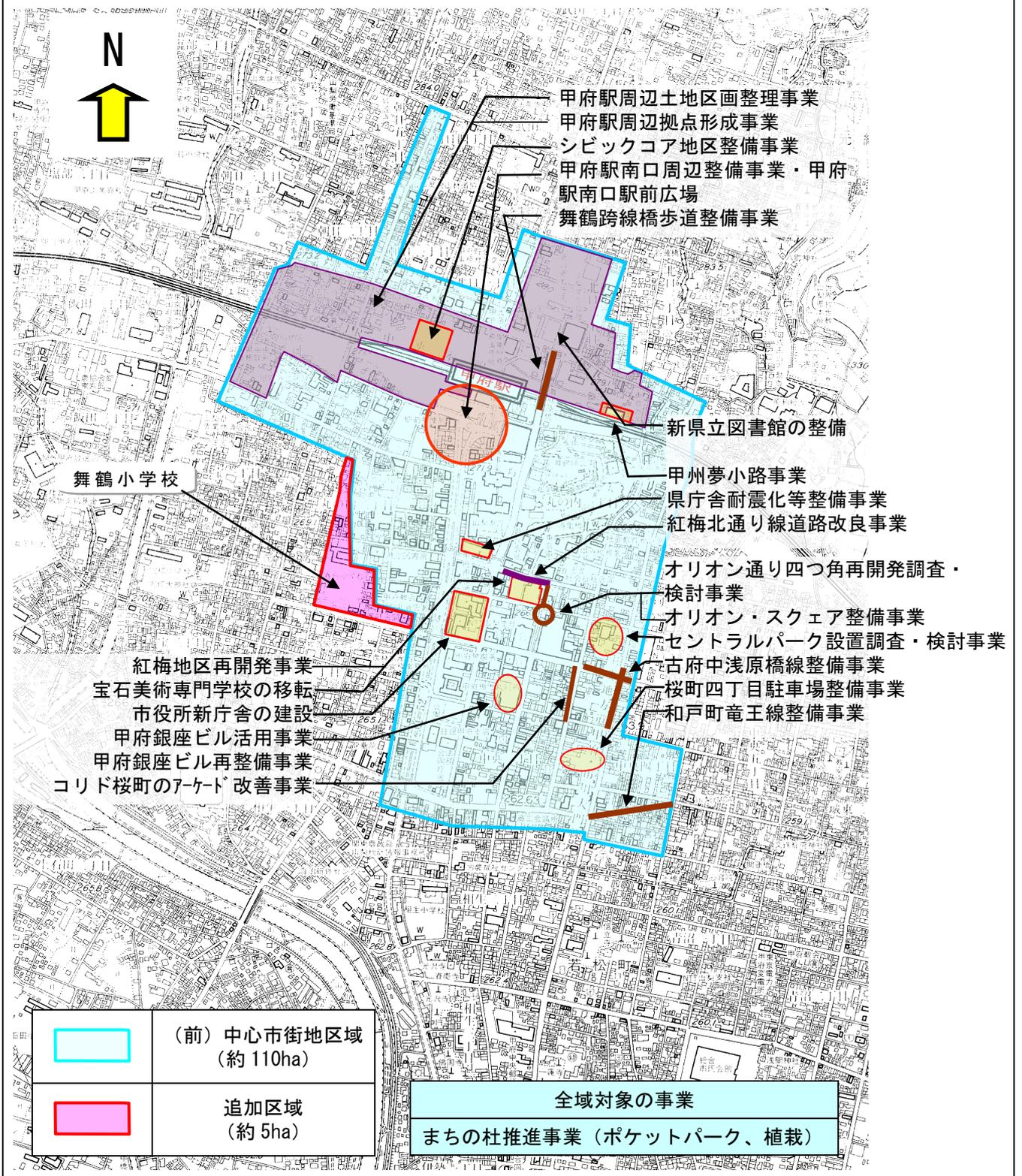
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業  
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 共通駐車場システム構築事業</p> <p>○内容 商店街、大型店、駐車場事業者が連携して共通無料駐車券システムを構築する</p> <p>○実施時期 H21～</p>	<p>合同会社まちづくり甲府</p>	<p>商店街、大型店、駐車場事業者が連携して共通無料駐車券を発行する事業であり、大型店の駐車場を含み約千台分の駐車場の確保を予定している。商店街の売上増加と、無料で駐車できることによる来訪者の増加が見込まれることから、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目指す、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 バス利用買い物客への乗車券サービス事業</p> <p>○内容 バス利用買い物客への乗車券サービス</p> <p>○実施時期 H22～</p>	<p>合同会社まちづくり甲府</p>	<p>バス利用の買い物客へのバス利用券の配布し、来街者の利便性の向上を図ることから、バスの利用者の増加、商店街の売り上げの増加につながるため、買い物の場として楽しめる中心市街地の再生を目指す、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

中心市街地活性化の主な想定事業の位置図（ソフト事業を除く）



## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### (1) 甲府市における市内の推進体制について

平成18年12月7日、甲府市中心市街地の活性化を目指し、甲府市中心市街地活性化市内検討会議を設置した。この会議の役割は、

- ① 中心市街地の活性化に係る施策の評価と検証
- ② 中心市街地の活性化に係る課題の把握と分析
- ③ 中心市街地の活性化に係る計画の基本方向

であり、構成員は、副市長、企画部長、総務部長、庁舎建設計画監、市民生活部長、税務部長、福祉部長、環境部長、産業部長、都市建設部長、教育部長とした。

平成18年度から平成19年度にかけて、会議を3回開催し、関係部局が相互に知恵を出し合いながら、中心市街地活性化に向けて施策を検討した。

また、組織体制を見直し、企画部企画総室内に専従職員として2名を配置した。さらに、兼任職員として企画部企画総室政策課から1名、産業部産業振興室商工振興課から2名、都市建設部計画指導室都市計画課から2名を配置した。

平成20年度には、地域政策室を新設、地域政策調整監（部長）、地域政策室長の下に中心市街地活性化担当課長を配置し、地域の重要政策課題としての取り組みを推進している。

#### (2) 甲府市中心市街地活性化市内検討会議における検討経過

平成18年12月7日・甲府市中心市街地活性化市内検討会議の設置、今後の取組

平成19年2月2日・検証評価実施内容、年度内の作業スケジュール

平成19年11月1日・「甲府市中心市街地活性化基本計画」（骨子）

### (3) 市議会における検討状況

会 議 名	質 問 内 容
平成18年12月定例会	コンパクトシティを見据え、経済環境再構築に向けた中心市街地活性化
平成19年3月定例会	甲府南インター周辺から甲府駅北口の拠点施設への誘客
平成19年6月定例会	都市間競争に耐えられる魅力的な都市形成による中心市街地活性化
平成19年9月定例会	市庁舎建設と中心市街地活性化の関係
平成19年12月定例会	庁内体制、推進体制の整備、人材育成、組織間の連携強化
〃	現行計画の評価と新計画への反映、事業実施主体の責任の明確化
〃	エリア、事業の重点化、中心市街地活性化のコンセプト
〃	甲府駅北口から中心商店街への回遊性構築、駐車場の利便性向上
〃	住民ニーズの把握、公表、計画への反映
平成20年3月定例会	基本計画策定への取組み、事業概要、予算編成への位置づけ
平成20年6月定例会	郊外への大型店出店に対する対応、まちづくりと中心市街地活性化
平成20年9月定例会	中心市街地活性化基本計画について
〃	まちづくりの課題と中心市街地活性化

### (4) 中心市街地活性化基本計画策定委員会に関する事項

学識経験者、関係団体代表、地元商店街・自治会代表、一般公募者から成る甲府市中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置し、様々な議論を積み重ね、本計画の参考意見としてきた。また、同委員会のメンバーで、3部会（交通部会、商業部会、都市計画部会）を設置し、委員会での議論が有意義になるよう部会を11回開催し、検討を行った。

#### ○ 委員会での主な検討経緯

平成19年5月22日 「甲府市中心市街地活性化基本計画」策定に関する共通認識の醸成

平成19年6月19日 甲府市中心市街地活性化のための情報交換会

平成19年6月26日 計画記載想定事業、計画区域、数値目標 等

平成19年7月17日 交通部会・商業部会・都市計画部会報告、計画記載想定事業の検討 等

平成19年8月21日 各部会報告、中心市街地活性化に関する市民アンケート調査報告書 等

平成19年9月26日 各部会報告、計画区域の研究、ワークショップ会議録 等

平成19年10月30日 キャッチコピー、成果指標 等

○ 甲府市中心市街地活性化基本計画策定委員会構成員（平成 19 年 10 月 30 日現在）

役職	氏名	所属
委員長	市原 実	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 教授
副委員長	輿石 陽	甲府商店街連盟 副会長
委員	佐々木 邦明	山梨大学大学院 工学研究部 准教授
委員	藤波 匠	山梨総合研究所 主任研究員
委員	丸茂 紀彦	甲府商工会議所 副会頭
委員	長田 孝三	(社)日本建築家協会山梨地域会 会長
委員	一瀬 文仁	山梨交通(株)バス事業部 部長
委員	保坂 恒政	甲府市自治会連合会 会長
委員	柳場 正喜	甲府市大型店協議会(株)岡島 店長
委員	柳本 恵子	甲府市児童民生委員協議会 副会長
委員	志村 康子	甲府市女性団体連絡協議会 副会長
委員	加藤 孝	公募
委員	飯島 正樹	公募
委員	代田 一郎	公募
委員	塚田 涼子	公募(学生)
オブザーバー	首藤 祐司	甲府市 副市長
オブザーバー	深沢 博昭	山梨県 商工労働部 商業振興金融課 課長

○ 活動状況

- ・ 委員会 6 回、専門部会 11 回、勉強会 1 回の開催
- ・ 「中心市街地活性化基本計画骨子」報告書の作成

○ 報告の内容（一部）

テーマ 『自分参加でつくる 生き甲斐都市こうふ』

基本計画の方針を端的に、分かりやすく表現するために、「自分参加でつくる 生き甲斐都市こうふ」というキャッチフレーズを掲げた。

「第五次甲府市総合計画」の将来像である「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」との整合性や、これまでの中心市街地活性化への取り組みにおいて、だれが事業実施の主体者なのか明確でなかったという課題などに立ち、すべての人が「中心市街地を再生させる」という熱意を持ち、同じ方向を目指し、それぞれが参加者であるという意識を持つことが最重要であるとの考えから、「自分参加」という言葉に至った。

さらに、自分自身が参加する中で、自分にとっての甲府市の良さ、中心市街地の良さを発見し、喜び、「生き甲斐」を感じることを重要と考えた。

また、「生き甲斐」の中には、甲斐＝山梨、甲府のイメージも持たせたものである。

そして、「自分参加」、「生き甲斐」を实践するためのまちづくりの方針として、次の4点を掲げる。

- ① にぎわいがあり住んで訪れて喜びを感じられるまち
- ② 歴史や文化を感じられるまち
- ③ すべての人にやさしいまち
- ④ 協働でつくる持続性のあるまち

## [ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 概要

甲府市中心市街地活性化協議会は、甲府商工会議所と甲府中央まちづくり(株)が、中心となり、平成19年4月13日に設立された。当協議会の設立までには、準備会を3回に渡り開催し、検討を進めてきた。

- 平成18年12月21日 ・他都市の事例を踏まえた中心市街地活性化協議会の具体的な内容、準備会の今後のスケジュール等について
- 平成19年1月24日 ・甲府市の中心市街地活性化基本計画策定への取り組みの現況、協議会のメンバー・運営体制、規約等についての検討、協議会の活動計画についての検討
- 平成19年3月16日 ・設立総会に向けて検討内容の最終確認

また、会議の内容等は、甲府商工会議所のHPにて公開されている。

<http://www.kofucci.or.jp/cci/syogyou/kyogikai/>

### (2) 意見書

平成20年9月25日

甲 府 市 長  
宮 島 雅 展 殿

甲府市中心市街地活性化協議会  
会 長 望 月 政 男

「甲府市中心市街地活性化基本計画案」について(回答)

時下 ますますご健勝のことと存じお喜び申し上げます。

常日頃より甲府市中心市街地の活性化にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会は、甲府商工会議所と甲府中央まちづくり(株)が中心となり、平成19年4月13日に設立した組織であります。

当協議会は、平成18年改正された「中心市街地活性化法」第9条第1項に基づいて、商業者だけに留まらず、地域住民や地権者、消費者代表、交通事業者、金融事業者等さまざまな方々に参画していただき、各地方自治体が策定する基本計画に意見を述べる他、新たな活性化事業等を提案する役割を担う法定組織となっております。

また、設立以来、協議会全体会議並びにワーキング会議を重ねる中、昨年10月には、貴市が策定を検討している「甲府市中心市街地活性化基本計画」に掲載いた

だけのような具体的な事業を取りまとめ提案したところでもあります。

このような状況の中、平成20年9月22日付け企発第348号による文書をもって、当協議会宛標記計画の素案についての意見聴取の依頼がありました。

これを受けて、過日(9月25日)第7回全体会議を開催、標記計画の素案を説明し、出席委員に対して意見を聴取したところ、出席委員全員より承諾を賜りましたので、本協議会は「甲府市中心市街地活性化基本計画」に掲載されている事項について賛同いたします。

なお、下記のとおり、前回の全体会議も含めいくつかの意見が出されましたが、今後中心市街地の活性化に向けて、必要な事項と考えますので、公民協同により事業を推進することを望みます。

最後に、公民一体となって進めてきたまちづくりを今まで以上に推進していくため、貴市が甲府市中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んだことは、高く評価するところであり、早急に基本計画を策定し国から認定を受けることを強く望んでおります。

また、本協議会及び民間事業者は、中心市街地の活性化に向けて事業を推進して参りますので、貴市の積極的な支援をお願い申し上げます。

## 記

### 本協議会の意見

- ・今回計画した以外に、魅力ある新しい事業の動きがあった場合は、追加事業として積極的に計画に盛り込むこと。
- ・観光的要素も付加して中心市街地の活性化を図っていくという観点から、次のような事業の検討を望む。
  - ①空き店舗を活用して山梨の農産物などを販売する事業
  - ②紅梅町の再開発ビルに設置される宝石美術専門学校を活用した事業
  - ③「かいてらす」のような地場産品を販売する施設の設置
  - ④ほうとうなどの食を活用した事業
  - ⑤舞鶴城を活用した事業
- ・市民が計画の中身を理解し、どのようなまちになるのかイメージし易いように、効果的な周知に努めること。
- ・数値目標の小売販売額に関しては、集客が小売店の売上げに繋がるよう、より一層の事業の充実に向け、今後も継続的に取り組むこと。

### (3) 開催状況

平成19年4月13日	協議会の役割、会長・副会長の選任、甲府市の計画策定スケジュールの説明と旧計画の検証概要の報告、青森市・富山市の認定計画の概要及び全国の状況
平成19年6月4日	交通・駐車場等検討ワーキンググループの設置、長野市視察
平成19年8月8日	交通問題検討ワーキンググループの活動状況、商店街検討事業の状況、甲州夢小路（仮称）事業の提案、商店街関連のソフト事業の提案
平成19年10月11日	まちづくりを取り巻く最近の状況、甲府市中心市街地活性化基本計画策定の状況、中心市街地活性化基本計画提案事業、ペルメ桜町・コリド桜町に提案した事業（案）
※平成19年10月22日	市長に対する事業提案書提出
平成20年1月16日	「甲府市中心市街地活性化基本計画」（たたき案）に関する審議
平成20年6月3日	まちづくり会社の設立について
平成20年9月25日	甲府市中心市街地活性化基本計画最終提出案、LLCまちづくり甲府の活動状況
平成21年3月13日	甲府市中心市街地活性化基本計画の特例区域の指定、甲府市中心市街地活性化基本計画の認定57事業、規約の改正（協議会実施主体及び事務局の変更）、任期2年経過に伴う委員継続
平成21年8月27日	基本計画の進捗状況並びに市庁舎デザイン案、合同会社まちづくり甲府の平成21年度事業
平成22年2月9日	中心市街地活性化基本計画並びに市庁舎の進捗状況、甲府銀座ビル、甲府紅梅地区再開発事業の進捗状況、甲府中心商店街歩行量調査
平成22年6月21日	甲府市中心市街地活性化基本計画の修正、甲府駅北口拠点整備、合同会社まちづくり甲府の平成22年度事業
平成23年3月17日	甲府市中心市街地活性化基本計画の進捗状況、中心市街地再生モデル事業、駐車サービスガイドマップ、一店逸品事業
平成23年6月15日	基本計画の進捗状況及び市庁舎の建設、ココリ（商業フロア）の近況、合同会社まちづくり甲府の平成23年度事業
平成24年12月21日	基本計画の現状報告、基本計画の今後の方向性
平成25年6月28日	中心市街地活性化基本計画の変更、新たな中心市街地活性化基本計画の策定
平成25年12月24日	委員の変更に伴う会長の選任、中心市街地活性化基本計画の骨子（案）

#### (4) 規約、構成員

##### ○ 甲府市中心市街地活性化協議会 規約

###### (協議会の設置)

第1条 甲府商工会議所及び甲府中央まちづくり(株)は、中心市街地活性化法第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

###### (名称)

第2条 本会は、「甲府市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

###### (事務所)

第3条 協議会は、事務所を山梨県甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所内に置く。

###### (目的)

第4条 協議会は、甲府市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、甲府市中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

###### (活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 甲府市が、作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施

###### (構成及び組織)

第6条 協議会は、次の(1)～(4)号の委員及び(5)号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 甲府商工会議所
- (2) 甲府中央まちづくり(株)
- (3) 甲府市
- (4) 中心市街地活性化法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に関する活動・事業を行うもので、協議会の目的に賛同するもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 協議会の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。

4 協議会の運営について助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

###### (入会)

第7条 協議会の趣旨に賛同し、新たに入会をしようとするものは、協議会の承認を得て、構成員となることができる。

###### (退会)

第8条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 構成員が死亡したとき又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(会費)

第9条 会費は、必要に応じ別途定める。

(除名)

第10条 構成員が、協議会の名誉をき損し又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、協議会の会議において、構成員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会の会議において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第11条 協議会に、会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠員したときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員会及び全体会議とし、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員又は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。なお、欠席の場合、委任状をもって出席と見なすことができる。

3 会議は、出席委員又は出席構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協議会の庶務は、甲府商工会議所（以下「事務局」という。）において処理する。

(公表)

第15条 協議会の公表は、事務局のホームページに掲示することによりこれを行う。

(解散)

第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附則

1 この規約は、平成19年4月13日から施行する。

2 この改正規約は、平成19年6月4日から施行する。

3 この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りその効力を失う。

4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

○ 甲府市中心市街地活性化協議会構成員

(H20. 7. 1 現在)

区分	法令根拠	構成員	協議会委員	役職名	
経済活力の向上	法第15条第1項関係 (商工会議所)	甲府商工会議所	副会頭	望月 政男	会長
			常議員	丸茂 紀彦	
			事務局長	笹本 文人	
都市機能の増進	法第15条第1項関係 (まちづくり会社)	甲府中央まちづくり(株)	専務取締役	高野 洋志雄	
市街地の整備改善	法第15条第4項関係 (市)	甲府市	副市長	宇野 善昌	
商業活性化	法第15条第4項関係 (商業者)	甲府商店街連盟	会長	長坂 善雄	副会長
		甲府中央商店街新生協議会	会長	河西 真一	
		朝日通り商店街(協)	理事長	樋口 幹男	
		甲府市大型店協議会	会長	大村 俊介	副会長
市街地の整備改善	法第15条第4項関係 (地権者)	紅梅地区再開発組合	理事長	宇佐美 太郎	
住民代表	法第15条第4項関係	春日地区自治会連合会	会長	浅川 健一	
			副会長	清水 明	
地域経済代表	法第15条第8項関係 (地域経済)	(株)山梨中央銀行	取締役 営業統括部長	有井 昇	副会長
公共交通機関	法第15条第4項関係 (交通事業者)	山梨交通(株)	常務取締役	雨宮 正英	
消費者代表	法第15条第4項関係	甲府市女性団体連絡協議会	会長	牛奥 久代	
		子育て支援団体ハッピーキッズ	代表	森澤 昌子	
有識者	法第15条第8項関係 (学識者)	山梨県立大学	国際政策学部 総合政策学科教授	市原 実	
コミュニティ団体	法第15条第8項関係	NPO法人街づくり文化フォーラム	理事長	丹沢 良治	

オブザーバー

区分	法令根拠	団体	団体役職名	氏名
関係行政機関等	法第15条第7項関係	山梨県商業振興金融課	課長	岩波 輝明
	法第15条第8項関係	甲府警察署交通課	課長	遠藤 弘

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

#### (1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

##### ① 甲府市民に対する意識調査

「地域消費動向調査報告書」、「甲府市市役所新庁舎建設に係る基礎調査」、「甲府中心市街地活性化に関する市民アンケート調査」については、別掲1 (P20～) [3]

①④⑤のとおり。

##### ② 市民ワークショップ

「甲府・まちなかを語る会」、「甲府・中心市街地を語る会」については、別掲1 (P29) [3]②③のとおり。

##### ③ 市民説明会

甲府市中心市街地活性化基本計画についての市民説明会を、平成19年11月20日開催し、市民89名が参加した。説明会では、基本計画の骨子(案)と記載事業(案)を説明した。

- ・ 事業に実際に参加したい。参加する手続きを教えてほしい
  - ・ 若者などが意見を言える場を確保してほしい
  - ・ 今、中心市街地に居住している人たちが喜ぶ事業をしてほしい
  - ・ まちづくり会社を早く立ち上げてほしい
  - ・ 各事業をリンクさせて実施してほしい
  - ・ まちづくりファンドを創設してその運用益でまちづくりをしてほしい
  - ・ ゴミと防災に強いまちづくりをしてほしい
  - ・ 高齢者の方が集まれる拠点をつくってほしい
  - ・ 核となる大型店舗がほしい
  - ・ ワイン、ジュエリーで観光客を甲府のまちによんでほしい
- など、14名から意見が述べられた。

##### ④ 市民意見の募集

「甲府市中心市街地活性化基本計画の骨子(案)」に対する市民意見の募集(パブリックコメント)を平成19年11月22日から平成19年12月21日までの1ヶ月間実施した。ワインや宝石のブランド化、商店主の育成及びまちづくり会社への参画、若者の意見の反映、市民まちづくり組織の充実、環境にやさしいまちづくり等の意見があり、貴重なニーズ・意見と捉え基本計画への反映・参考とした。

#### ※ パブリックコメントの概要

平成19年11月22日から1ヶ月間、「甲府市中心市街地活性化基本計画(骨子)」に対する意見募集を行ったところ、7件の意見がありそれに対する市の考え方を市ホームページで公表した。

区分	提出人数	意見件数
郵送	0人	0件
FAX	0人	0件
電子メール	3人	7件
計	3人	7件

## (2) 地域ぐるみでの取り組み状況

### ① 桜座の活動

かつて、甲府に住んだことのある太宰治は「きれいに文化のしみとおっているまち」と甲府を表現していた。明治・大正時代・昭和の初期にかけて、甲府市中心地には「桜座」という芝居小屋があり、歌舞伎や芝居、演説会が行われ庶民の娯楽施設として親しまれていた。しかし、今から78年前この庶民の芝居小屋桜座は姿を消してしまった。平成17年NPO法人 街づくり文化フォーラムが中心となり、この文化の薫る甲府のまちという空間を取り戻すために、その核として現代版桜座を復活させ、芸術・文化を切り口としたまちの活性化と郊外店舗との差別化を図っている。

#### <具体的な内容>

- ・ 市民の趣味の発表や芸術家の作品・表現の発表を通しての交流の場提供
- ・ 演劇、音楽、寄席、舞踊、マジックなどプロやアマチュアの発表の場提供
- ・ 来街者がアートを感じるまちの演出を協働で実施
- ・ 商店街との連携による各種イベントの実施

### ② こうふ食倶楽部の活動

甲府市職員有志が中心となって、郷土の活性化を目的に食を活かしたイベント等の企画・運営を行っている。

#### <活動事例>

- ・ ほうとうの無料配布  
平成20年3月9日 ヴァンフォーレ甲府開幕戦 1,000食  
平成20年4月5日 信玄公祭り甲州軍団出陣 700食
- ・ ほうとう新聞、ほうとうマップの製作、無料配布 (2回実施、各1,000部)

### ③ 四菱まちづくり総合研究室 (通称：よつびし総研) の活動

山梨県立大学の学生が中心となって、他大学の学生・市民団体も参画して甲府市中心市街地の活性化に取り組んでいる。

#### <具体的な活動の一例>

和太鼓部・アカペラ部・ダンス部	路上ライブ、ストリートパフォーマンスの発表会
-----------------	------------------------

甲府中心市街地あるもの探し	甲府にしかないモノを捜し、甲府市へ提案。街づくりに活用しようという企画
どこいこマップづくり	「男の子向けお店」、「女の子向けお店」、「カップル向けのお店」を調査し、商店主からおすすめ商品、学割、定休日、営業時間等を取材しマップ作成。マップは大学構内に掲示。
商店主は先生	学生に甲府商店街のことを知ってもらう企画。商店街の店主を招いて、その店の歴史や甲府の移り変わり等勉強（毎月1回開催）。
夏休み！親子で曲芸ワークショップ	甲府市出身の伝統芸能師、甲府商工会議所と連携し、親子のコミュニケーションをとる場を提供することを目的に実施。
ガチンコジウムの実施	甲府のまちづくりフォーラムとして随時実施している。 平成19年10月の事例 第一部 NPO法人「大学コンソーシアム」によるイベント（キッズパーク、やまなし食べつくし、学生ロックフェス等） 第二部 ゲストによるまちづくり事例紹介 田村明氏（法政大学名誉教授）、石田芳弘氏（前犬山市長）、笹原司朗氏（長浜市黒壁スクエア前代表）、宮島雅展（甲府市長） 第三部 ガチンコジウム「よみがえれ！甲府中心街」
中心市街地フットパス	中心市街地を徒歩でめぐり魅力の再発見。学生がそれまでに調査した内容を生かし案内をする。
四都県学生まちづくりガチンコ集会	岐阜、静岡、東京、山梨の学生によるまちづくりの事例紹介とシンポジウム

#### ④ 甲府大好きまつり

舞鶴城公園や中央商店街をメイン会場に、音楽隊・きやり・みこし・山車による「祭りパレード」が繰り広げられる。パレードの後には、甲府大好き音頭の音楽とともに企業や様々な団体により組織された踊り手が続く。

最後は、夏空を焦がす大輪の花火大会で終了する。

#### ⑤ 甲府銀座七夕祭り

甲府市銀座で七夕の時期に開催される。人気アニメの飾り付けや数多くの七夕用吹流しなどがアーケードに飾り付けられる。

路上には数多くの屋台が並び、市民の交流、憩いの機会となっている。

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### [ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方

#### ( 1 ) まちづくり・都市計画に関する考え方

「第5次甲府市総合計画」(平成18年6月策定)においては、5つの基本目標を設定しているが、その中の都市基盤の整備に関しては、「魅力と活気のあるだれもが住みたい楽しいまち」を目標に、地方中核都市にふさわしい都市拠点の形成により、だれもが訪れ、住みたくなるまちづくりを推進する、としている。

これを受け、「甲府市都市計画マスタープラン」(平成20年3月策定)においては、まちづくりの基本方針を「成長と拡大を基調としたまちづくり」から「効率的で持続可能なまちづくり」へと転換し、中心市街地ゾーンにおいては、土地の高度利用を図る再開発事業や民間開発事業の促進を通じて、行政、文化、教育、商業、業務、娯楽、情報、居住など、広域、高次の都市機能が複合的に集約された都市拠点の形成を進め、また、バスや電車などの公共交通機関の利便性を確保し、車への依存度を少なくし、高齢化社会にも対応できる、歩いて暮らせる便利なまちづくりを進める、としている。

#### ( 2 ) 準工業地域大規模集客施設の立地制限

本市では、大規模集客施設の郊外への立地を規制するため、準工業地域において、「特別用途地区(大規模集客施設制限地区)」の指定を行い、大規模集客施設(床面積1万㎡超の店舗、飲食店、映画館、アミューズメント施設、展示場等)の立地を不可とする。

#### ( 3 ) 大規模小売店舗立地法の特別措置による商業集積

郊外における大規模集客施設の立地を規制のみでは、中心市街地への商業集積の促進を図るには不十分であることから、中心市街地において大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化できる第一種大規模小売店舗立地法特別区域の設定について、山梨県に要請する。

## 〔2〕都市計画手法の活用

本市は、「魅力と活気のある誰もが住みたい楽しいまち」を第5次甲府市総合計画における都市基盤整備の基本目標に、機能に応じた適正な都心地区、都市軸と地域核の配置と保全すべき区域が明確となる「コンパクトな都市づくり」を目指している。

そのためには、本市の都心地区での都市整備等を進めるとともに、郊外部での大型施設等の立地を抑制する土地利用コントロールが必要である。

一方、平成18年5月、中心市街地の再生と活性化のために、中心市街地活性化の施策の実施及び都市的土地利用の適正配置の誘導等を図ることを目的とした「まちづくり3法」（都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）と併せ、建築基準法の改正が行われた。

このことにより、現行の都市計画法及び建築基準法では、床面積1万㎡超の店舗等の大規模集客施設の立地は、第二種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域、非線引き都市計画区域の白地区域（用途地域が定められていない地域）で可能であったが、改正後は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域の3用途地域に限定されることとなった。

しかし、この地域のうち商業系を除いた本市の準工業地域は、市街地のフリンジ（外縁部）で、比較的幹線道路の沿道に接する場所に位置し、工場地等の大規模な一団地の敷地規模を有する地区が多くある。

したがって、本市では、これら準工業地域において、「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」の指定を行い、大規模集客施設（床面積1万㎡超の店舗、飲食店、映画館、アミューズメント施設、展示場等）の立地を不可とする。

平成19年11月にパブリックコメントにより、市民の意見を求め、大規模集客施設を制限する特別用途地区の都市計画を決定するとともに、この地区に建築の制限を行う「甲府市特別用途地区建築条例」が平成20年3月甲府市議会定例会で可決され、6月1日より施行された。

### [3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

#### (1) 中心市街地における大規模建設物等の既存ストックの状況

昭和から平成にかけて、中心商店街は非常ににぎわったが、平成10年に入り、トポス甲府店（平成10年）、甲府西武（平成11年）が相次いで閉店するなど、衰退傾向に転じた。現在、トポス甲府店は、1，2階を地元総合スーパーのオギノが入り、4階は甲府市の「こうふアルジャン」が入っている。甲府西武は山梨県が買取り、2階は情報プラザやパスポートセンターとして活用している。3階には甲府市の事務室がある。地下では、平成19年の大河ドラマの放映に合わせて風林火山博が開催され、1階では、県産品の販売が行なわれ、観光客でにぎわった。

#### (2) 本市の行政機関、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの都市福利施設の立地状況

本市における主要施設の立地状況は次のとおりである。都市福利施設の郊外部への立地、移転は平成になってからでは、県立の文学館、国際交流センター、アイメッセ山梨、市立病院、総合市民会館が整備され、山梨英和大学が甲府駅北口の愛宕から郊外部へ移転した。現時点では、市の行政機関など都市福利施設が中心市街地の区域外へ移転する計画はない。

中心市街地	
学校関係	朝日小学校
	舞鶴小学校
	新紺屋小学校
	富士川小学校
	甲府工業高校
公共施設	山梨県庁
	山梨県警察本部
	中央消防署
	県民情報プラザ
	県立図書館
	甲府アルジャン
	甲府駅
	甲府駅周辺土地区画整理事業用地
	甲府警察署
	甲府市役所
	社会教育センター
	中央部市民センター
	ボランティアセンター
	中央公民館
	中央公園
舞鶴城公園	
歴史公園	
病院	共立病院

## 中心市街地及び周辺の主な都市福利施設の分布状況



### (3) 本市及び周辺の大規模小売店舗の立地状況

本市及び周辺の店舗面積 10,000 m<sup>2</sup>を超える大規模小売店舗の概要は以下のとおりである。

甲府市周辺の大規模小売店舗(店舗面積10,000m<sup>2</sup>以上)

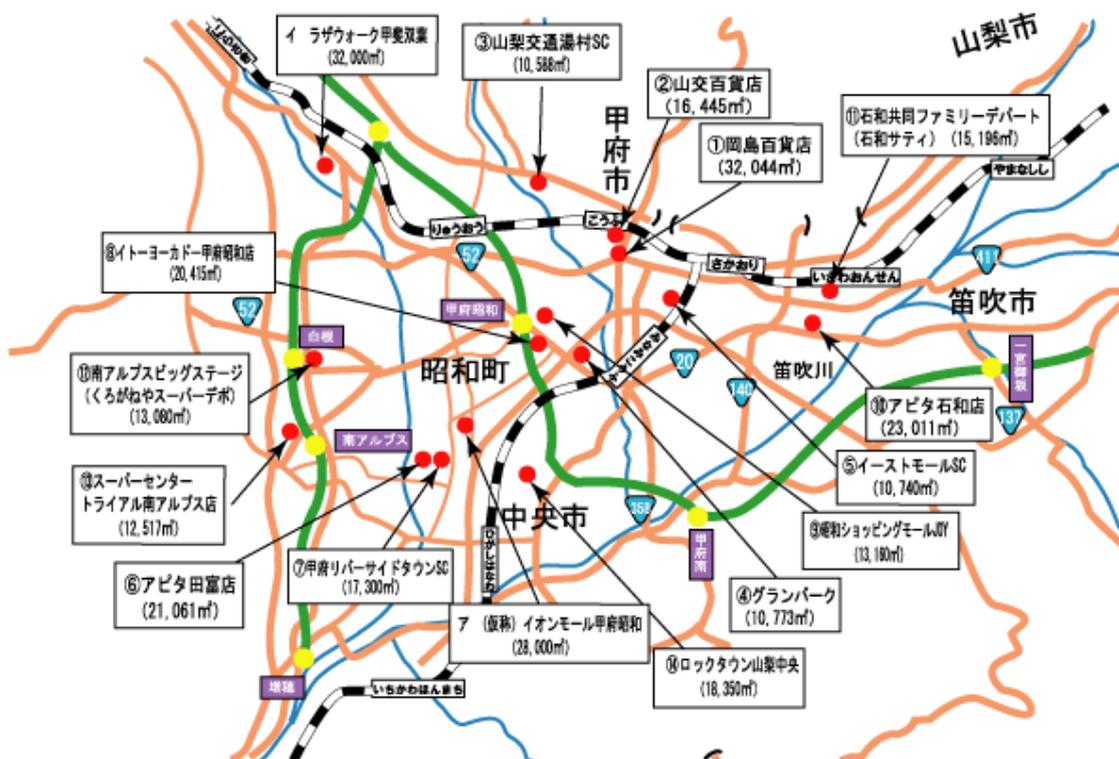
	店舗名	市町村名	所在地	開店	店舗面積(m <sup>2</sup> )
1	岡島百貨店	甲府市	丸の内	S11.3	32,044
2	山交百貨店	甲府市	丸の内	S29.6	16,445
3	山梨交通湯村SC	甲府市	千塚	H2.11	10,588
4	GRANPARK(グランパーク)	甲府市	国母	H9.11	10,773
5	イーストモールSC	甲府市	朝気	H1.3	10,740
6	アピタ田富店	中央市	山之神	H10.10	21,061
7	甲府リバーサイドタウンSC	中央市	山之神	S62.11	17,300
8	イトーヨーカドー甲府昭和店	昭和町	西条	H12.2	20,415
9	昭和ショッピングモールJOY	昭和町	清水新居	H5.11	13,160
10	アピタ石和店	笛吹市	石和町窪中島	H17.9	23,011
11	石和共同ファミリーデパート(石和サティ)	笛吹市	石和町松本	H2.2	15,196
12	南アルプスビッグステージ(くろがねやスーパーデポ)	南アルプス市	在家塚	H16.4	13,080
13	スーパーセンタートライアル南アルプス店	南アルプス市	十五所	H6.10	12,517
14	ロックタウン山梨中央	中央市	下河東	H20.6	18,350

資料: 東洋経済新報社「全国大型小売店総覧2007」をもとに作成

甲府市周辺で出店予定の大規模小売店舗(店舗面積10,000m<sup>2</sup>以上)

	店舗名等	市町村名	所在地	開店予定	店舗面積(m <sup>2</sup> )
ア	(仮称)イオンモール甲府昭和	昭和町	常永	H22.4	28,000
イ	ラザウォーク甲斐双葉	甲斐市	志田	H21.2	32,000

資料: 大規模小売店舗立地法届出、新聞報道をもとに作成



#### [ 4 ] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下の事業を進め、これらの事業の相乗的な事業効果により、中心市街地の活性化を図る。

#### 4 市街地の整備改善のための事業

- ・ 甲府駅周辺拠点形成事業
- ・ 紅梅地区再開発事業
- ・ 甲府駅周辺土地地区画整理事業
- ・ シビックコア地区整備事業
- ・ 舞鶴跨線橋歩道整備事業

#### 5 都市福利施設を整備する事業

- ・ 宝石美術専門学校移転事業
- ・ 市役所新庁舎の建設
- ・ NHK 甲府放送局移転事業
- ・ 県庁舎耐震化等整備事業
- ・ 新県立図書館の整備
- ・ まちなか健やかサロン事業
- ・ 中心市街地におけるサテライト事業の実施

#### 6 居住環境向上のための事業

- ・ 紅梅地区再開発事業
- ・ まちなか定住促進事業

#### 7 商業の活性化のための事業

- ・ 大規模小売店舗立地法にかかる特例区域の設置
- ・ 商店街の店舗デザイン向上事業
- ・ 県民情報プラザの利活用
- ・ 甲州夢小路事業
- ・ オリオン・スクエア整備事業

#### 8 4 から 7 までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ 無料回遊バス・レトボンの利便性向上事業
- ・ 共通駐車場システム構築事業
- ・ バス利用買い物客への乗車券サービス事業

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [ 1 ] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### ( 1 ) 事業の実効性の確保と課題の継続的検討

本基本計画に記載する事業については、「中心市街地活性化協議会」、「中心市街地活性化基本計画策定委員会」等における検討内容を尊重するとともに、実践的な活動に裏づけられた事業を選定することに留意した。

また、事業の推進に関しては、新たに設置する「中心市街地まちづくり会議」においても検証を行っていくこととなっており、行政のみでなく、外部からの本基本計画のフォローアップが可能となる。

さらに、調査・検討が必要な事業や今回記載できなかつた事業については、「中心市街地活性化庁内検討会議」や新たに設置する「中心市街地まちづくり会議」において継続的な検討を行い、具体的な事業への進展を目指す。

#### ( 2 ) 関係者の主体的な取組みと連携

これまでの中心市街地活性化への取組みの反省から、計画実践のキーワードとして、「自らが主体的に参加する」ことが挙げられる。

本基本計画は、「中心市街地活性化協議会」、「中心市街地活性化基本計画策定委員会」等における議論、市民ワークショップ、市民アンケートの実施など様々な市民の協働のもとに策定したものであるが、その経験と熱意を継続し、今後も住民、事業者、行政などのそれぞれが参加者としての意識を強く持ち、主体的に取り組んでいくことが重要である。

また、その中でも主導的な立場を担っていくこととなる、「中心市街地活性化協議会」、「合同会社まちづくり甲府」、「中心市街地まちづくり会議」等の組織の充実、連携を図っていく。

## [ 2 ] 都市計画との調和等

### ( 1 ) 第 5 次甲府市総合計画 (平成 1 8 年 6 月策定)

総合計画においては 5 つの基本目標を設定しているが、その中の都市基盤の整備に関しては、「魅力と活気のあるだれもが住みたい楽しいまち」を目標に、地方中核都市にふさわしい都市拠点の形成により、だれもが訪れ、住みたくなるまちづくりを推進する、としている。

### ( 2 ) 甲府市都市計画マスタープラン (平成 2 0 年 3 月策定)

マスタープランの中では、まちづくりの基本方針を「成長と拡大を基調としたまちづくり」から「効率的で持続可能なまちづくり」へと転換し、中心市街地ゾーンにおいては、土地の高度利用を図る再開発事業や民間開発事業の促進を通じて、行政、文化、教育、商業、業務、娯楽、情報、居住など、広域、高次の都市機能が複合的に集約された都市拠点の形成を進め、また、バスや電車などの公共交通機関の利便性を確保し、車への依存度を少なくし、高齢化社会にも対応できる、歩いて暮らせる便利なまちづくりを進める、としている。

### ( 3 ) 甲府圏域地方拠点都市地域基本計画 (平成 1 8 年 3 月策定)

拠点計画の中では、5 つの拠点区域の 1 つである「甲府駅周辺新都市拠点整備地区」が、今回の基本計画の区域内に設定されている。同整備地区では、商業・業務・文化・情報など多様な都市機能を有する中枢地区として、本地域の一体的整備を図るための核としての役割を担う。また、交通・情報通信ネットワークにより、その整備効果を他の全ての拠点地区に波及させ、本地域全体としての拠点性を向上させる、としている。

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1及び3に記載
	認定の手續	9[2]に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4～8に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4～8に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4～8に記載